



和

ほほ笑み
あふれる

第5次総合計画

のまちづくり



上牧町

平成29年4月



「ほほ笑みあふれる 和のまちづくり」 を目指して



上牧町は、大阪への通勤圏内という好条件下にあることから 1971 年（昭和 46 年）に人口増加率日本一を記録し、1972 年（昭和 47 年）に町制が施行されました。これまで、先人のたゆまぬ努力により、豊かな自然と住宅、商業等が調和したベッドタウン（住宅地）として発展を続けてまいりました。

そうしたなか、近年では人口減少や少子高齢化の急速な進行と、それに伴う地域におけるコミュニティ機能の低下、震災などの自然災害や刻々と変化する社会経済情勢に対する不安など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い、町民のニーズは高度かつ多様化しております。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、この度、2017 年度（平成 29 年度）から 10 年間のまちづくりの指針としての「上牧町第 5 次総合計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「第 5 次上牧町総合計画審議会」を設置するとともに、「町民アンケート」、「町民ワーキング会議」、「各種団体等ヒアリング」を通じて、広く町民の皆さまのご意見を募り、できる限り多くの町民の皆さまにご参加いただくなかで、町の実情と真摯に向き合い検討を重ねてまいりました。

本計画では、地域の課題の解決に向けて、子育て支援や教育の充実、健康・生きがいづくりに取り組むとともに、コミュニティの再構築による防災対策や地域における見守り体制の強化により町民の安全安心を確保し、誰もが幸せを感じることのできる「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」を目指します。

今後はこの計画に基づき、本町のまちづくりにおける最高規範性を有する「上牧町まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえながら、6.14 km²のコンパクトな町域のなかで、町民の皆さまと議会、行政による「協働と連携」のまちづくりが推進できるよう手を携えながら進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係各位をはじめ、アンケートやワーキング会議、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに心からの感謝を申し上げます。

上牧町長 今 中 富 夫



上牧町章

上牧町の上を図案化し、中心部の花卉は、槇の葉とクローバの組合せであり、行政機関の伸長を願い、八つの葉は、それぞれ住民の幸福と職業大別を表現したパターンでそれを人間の頭脳位置に置き、町政の大切さを表わして人間が輪をつくり、上牧町の繁栄に協力する姿をシンボルパターンとする。



町の木「槇」

槇の木は庭木としてよく植えられています。幹はまっすぐに伸び、葉は密生していて上を向いています。しかも決して下を向かないといわれています。この木のように人の心もまっすぐで、すばらしい住みよいまちづくりをイメージしています。



町の花「ゆり」

ササユリは、かつて町内の丘陵地帯に数多く自生していました。ササユリの清楚なイメージから清く美しい心を持ち家庭生活に心の安らぎをおぼえる花として選ばれました。

上牧町町民憲章

わたくしたちは美しい緑と輝く太陽の自然に恵まれ平和で豊かな未来をめざす上牧町の町民です。

- 1 心のふれあいを大切に楽しい町をつくりましょう。
- 1 自然を愛しきれいな住みよい町をつくりましょう。
- 1 健康のよろこびをもち明るい町をつくりましょう。
- 1 教養を高め文化を育て豊かな町をつくりましょう。
- 1 みんなのしあわせを願い平和な町をつくりましょう。

上牧町まちづくり基本条例

上牧町では、これまで「参画と協働によるまちづくり」を推進してきました。その考え方を整理し、地方分権の時代にふさわしい、将来を見ずえた上牧町のまちづくりの基本となる「上牧町まちづくり基本条例」を制定しました。

今後、この条例に基づいて町民を主役としたまちづくりが、一層推進されることとなります。

まちづくりの基本原則

情報共有

町民、議会及び執行機関による、参画と協働のまちづくりを推進するうえで、必要となる情報はお互いに共有することが重要です。「情報の共有」は、「町民の知る権利」を尊重するとともに、正確かつ積極的に提供します。

参画協働

本町のまちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するよう努めるとともに、町民、議会及び執行機関がそれぞれの特性を活かして、連携・協働しながら進めます。

説明責任

議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町の施策について、結果だけでなく、施策の遂行過程における状況についても町民に分かりやすく説明します。

評価と見直し

本町のまちづくりに際しては、「計画（Plan）に立脚して実行（Do）し、その結果を検証及び評価（Check）し、さらなる改善（Action）に繋げる」というプロセスを継続的に繰り返していく仕組み（PDCA サイクル）を重視し、まちづくりを行います。

目 次

第1部 基本構想	1
第I章 総合計画策定の趣旨と位置づけ	2
第1節 総合計画の策定の趣旨	2
第2節 総合計画の位置づけ	2
第3節 総合計画の構成と目標年次	3
第II章 総合計画策定の背景.....	4
第1節 上牧町を取り巻く環境.....	4
第2節 上牧町の特長	6
第3節 上牧町第4次総合計画の評価	7
第4節 上牧町の主要課題	8
第III章 まちづくりの基本理念.....	10
第IV章 上牧町の将来像	12
第V章 将来展望人口	13
第VI章 将来都市構想	14
第1節 都市の骨格となる「軸」	14
第2節 各種の都市機能の拠点となる「都市拠点」	15
第3節 土地利用の基本的な枠組みとなる「ゾーン」	16
第2部 基本計画	19
第I章 基本計画の構成.....	20
第II章 分野別計画	22
第1節 (行政・安全安心) 町民とともに築く安全で笑顔あふれるまちづくり	23
1-1 行政運営.....	24
1-2 広域行政.....	26
1-3 町民参画・協働・地域コミュニティ	28
1-4 情報の発信と共有	30
1-5 情報基盤.....	32
1-6 公共施設.....	34
1-7 防災	36
1-8 安全安心・防犯	38
第2節 (住民福祉) とともに支え合い健やかでときめきがうまれるまちづくり	41
2-1 保健	42
2-2 医療	44
2-3 高齢福祉.....	46
2-4 子育て支援	48
2-5 障害者(児)福祉	50
2-6 地域福祉.....	52
2-7 男女共同参画	54
2-8 人権啓発・平和	56

第3節（都市環境）快適で住み良く自慢できるまちづくり	59
3-1 交通体系	60
3-2 環境衛生	62
3-3 住宅	64
3-4 上水道・下水道	66
3-5 バリアフリー	68
3-6 環境保全	70
第4節（地域活性）地域の魅力を活かした賑わいがあふれるまちづくり	73
4-1 農業	74
4-2 商工業	76
4-3 労働環境	78
4-4 魅力づくり	80
第5節（教育文化）歴史文化が息づき上牧っ子を育むまちづくり	83
5-1 生涯学習	84
5-2 生涯スポーツ	86
5-3 人権教育	88
5-4 学校教育	90
5-5 就学前教育	92
5-6 文化財	94
第Ⅲ章 計画の推進	96
第1節 計画推進体制	96
第2節 進行管理の仕組み	97
第3部 資料	99
(1) 策定体制	100
(2) 計画策定経過	101
(3) 上牧町まちづくり基本条例	103
(4) 上牧町第5次総合計画審議会	108
(5) 上牧町第5次総合計画策定委員会	111
(6) 町民アンケート調査結果（概要）	113
(7) 第4次総合計画の各課における施策動向調査（各課ヒアリング）	117
(8) 町民ワーキング会議実施報告書（概要）	118
(9) 団体ヒアリング	120
(10) シンポジウム	121
(11) 諮問書	122
(12) 答申書	123

第 1 部 基本構想

第1章 総合計画策定の趣旨と位置づけ

第1節 総合計画の策定の趣旨

上牧町では、2007年（平成19年）に、2017年（平成29年）までの10年間におけるまちづくりに関する基本的な方針を定めた町政運営の最上位計画である第4次上牧町総合計画を策定し、同計画期間中の2010年（平成22年）からは上牧町まちづくり基本条例の制定に向けた取り組みに着手し、2014年（平成26年）4月に同条例を施行しました。

これらを踏まえ、第4次総合計画の目標年次の到来にあたり、上牧町まちづくり基本条例を根拠として新たに第5次総合計画を策定するものです。

第2節 総合計画の位置づけ

これまでは、地方自治法により、「基本構想」については、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、2011年（平成23年）の同法の改正に伴い、法的な策定義務がなくなり、市町村の任意の判断に委ねられることになりました。

本町においては、「上牧町まちづくり基本条例」の第9条第2項第1号及び第18条第1項を根拠として、基本構想と基本計画からなる総合計画を議会の議決を経て策定するものです。これまでの総合計画の進捗状況や新たな課題を的確に把握・整理し、社会経済状況の変化や時代の流れなど、本町を取り巻く諸状況を十分に認識し、総合的かつ戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとなるように策定します。また、厳しい財政状況下で策定する第5次総合計画は、より現実的ではあるものの町民が未来への希望を持てる計画としています。

第3節 総合計画の構成と目標年次

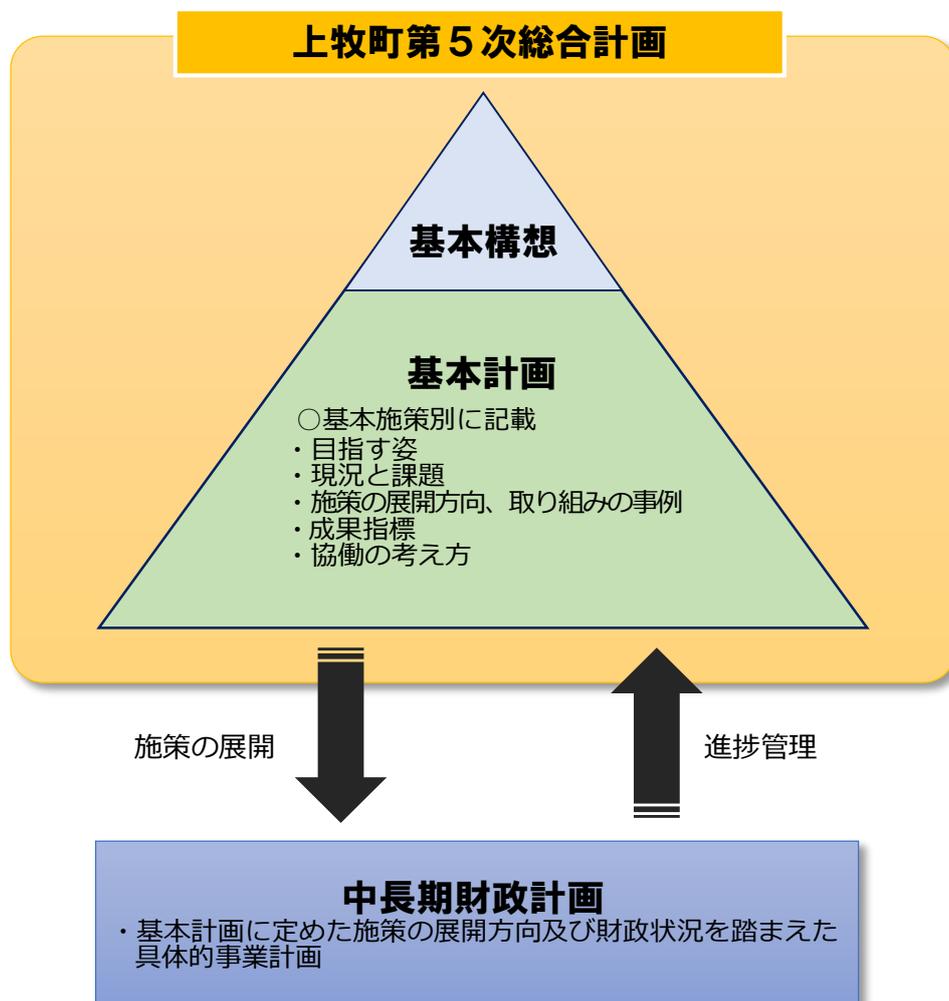
(1) 基本構想

- 期間：2017年度（平成29年度）を初年度とし、10年間を計画期間とします。
- 性格：まちづくりにおいて重視する価値観（基本理念）や目指すべきまちの姿（将来像）とそれを実現するための政策の大綱を示すものです。

(2) 基本計画

- 期間：前期基本計画(5年)と後期基本計画(5年)に2分割し、今回策定する前期基本計画の計画期間は、2017年度（平成29年度）から5年間とし、目標年度を2021年度（平成33年度）とします。
- 性格：基本構想に掲げた基本理念及び将来像を具現化するために必要な取り組み方針を示す政策を設定し、それぞれの政策を実現するための基本施策を横断的・体系的に網羅するものです。

※「上牧町第5次総合計画」では「基本構想」と「基本計画」の2層構造とし、「中長期財政計画」において基本計画に定めた施策の展開方向及び財政状況を踏まえた施策展開（事業実施）及び進捗管理（毎年見直し）を行います。



第Ⅱ章 総合計画策定の背景

第1節 上牧町を取り巻く環境

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

2015年（平成27年）の国勢調査による我が国の人口は1億2,711万人で、2010年（平成22年）から94万7千人減（0.7%減）となっています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、今後も人口減少が進行し、2060年（平成72年）には8,674万人まで減少することが予測されています。

人口構造の変化や人口の減少は、労働力の減少や経済・産業、社会保障制度など社会全体に大きな影響を与えるとともに、地域コミュニティや地域活力の低下、さらには税収減による行政サービスの低下などにつながる懸念があります。

(2) 安全安心意識の高まり

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等の大規模震災の発生、また、南海トラフ地震や首都直下型地震に関するこれまでの常識を覆すような巨大な被害想定が公表されたことなどをきっかけとして、国民の防災意識が急速に高まっています。

また、近年は子どもや高齢者が被害者となる凶悪な事件や事故も多く発生するなど、安全安心への不安も増大しています。

このように、日常生活に対する不安が高まりを見せるなか、安全安心な暮らしを守る防災防犯のまちづくりの推進が求められています。

(3) 地方創生の推進

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目的に、国は2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方においても、2016年（平成28年）3月末までに47都道府県、1,737市区町村で「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、本町においても「上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、活力ある地域社会を維持していきます。

今後は、これまで以上に住民ニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、地域の特性に応じた個性あるまちづくりの推進及び地域活性化の推進が一層強く求められることとなります。

(4) 奈良県の取り組み

今後、人口減少と高齢化が一層進むなかで、規模が小さく組織的・財政的に脆弱な市町村の多い奈良県においては、地方分権の推進、行政サービスの維持・向上を図りつつ、奈良県全体としての効率的な行政運営を実現することが急務となっており、そのために必要となる県と市町村の役割分担の在り方が課題となっています。

そこで、奈良県においては今後も市町村が行政サービスの維持・向上を図っていけるよう、県全体の効率的な行政運営を目指して県が市町村を積極的に支援することとしています。

このように、住民サービスを充実するにあたっては、自治体単独ではなく、県や近隣自治体等との連携などにより住民サービスの向上に努める必要があります。

（５）高度情報化社会の進展

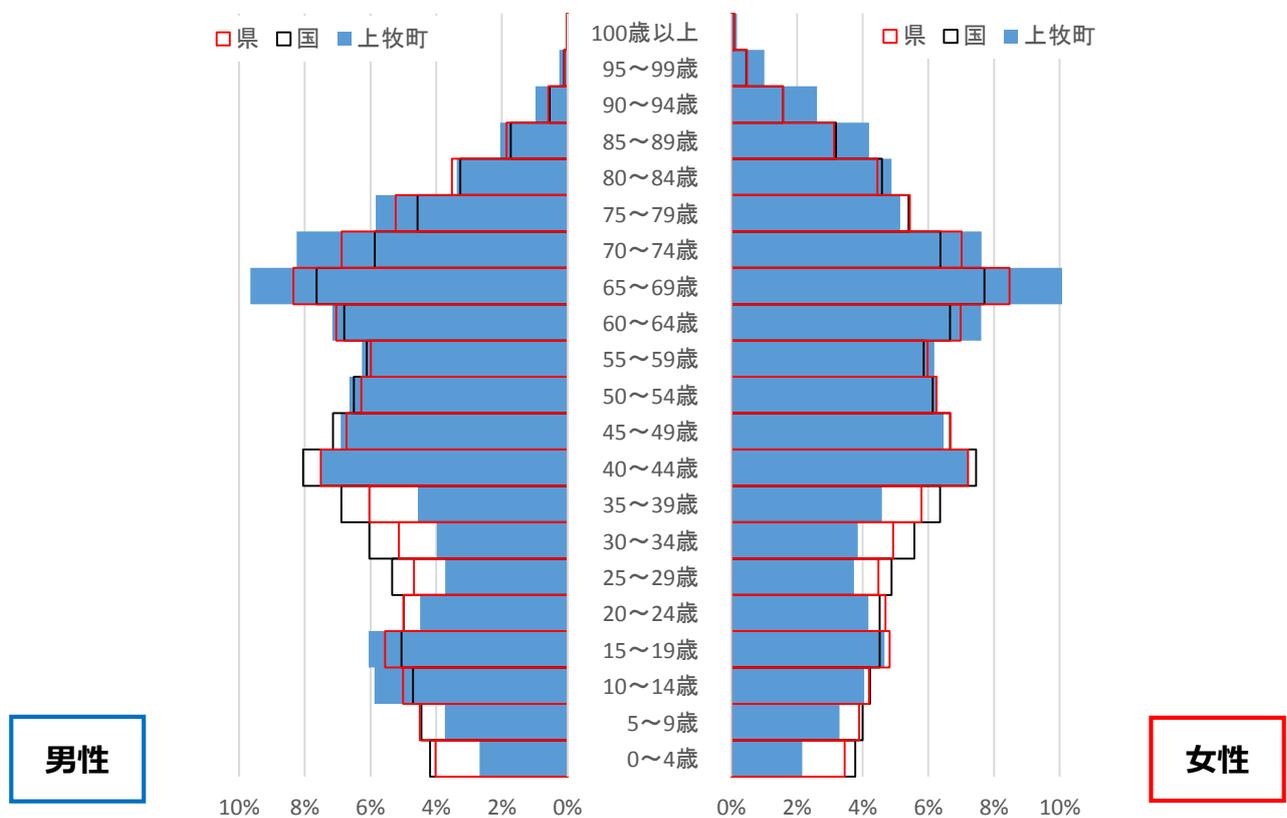
近年、インターネットや携帯電話等、情報通信技術（ICT^{※1}）が飛躍的に発展及び普及したことにより、地方自治体においても、町民に対する日常的な情報提供や災害時の情報提供、教育や福祉分野等の行政サービスを効率的に執行・提供する手段として、高度な情報通信技術の積極的な活用を進めています。

他方で、急速な情報化の進展により、セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が必要不可欠になっています。

（６）地球環境問題の深刻化

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、経済性のみならず、安全性を踏まえたエネルギー供給が求められることとなりました。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は、見直しを迫られ、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化やリサイクル化を一層推進していく必要があります。



<図 5歳階級別人口構成比の比較>

資料：平成27年国勢調査

用語解説

※1 **ICT (= Information and Communication Technology)** 「情報通信技術」の略。IT (= 情報技術) とほぼ同じ意味ですが、IT の概念をさらに一歩進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。

第2節 上牧町の特性

(1) コンパクトで自然災害が少ないまち

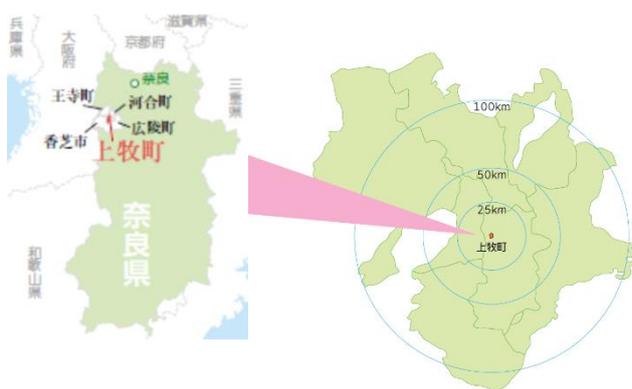
本町は奈良盆地の北西部に位置しており、東西に2.1km、南北に3.6km、面積は6.14 km²のまちです。北西は王寺町、北東は河合町、南東は広陵町、南西は香芝市に隣接しています。

本町の気候は、近畿中部の特性である内陸性気候^{※1}を呈し、降水量も少なく一般的に温暖であるため、ブドウ等の果樹や農作物の栽培に適しています。自然災害も少なく、台風や低気圧の影響を直接受けることはまれです。

(2) 大阪のベッドタウンとして発展

上牧町は大阪市の中心部から約35kmの距離にあり、西名阪自動車道の香芝ICが近接するなど自動車交通の利便性にも恵まれています。また、町内各地と王寺駅・五位堂駅を結ぶバス路線が運行されており、バスと電車を乗り継いで大阪の中心部まで約1時間の時間距離にあります。

このような立地特性を活かし、1960年代より西大和ニュータウンの開発が始まり、大阪のベッドタウンとして人口が急増し、発展してきました。近年では大規模商業施設の建設やささゆり台などで新しい住宅地も開発されています。



(3) 経済特性

上牧町の就業者のうち、2割弱が第二次産業、8割以上が第三次産業に従事しており、近年ではともに就業者数が増加しています。

第一次産業である農家は2005年(平成17年)の170戸から2010年(平成22年)では154戸と微減傾向にあり、住宅都市として発展している一方、第一次産業が衰退していることがうかがえます。

(4) 町民協働のまちづくりへの取り組み

地方分権や地域主権改革の進展により地方自治体には、これまで以上に主体性をもって、まちづくりを進めていくことが求められ、また町民の行政へのニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化、低成長経済、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に対応していくため、主権者である町民がまちづくりに積極的に参画し、議会、行政とともにこれからのまちづくりをみんなで考えていくルールとして、上牧町まちづくり基本条例を2014年(平成26年)4月1日に施行しました。

本町においては、町民協働の取り組みとして各種計画の審議会等における公募による町民任用やパブリックコメント制度^{※2}の導入、上牧町協働のまちづくり公募型補助金の募集、また、本計画策定に伴う町民ワーキング会議を実施しています。町民の参画・協働についての意識は高まりつつあり、アンケート調査結果から町民の地域活動への参加意識が高く、町内で活躍されている各種団体においても行政との協働によるまちづくりに積極的に参画したい意向が多く見受けられます。

参画・協働の意識がある一方、各種計画の審議会等における公募等に応募していただける方やパブリックコメントに意見をしていただける方が少ないこともあり、参画意識がまだ低い部分も見受けられることから、本計画においては、さらなる町民協働のまちづくりの推進を重視する必要があります。

用語解説

※1 **【内陸性気候】**気候区分の分類用語ではありませんが、一般的に気温の上昇・下降を緩衝する水辺が少ない地域にみられる気候を指し、特徴として、日較差・年較差が大きいことや年間降水量の少なさ、比較的湿度が低いことが挙げられます。また、日照時間が長く、日光がたくさんあたることで農作物を甘くする素(でんぷん)が作られることや降水量が少ないと病気にかかりにくく元気な農作物が育つのもこの気候の特徴とされています。

※2 **【パブリックコメント制度】**政策を実施していくうえで、様々な計画の策定や条例の改廃を行います。そのうち重要なものを定める際に、あらかじめその案を公表し、広く町民の皆さまから意見、情報を募集する手続きのことです。

第3節 上牧町第4次総合計画の評価

第4次総合計画の評価を行うため、町民アンケート調査において当該総合計画の施策に関する「満足度」及び「重要度」を把握しました。

<満足度>

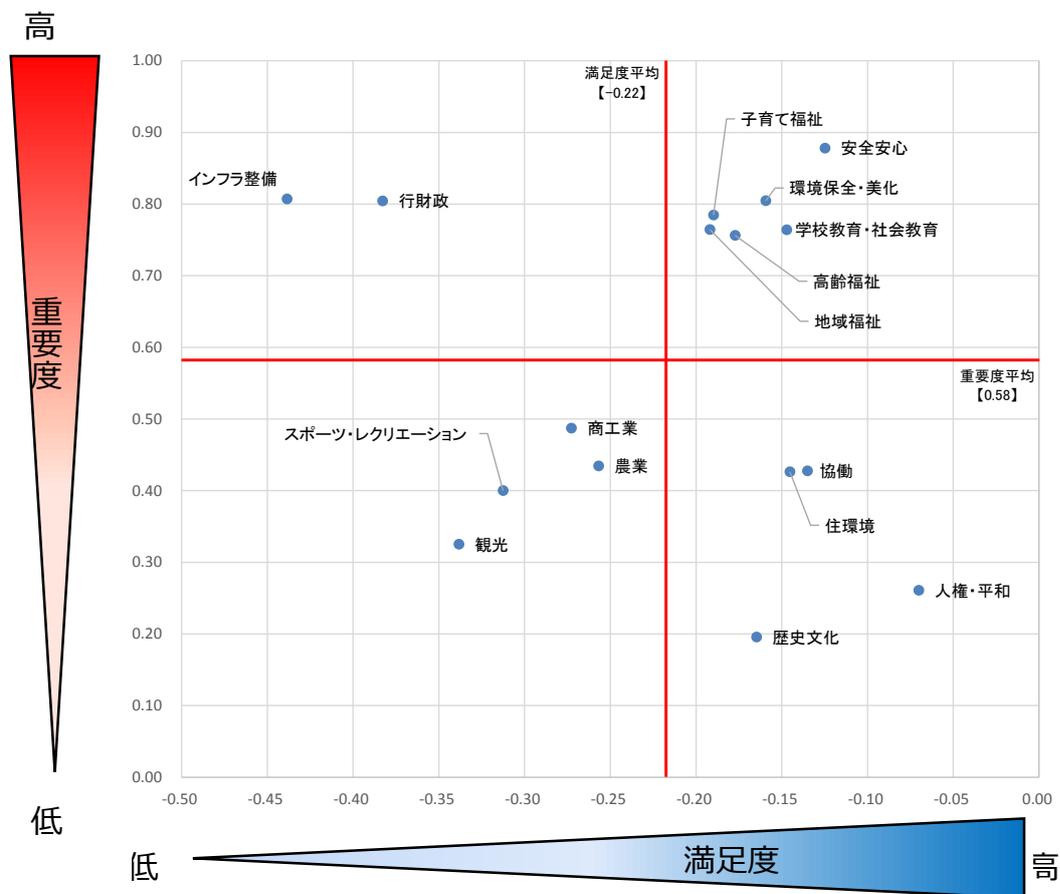
「一人ひとりが大切にされる差別のない明るいまちづくりの実現（人権・平和）」や「かけがえのない生命を守れる暮らしの実現（安全安心）」、「一人ひとりがきらめき、はばたくまちづくりの推進（協働）」の項目については満足度が高くなっています。

一方、「夢と感動に出会う豊かな交流の実現（インフラ整備）」や「自立した行財政運営の推進（行財政）」、「資源を活かした協働による名所づくりの推進（観光）」に関しては満足度が低くなっています。

<重要度>

「かけがえのない生命を守れる暮らしの実現（安全安心）」の重要度が最も高く、「夢と感動に出会う豊かな交流の実現（インフラ整備）」、「自立した行財政運営の推進（行財政）」、「さわやかな水と緑のきれいな暮らしの実現（環境保全・美化）」、「教育・福祉に関する項目（子育て福祉、学校教育・社会教育、高齢福祉、地域福祉）」についての重要度が高くなっています。

分布図の左上に位置する項目については、重要度が高く、満足度が低いため、町民のニーズが特に高いものといえます。「夢と感動に出会う豊かな交流の実現（インフラ整備）」と「自立した行財政運営の推進（行財政）」はここに含まれており、これらの取り組みへの要望が特に高くなっていることがわかります。



※加重平均：満足度は、各回答のうち、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「ふつう」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点として、各回答の点数を足し合わせたものを、回答数で割った値です。重要度についても、重要度が「高い」を2点、「やや高い」を1点、「ふつう」を0点、「やや低い」を-1点、「低い」を-2点として、各回答の点数を足し合わせたものを、回答数で割った値です。

第4節 上牧町の主要課題

主要課題① 少子高齢化やライフスタイルの変化、社会情勢や上牧町の現状を考慮したまちづくりが必要

全国的に人口減少や少子高齢化が問題視されており、また、共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化など、働き方・暮らし方が多様化してきています。

上牧町においても同様に、人口減少や団塊世代の後期高齢者への移行などが問題視されており、また、財政に関しても厳しい状況であることから、社会情勢や上牧町の現状を考慮したまちづくりが必要です。

主要課題② 行政と町民との連携・活動支援が必要

上牧町第4次総合計画施策動向調査において、行政主体の取り組みについては達成度が高い結果であった一方、町民との連携や町民同士の交流の達成度は低い結果でした。

「上牧町まちづくり基本条例」における町民との「参画協働」の基本原則に即したまちづくりを推進するためにも、今後は「町民と行政」、「町民と町民」が連携できる仕組みづくりが必要です。

主要課題③ コンパクトな町域を活かしたまちづくり及び地域・自治体を越えた連携体制の構築が必要

上牧町の強みは行政や事業者、町民、近隣自治体等が連携してまちづくりに取り組めるコンパクトな町域であることです。

地域連携・広域連携は行政運営における負担軽減や住民サービスの向上につながることから、上牧町だけでは解決できない問題や課題が出てきた際には、上牧町の強みを活かしながら、地域、自治体の枠を越えた連携体制で解決できるよう備えることが必要です。

主要課題④ 災害の少なさや生活利便性について維持・向上が必要

町民アンケート調査において、今後も上牧町に住み続けたいと回答した方は「災害の少なさ」や商業施設の充実による「生活利便性」を評価しています。しかし、これまでに大きな災害や事件が起きていないことから安全安心と感じていることも想定されるため、災害が起きたときにも対応できるように備える必要があります。

また、町民アンケート調査において、住み続けたくない理由として鉄道駅がないことから「交通の便が良くない」という回答が最も多く、生活利便性については維持・向上させることが必要です。

主要課題⑤ 町民の高齢化や空き家の増加、若者世代の転出の顕著化に伴い、良好な住宅都市としての維持更新が必要

上牧町は昭和40年代後半からUR団地の建設などで爆発的に人口が増え、大阪のベッドタウンとして発展しましたが、現在は高齢化や空き家の増加、また、進学や就職、結婚で若年世代が転出するなど、まちの課題が顕著化してきていることから、若い世代が活気に満ち、子どもたちの笑顔があふれる、緑豊かで静かな暮らしやすい住宅都市としての維持更新することが必要です。

主要課題⑥ 若者や子育て世帯が住みたいと思える環境整備が必要

少子高齢化や若年層の転出傾向にある上牧町においては、教育や福祉、子育て支援などの住民サービスを充実させ、若者や子育て世代が住みたい・住み続けたいと思えるような環境整備が必要です。

主要課題⑦ 結婚・出産から子どもの成長に合わせたきめ細やかな子育て支援体制の構築・継続が必要

経済的負担や個人の負担が出生率低下の要因として推測されることから、ライフスタイルの変化に対応できる結婚・子育て支援体制を整えることが必要です。

子育てに関しては、ハード面だけでなく、ソフト面の支援の充実も必要です。今後、結婚から妊娠期、子育て期にわたる様々なシーンに対応した総合的支援を提供するために、地域に密着した結婚支援及び出産から子どもの成長に合わせたきめ細やかな子育て支援体制の構築・継続が必要です。

主要課題⑧ 家庭教育の充実や官学連携による学習機会の提供が必要

上牧町においては児童生徒の学力向上を目的とした学校の教育環境の充実に取り組んでいる一方、低学力傾向にある児童生徒にも目を向け、学びに対する環境・意識づくりのため、家庭教育の充実や官学連携による学習機会の提供が必要です。

主要課題⑨ 地域愛を育むふるさと教育の充実が必要

若年層が進学や就職を機に転出しても、上牧町に戻って子どもを育てたいと思えるよう、上牧町の現状に向き合い、ふるさとの魅力や歴史文化等の普遍的な価値に気づき、上牧町に対する愛着や誇りを育むふるさと教育や歴史郷土教育を充実させることが必要です。

主要課題⑩ これまでに活躍されてきた人や今後活躍が期待される人が活躍できる機会の創出が必要

各種団体等のヒアリングにおいて「行政からの依頼があれば積極的に協力して地域貢献したい」との意見が多く挙げられた一方、団体同士の連携は少ないという意見も挙げられていました。

上牧町まちづくり基本条例に則り、町民との協働によるまちづくりを推進するためにも、これまでに活躍されてきた人や今後活躍が期待される人が活躍できる機会を創出することが必要です。

主要課題⑪ 医療と介護の連携、地域における支援など、関係団体や機関との連携体制の構築が必要

今後10年のうち、団塊の世代が後期高齢者となり、医療、介護、福祉に対するニーズは増大することが想定されるなか、行政が町民と関係団体・機関とのつなぎ役となり、地域で高齢者を支える仕組みを整えることが必要です。そのため、医療と介護の連携、地域における支援など、関係団体や機関同士の連携体制の構築が必要です。

主要課題⑫ まちづくりに関する情報を集約するとともに、情報が町民へ確実に届く仕組みづくりが必要

行政や地域団体の取り組みなど、町民のもとに有用な情報が正確に届くよう、情報を集約・発信できる体制を整えるとともに、情報が町民へ確実に届く仕組みづくりが必要です。

第Ⅲ章 まちづくりの基本理念

【協働の視点】 理念①：町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し協働するまち上牧

政策テーマ① 幅広い世代の町民が絆でつながる町民主体のまちづくり

子育てや教育、高齢福祉、安全安心など様々な分野での課題が増大するなか、幅広い世代の町民が絆で繋がり地域で支え合い暮らしていける仕組みを整え、町民主体のまちづくりを推進します。

政策テーマ② 地域力を向上させる連携体制づくり

これまでに活躍されてきた人や今後活躍が期待される人にも活躍できる機会を創出し、地域住民や議会との協働、自治体の枠を越えた連携など、地域力を向上させる連携体制づくりを推進します。

【くらしの視点】 理念②：良好な住環境による住み心地のよいまち上牧

政策テーマ③ 安全安心で生活利便性の高いまちづくり

住み慣れた土地で安心して暮らすためには、事件や事故、自然災害から町民の生命と財産を守り、生活の安全性を高める必要があることから、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、移動困難者対策をはじめとする公共交通の利便性を向上させ、町民にとって豊かに暮らすことができるくらしの創造を図ります。

政策テーマ④ 誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくり

自然環境や歴史文化、生活利便性など、上牧町の魅力を町外に発信するとともに、住宅と自然が共存する上牧町ならではの住宅都市づくりを推進し、住む場所として選ばれるまちづくりを推進します。

また、転入後も町民同士の交流促進の支援、互助・共助の体制整備・強化に取り組み、町民が主体となった住み心地の良いコミュニティづくりを推進します。

政策テーマ⑤ 多種多様化する住民ニーズに対応したいつまでも住み続けられるまちづくり

働き方やくらし方の多様化による様々な住民ニーズに対応し、「来てみてよかった」、「住んでみてよかった」と実感でき、いつまでも住み続けられるまちづくりを推進します。

【子育て・教育の視点】 理念③：上牧っ子がのびのび育つまち上牧

政策テーマ⑥ 地元への愛着や誇りを育むまちづくり

若年層の転出傾向にある状況において、将来、上牧町に戻りたいと思えるよう、上牧町に対する愛着や誇りを育むまちづくりを推進します。

政策テーマ⑦ 一人ひとりが豊かな感性を育む教育体制づくり

地域と行政の協働や町民同士の助け合い体制を整えとともに、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育や福祉教育、人権教育の充実を図り、一人ひとりが豊かな感性を育める教育体制づくりを推進します。

政策テーマ⑧ 結婚・出産・子育てが安心してできる支援体制づくり

町民がプライベートと仕事の両立を図れるよう、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない一貫した支援を行い、上牧町で安心して暮らしていける支援体制づくりを推進します。

【高齢福祉の視点】 理念④：ときめいて活躍できるまち上牧

政策テーマ⑨ 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者の健康づくりと生きがいづくりの促進に向け、活躍の場の提供や心身の健康増進を図り、高齢者が健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進します。

政策テーマ⑩ 地域で助け合うまちづくり

町民互助の意識づくりや地域包括ケアシステム^{※1}の構築、医療と介護の連携、地域による助け合い体制を構築するなど、町民が手を取り合い、支え合うまちづくりを推進します。

用語解説

※1 **【地域包括ケアシステム】** 団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援について、市区町村が中心となり整備する包括的な体制のことです。

< 上牧町の将来像 >

ほほ笑みあふれる ^わ和のまちづくり

●“ほほ笑み”

上牧町で生まれ育ち、暮らすなかで、目に見える生活利便性の向上だけではなく、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、「上牧町に住んでいて本当によかった」と思えるようなまちづくりに取り組み、町民が幸せを感じ、心が豊かになることで生まれる“ほほ笑み”があふれるまちを目指します。

●“和”

これまでのまちづくりの課題に関しては行政主導のもと取り組んできましたが、上牧町においては、「町民参画と協働によるまちづくり」の考え方のもと、地方分権の時代にふさわしい、将来を見すえた上牧町のまちづくりの基本となる「上牧町まちづくり基本条例」を制定しました。

厳しい財政状況のなか、行政だけでは解決できない問題や課題が出てきた際には、町民、議会、行政の“和”(連携体制)で解決を目指します。

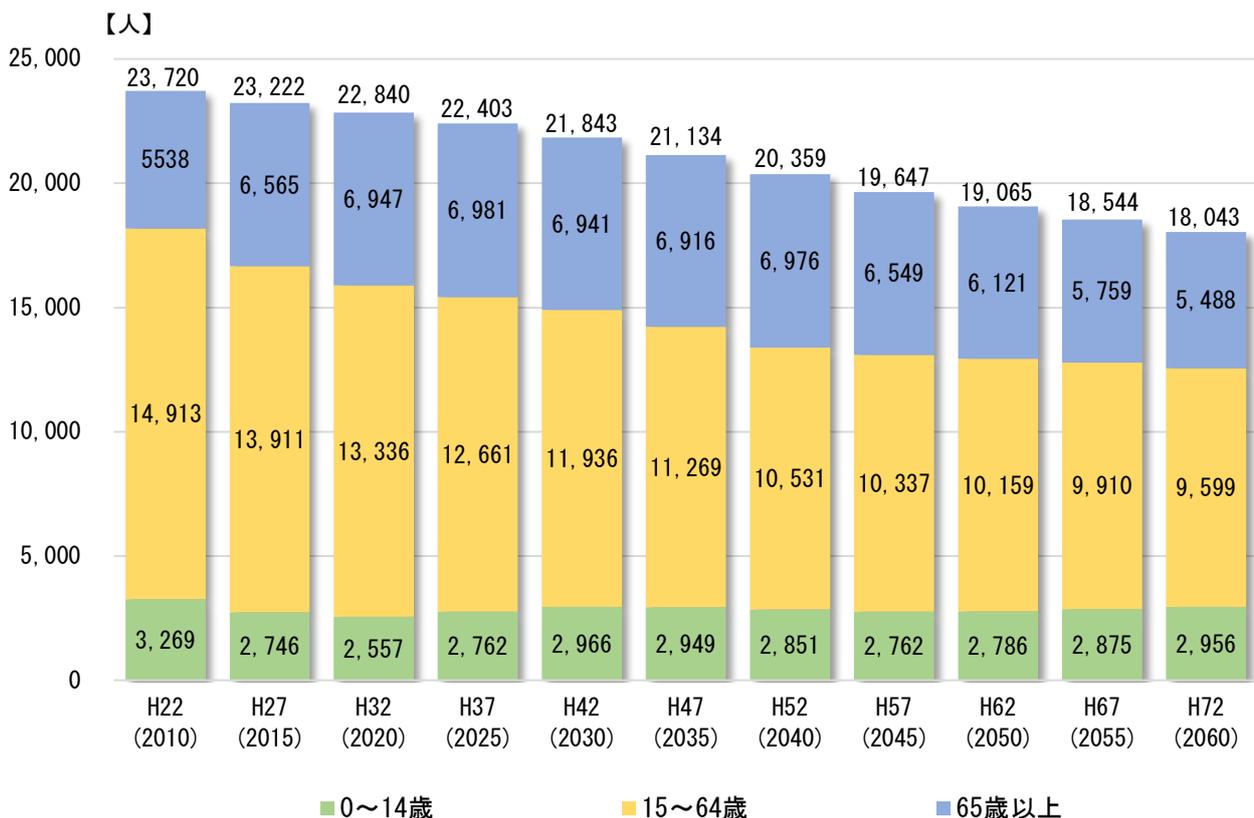
第V章 将来展望人口

本町は昭和40年代後半の急速な人口増加を経て、大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきましたが、2005年（平成17年）の24,955人をピークに出生率の低下や若年層を中心とした転出超過により人口減少が続いています。

そうしたことから、本町では2016年（平成28年）3月に人口の将来展望と今後目指すべき将来の方向を示す「上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、子育て支援や移住転入支援などにより出生率の上昇、人口移動の均衡を図り、2020年（平成32年）の人口は22,500人、2060年（平成72年）では18,000人を維持する将来展望人口とします。

そこで、本町においては将来像に掲げるまちの姿を実現するため、良好な住環境の整備や高齢福祉支援、結婚・出産・子育て支援などの様々な施策に取り組み、長期的な視点で上牧町人口ビジョンに示す将来展望人口を実現できるよう、人口減少に歯止めをかけていきます。

【上牧町人口ビジョンにおける将来展望人口】



※平成22年の総数は不詳（8人）を除いた値(資料：国勢調査)

第Ⅵ章 将来都市構想

第1節 都市の骨格となる「軸」

(1) 地域間交流軸

主要地方道桜井田原本王寺線、県道中筋出作川合線、上中下田線及び町道下牧高田線を地域間交流軸に位置づけ、適切な維持管理を行うとともに、安全・円滑に通行できる道路空間を確保し、隣接都市等への通勤、交流、情報・物資輸送など、地域間連携の強化を図ります。

(2) 地域内交流軸

都市計画道路等の主要な町道を地域内交流軸に位置づけ、町民が快適で安全安心な日常生活を過ごせるよう、沿道環境の快適性や利便性、防災性の向上を図ります。

(3) 都市軸

○生活大通り

行政、医療、商業（専門店、食料品店等）機能が集積する本町を南北に縦断する町道下牧高田線を、本町の日常生活における中心機能を担う都市軸『生活大通り』と位置づけ、日常生活の利便性の向上及び賑わい創出を図ります。

○生活・文化創造通り

本町の中心部に位置する都市計画道路米山新町線を福祉、保健、医療、文化、商業（複合的な商業・サービス施設）機能が集積し、魅力と賑わいのある街並みを形成する『生活・文化創造通り』と位置づけ、生活大通りと連動した複合的な都市機能の充実を図ります。

(4) かんまき笹ゆり回廊

本町には上牧久渡古墳群^{※1}や片岡城跡等の歴史文化遺産や秩父池周辺等、自然景観としての地域資源が点在しており、また、水辺の空間を利用した滝川遊歩道（サンシャイングリーンベルト）が整備されていることから、これらの地域資源を繋いだルートを「かんまき笹ゆり回廊」と位置づけ、歴史文化や自然環境を保全するとともに、上牧らしい新たな地域資源の形成を図ります。

用語解説

※1【上牧久渡古墳群】本町松里園地区、標高約70m前後の丘陵上に位置し、7基からなる古墳時代前期及び終末期の古墳群。前期初頭の3号墳は、中国製の鏡（画文帯環状乳神獣鏡）や鉄製武器が出土しており、奈良盆地のなかでも最も古い古墳のひとつです。

第2節 各種の都市機能の拠点となる「都市拠点」

(1) 行政拠点

町役場付近を行政拠点に位置づけ、行政サービスの充実を図ります。

(2) 保健・福祉拠点

保健福祉センター（2000 年会館）を保健・福祉拠点に位置づけ、町民の健康維持・増進と高齢者や障害者、子育てなどの支援の充実及び地域団体の活動促進を図ります。

(3) 医療拠点

2つの総合病院を医療拠点に位置づけ、町内開業医との連携を強化し、充実している医療体制のさらなる推進を目指します。

(4) 文化・スポーツ拠点

中央公民館一帯（文化センター（ペガサスホール）、中央公民館、図書館）及び健民グラウンド一帯（健民グラウンド、第一町民体育館、町民プール、テニスコート）を文化・スポーツ拠点に位置づけ、歴史文化の継承や文化高揚、情報発信の拠点としての機能を担うとともに、地域活動やスポーツ活動などの町民同士の交流拠点機能としての充実を図ります。

(5) 商業・サービス拠点

大型商業施設一帯や近隣商業地域に指定された地域及び生活大通り（町道下牧高田線）沿道の商業施設一帯を商業・サービス拠点と位置づけ、大小関わらず既存の店舗同士が共生し、町民の生活利便性の向上を図れるよう、商業・サービス機能の維持・充実を図ります。

(6) 歴史・自然拠点

上牧久渡古墳群や片岡城跡、浄安寺等を歴史拠点に、秩父池付近を自然拠点に位置づけ、歴史遺産や自然の保全を図るとともに、かんまき笹ゆり回廊と連動した新たな地域資源の創出を図ります。

第3節 土地利用の基本的な枠組みとなる「ゾーン」

各地域の特性を踏まえ、町域を3つのゾーンに区分し、新たな産業集積と持続可能な市街地形成を図ります。

(1) 市街地ゾーン

市街化区域^{※1}を市街地ゾーンに位置づけ、ゆとりのある居住環境を備えた低層住宅地^{※2}、多様な住民ニーズに対応できる商業、人づくりの生涯学習・教育など、本町の都市機能が適正に配置されたゾーンとします。

(2) 市街地中心・生活ゾーン

市街地ゾーンのうち市街地中心・生活ゾーンを本町の中心地として位置づけ、『生活・文化創造通り』を軸にして商業機能を有する大規模店舗や文化・福祉・医療・健康増進・サービス福祉機能を有する施設等が適切に配置された魅力・賑わい・うるおいのあるゾーンとします。

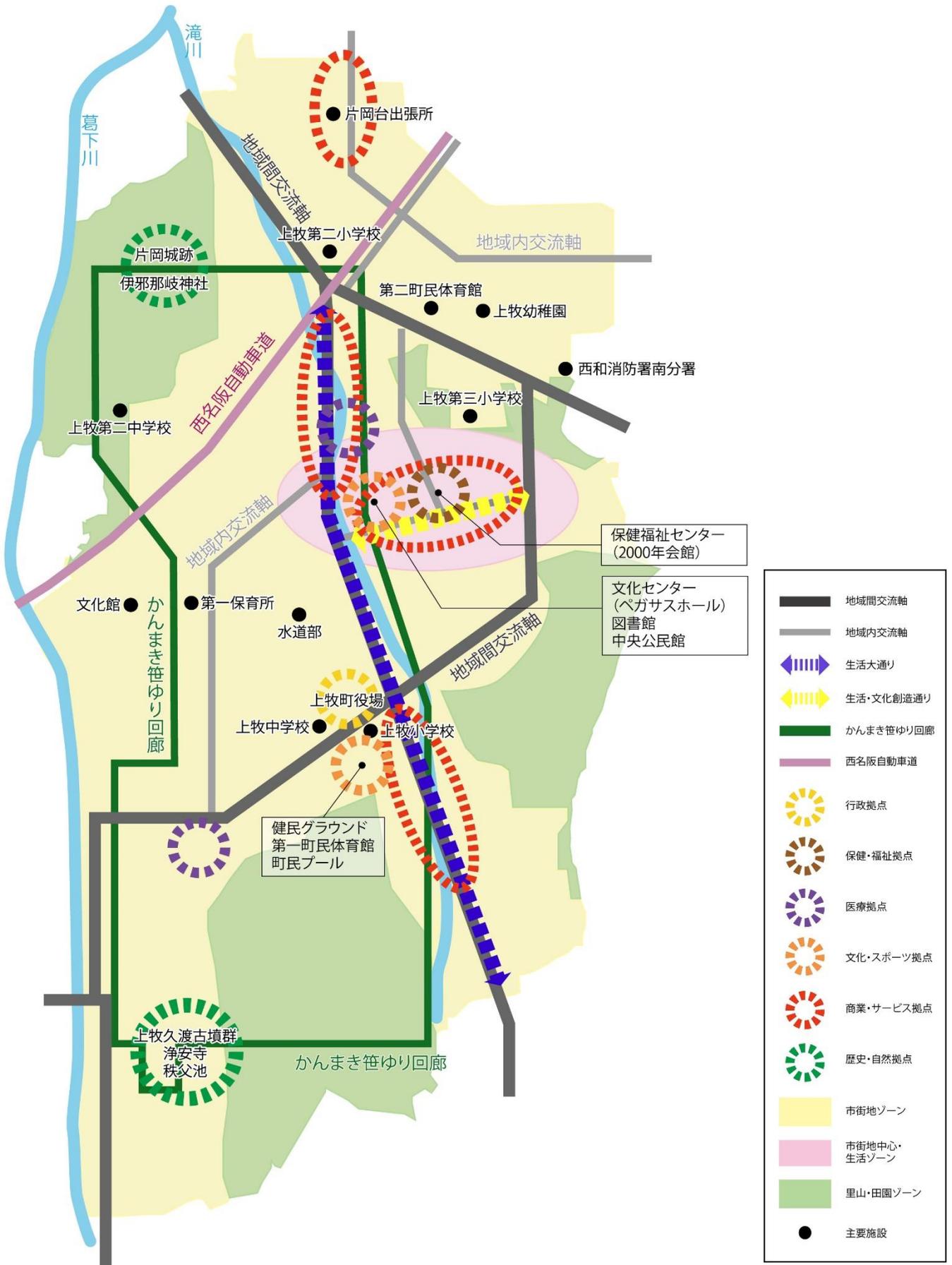
(3) 里山・田園ゾーン

市街化調整区域^{※3}を里山・田園ゾーンに位置づけ、身近な里山の自然を保全するとともに、都市近郊という立地条件を活かした農地の利用を図るゾーンとします。

用語解説

- ※1 **【市街化区域】**都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。
- ※2 **【低層住宅地】**一、二階建ての住宅のための地域。三階建てを含める場合もある。都市計画法第9条による用途地域における第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域が該当します。
- ※3 **【市街化調整区域】**都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域のこと。既存建築物を除いては、全般的に農林水産業などの田園地帯とすることが企図されています。

<土地利用構造図>



第2部 基本計画

第1章 基本計画の構成

基本計画は、基本構想で掲げるまちの将来像の実現に向けて、4つのまちづくりの基本理念に沿って取り組む内容を、5つの政策と32の基本施策として示しています。

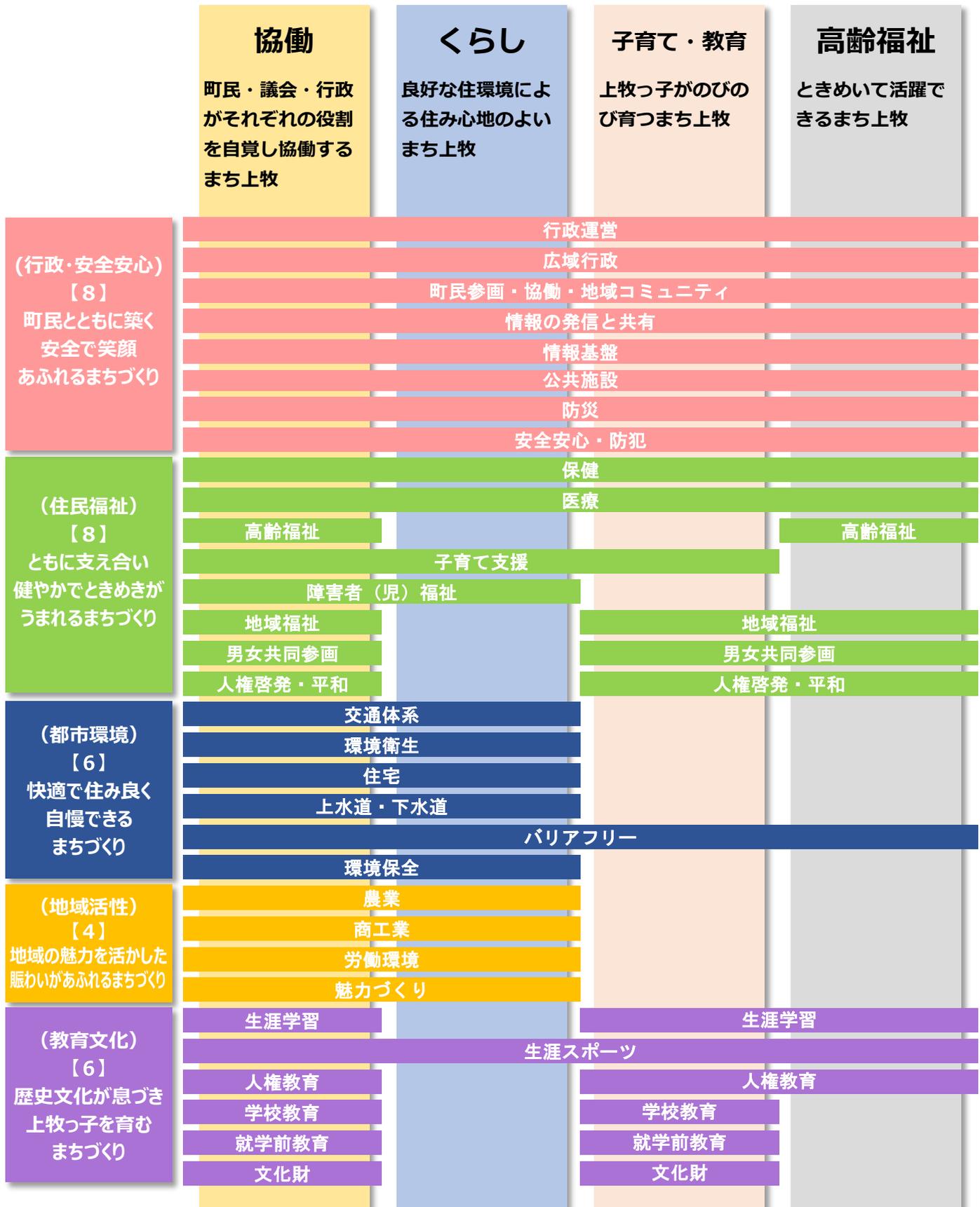
5つの政策ごとに、重点的に取り組む内容について、基本計画のねらいとして記載するとともに、32の基本施策ごとに、目指す姿や施策の展開方向、想定される取り組み、成果指標、町民・団体・事業者・行政等の協働のあり方を設定しています。

まちづくりを進めるにあたっては、関連する複数の基本施策を連携させながら、展開していく必要があります。例えば、まちづくりの基本理念のひとつである「良好な住環境による住み心地のよいまち上牧」の推進においては、「行政運営」、「保健」、「交通体系」、「農業」、「生涯学習」等、複数の基本施策の連携が必要となります。これら32の基本施策と4つのまちづくりの基本理念の関連性については、次頁にて図で示しています。

なお、「保健」、「医療」、「バリアフリー」、「生涯スポーツ」の基本施策は、「協働・連携」によるまちづくりを進めるための源泉となる町民・団体・事業者・行政等の取り組みをつなぐ項目であり、すべてのまちづくりの基本理念に係る施策として位置づけています。

また、「行政運営」、「広域行政」、「町民参画・協働・地域コミュニティ」、「情報の発信と共有」、「情報基盤」、「公共施設」、「防災」、「安全安心・防犯」の基本施策についても、行政が各基本施策を推進するための項目であり、すべてのまちづくりの基本理念に係る施策として位置づけています。

まちづくりの基本理念と施策体系



第II章 分野別計画

各分野別計画の見方

目指す姿

当該施策に関する取り組みを進めることによって、10年後に目指すまちの姿やまちの状態、町民の暮らしについて示したものを。

現況と課題

基本施策に関連した上牧町の現況を整理し、今後、対応が求められる課題を整理したものを。

施策の展開方向・想定される取り組み

目指す姿を達成するために取り組む施策の展開方向とその内容、及び主な取り組みの事例を示したものを。

第1節（行政・安全安心）「町民とともに楽しく安全で笑顔あふれるまちづくり」

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
行政運営	○	○	○	○

目指す姿：柔軟で健全な行政運営のまち

財政環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政基盤・運営が展開され、町民が利用しやすい行政サービスが提供されているまちを目指します。

現況と課題

- 少子高齢化や若年層の転出、生産年齢人口減少に伴う収入の減少などの将来の課題に対応すべく、本町では、庁内体制の再構築や若手職員により構成された「上牧町人口減少問題対策プロジェクトチーム」による人口減少率の低減策案を研修を実施するなど、町職員の一人ひとりが課題意識を持ち、行政運営の改善に向け取り組んでいます。
- 本町は2008年度（平成20年度）に財政健全化法^{※1}における健全化判断比率^{※2}の実質公債比率^{※3}が早期健全化基準^{※4}の25%を越え、早期健全化^{※5}となりましたが、財政健全化計画^{※6}を策定・実施した結果、2010年度（平成22年度）決算で脱却し、現在は基準内となっています。また、2013年度（平成25年度）には土地開発公社^{※7}の解散を行い、行政の改革を推進しています。しかしながら、自主財源に乏しく、過去の事業等の起債償還や人件費の比率が高く、また、財政指標も高く、今後も引き続き財政の健全化が必要とされます。
- 財政の弾力性^{※8}に用いられる指標の経常収支比率については、2014年度（平成26年度）は97.2%で、2015年度（平成27年度）が93.2%と一時的に減少しましたが、2016年度（平成28年度）以降、2014年度（平成26年度）以上に上昇することが見込まれることから、今後、経常的な経費の削減に取り組む経常収支比率^{※9}の減少に努める必要があります。
- 行政サービスの向上、簡略化においては、住民情報をはじめとした情報システムが稼働していますが、対応しているのは一部事務に留まっており、活用の幅を広げるためのシステム面におけるインフラ整備を進めていく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町人口ビジョン及び上牧まち・ひと・しごと創生総合戦略<2016年（平成28年）3月>
- ◆公共施設等総合管理計画<2017年（平成29年）3月>

行政運営に関する財政指標の推移>

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
経常収支比率	98.8	95.2	89.4	88.9	89.9	91.4	97.2	93.2	96.5
実質公債比率	26.4	26.8	23.8	20.1	16.1	13.5	13.2	13.4	14.3
将来負担比率 ^{※10}	306.0	273.0	245.9	226.9	207.2	192.1	188.9	154.0	123.3

用語解説

- ※1【財政健全化】地方公共団体の財政の健全化に関する法律のこと。地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全性の確保を促す制度を定める法律です。
- ※2【健全化判断比率】自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債比率」「将来負担比率」の4指標を指します。
- ※3【実質公債比率】自治体の収入に対する負債償還の割合を示すもの。通常、3年間の平均値を使用し、25%以上は借金を抑制されます。

24

施策の展開方向	想定される取り組み
①効率的・効果的な行政運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機構の的確な編成に努めます。 ○ 多岐の分野にわたる行政課題に取り組むため、プロジェクトチームを設けるなど、横のつながりを重視した柔軟な推進体制づくりに努めます。 ○ OA機器^{※11}の導入や手続の簡略化など、行政サービスの向上に努めます。 ○ 研修機会の充実などによって専門的知識や広い視野で諸問題に取り組める職員育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断的庁内体制の構築 ○ 若手職員を対象としたスキルアップ講習会の実施
②計画的な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住人口の増加などによる自主財源の確保に努めます。 ○ 中長期を見据えた計画的な財政運営に努め、各事業の規模や優先度に応じて予算配分を行い、財政の健全化及びその弾力性の確保に努めます。 ○ 行政事務の簡略化、合理化を図り、経費節減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政の健全化 ○ 公共サービスの民間委託

成果指標

指標名	算定拠拠・方法	単位	現状値	目標値
経常収支比率	中長期財政計画	%	93.2	96.5
町税徴収率	中長期財政計画	%	91.3	92.0

協働の考え方

- 町民・事業者・地域団体の取り組み**
 - 行政運営に協力をもち、まちづくりに積極的に参加します。
- 行政の取り組み**
 - 事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成に努め、健全で計画的な財政運営に努めます。
 - 町税等の徴収率向上に取り組むとともに、広告料等の収入や受益者負担の適正化等により、自主財源の確保を図ります。

用語解説

- ※4【早期健全化基準】自治体財政の健全化を示す4指標のうち、いずれも基準を越えたと判定される。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取組が不十分であれば国や都道府県から勧告を受けたり財政運営が問われます。
- ※5【早期健全化】自治体財政の健全化を示す4指標のうち、ひとつも基準を越えたと判定される。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取組が不十分であれば国や都道府県から勧告を受けたり財政運営が問われます。
- ※6【財政健全化計画】早期健全化が判定を求められる財政を健全化するための計画のこと。財政健全化の現状分析、同計画の期間、歳入・歳入の増減、歳入・歳入等の今後の見通し等を定めて、地方自治体の長が作成し、議会の議決を経て、町民大庭等に報告します。
- ※7【土地開発公社】自治体が公共事業に必要とする土地の取得・造成・管理などを行うために設立された特別法人のこと。資金は金融機関からの借入に拠ります。
- ※8【財政の弾力性】地方自治体において、支出の増減に対する収入の増減を示すものです。
- ※9【経常収支比率】財政健全性の指標として、地方税や普通交付税等、毎年の収入に対し、公債費や人件費、扶助費など未払の支出が占める割合のこと。数値が高いほど財政が健全化し、自由度が少なくなっている状態を示しています。
- ※10【将来負担比率】一般会計等の地方債償還など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合のことです。
- ※11【OA機器】Office Automationに必要とされる機器の総称。コンピュータ、コピー機、ファクシミリなど事務作業を自動化している機器のことです。

25

関連する町の条例・計画等

基本施策に関連する町の条例や施策の実施方針、既存の計画等を掲げたもの。

成果指標

目指す姿の達成状況を評価するための指標を設定し、施策を展開することで、5年後、10年後に達成を目指す数値目標を示したものを。

協働の考え方

町民や事業者、地域団体と協働のもとで施策の内容を推進していくにあたって、それぞれが果たすべき役割分担を示したものを。

第1節（行政・安全安心）町民とともに築く安全で笑顔あふれるまちづくり

- 1-1 行政運営
- 1-2 広域行政
- 1-3 町民参画・協働・地域コミュニティ
- 1-4 情報の発信と共有
- 1-5 情報基盤
- 1-6 公共施設
- 1-7 防災
- 1-8 安全安心・防犯

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
行政運営	○	○	○	○

目指す姿：柔軟で健全な行財政運営のまち

財政環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政基盤・運営が展開され、町民が利用しやすい行政サービスが提供されているまちを目指します。

現況と課題

- 少子高齢化や若年層の転出、生産年齢人口減少に伴う税収入の減少などの将来の課題に対応すべく、本町では、庁内体制の再構築や若手職員により構成された「上牧町人口減少問題対策プロジェクトチーム」による人口減少率の低減策考案研修を実施するなど、町職員の一人ひとりが課題意識を持ち、行政運営の改善に向け取り組んでいます。
- 本町は2008年度（平成20年度）に財政健全化法^{※1}における健全化判断比率^{※2}の実質公債費比率^{※3}が早期健全化基準^{※4}の25%を超え、早期健全化団体^{※5}となりましたが、財政健全化計画^{※6}を策定・実施した結果、2010年度（平成22年度）決算で脱却し、現在は基準内となっています。また、2013年度（平成25年度）には土地開発公社^{※7}の解散を行い、行財政の改革を推進しています。しかしながら、自主財源に乏しく、過去の事業等の起債償還や人件費の比率が高く、また、財政指標も高く、今後も引き続き財政の健全化が必要です。
- 財政の弾力性^{※8}に用いられる指標の経常収支比率については、2014年度（平成26年度）は97.2%で、2015年度（平成27年度）が93.2%と一時的に減少しましたが、2016年度（平成28年度）以降、2014年度（平成26年度）以上に上昇することが見込まれることから、今後、経常的な経費の削減に取り組み経常収支比率^{※9}の減少に努める必要があります。
- 行政サービスの向上、簡略化においては、住民情報をはじめとした情報システムが稼働していますが、対応しているのは一部事務に留まっており、活用の幅を広げるためのシステム面におけるインフラ整備を進めていく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町人口ビジョン及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略<2016年（平成28年）3月>
- ◆公共施設等総合管理計画<2017年（平成29年）3月>

<行政運営に関する財政指標の推移>

（単位：％）

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H33 (2021)
経常収支比率	98.8	95.2	89.4	88.9	89.9	91.4	97.2	93.2	96.5
実質公債費比率	26.4	26.8	23.8	20.1	16.1	13.5	13.2	13.4	14.3
将来負担比率 ^{※10}	306.0	273.0	245.9	226.9	207.2	192.1	188.9	154.0	123.3

用語解説

- ※1 **【財政健全化法】**地方公共団体の財政の健全化に関する法律のこと。地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める法律です。
- ※2 **【健全化判断比率】**自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指します。
- ※3 **【実質公債費比率】**自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもの。通常3年間の平均値を使用し、25%以上だと借金を制限されます。

施策の展開方向	想定される取り組み
①効率的・効果的な行政運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機構の的確な編成に努めます。 ○ 多岐の分野にわたる行政課題に取り組むため、プロジェクトチームを設けるなど、横のつながりを重視した柔軟な推進体制づくりに努めます。 ○ OA 機器^{※11}の導入や手続の簡略化など、行政サービスの向上に努めます。 ○ 研修機会の充実などによって専門的知識や広い視野で諸問題に取り組める職員育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断的庁内体制の構築 ○ 若手職員を対象としたスキルアップ講習会の実施
②計画的な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住人口の増加などによる自主財源の確保に努めます。 ○ 中長期を見すえた計画的な財政運営に努め、各事業の規模や優先度に応じて予算配分を行い、財政の健全化及びその弾力性の確保に努めます。 ○ 行政事務の簡略化、合理化を図り、経費節減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政の健全化 ○ 公共サービスの民間委託

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
経常収支比率	中長期財政計画	%	93.2	96.5	94.5
町税徴収率	中長期財政計画	%	91.3	92.0	92.5

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行財政運営に関心を持ち、まちづくりに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成に努め、健全で計画的な財政運営に努めます。 ▶ 町税等の徴収率向上に取り組むとともに、広告料等の税外収入や受益者負担の適正化等により、自主財源の確保を図ります。

用語解説

- ※ 4 **【早期健全化基準】**自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標についてはそれぞれ基準が設けられ、「実質赤字比率」は 11.25～15%（財政規模による）、「連結実質赤字比率」は 16.25～20%（財政規模による）、「実質公債費比率」は 25%、「将来負担比率」は 350%となっています。（基準値はいずれも市町村の場合）
- ※ 5 **【早期健全化団体】**自治体財政の健全化を示す4指標のうち、ひとつでも基準値を超えると指定される。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取り組みが不十分であれば国が都道府県から勧告を受けて財政運営に関与されます。
- ※ 6 **【財政健全化計画】**早期健全化団体が策定を求められる財政を健全化するための計画のこと。財政悪化の要因分析、同計画の期間、歳出・歳入の均衡策、歳出・歳入等の今後の見通し等を定めて、地方自治体の長が作成し、議会の議決を経て、総務大臣等に報告します。
- ※ 7 **【土地開発公社】**自治体が公共事業に必要とする土地の取得・造成・管理などを行うために設立された特別法人のこと。資金は金融機関からの借入によります。
- ※ 8 **【財政の弾力性】**地方自治体において、支出の増減に対する収入の増減を示すものです。
- ※ 9 **【経常収支比率】**財政構造の弾力性を測定する指標として、地方税や普通交付税等、毎年の収入に対し、公債費や人件費、扶助費など決まった支出が占める割合のこと。数値が高いほど財政が硬直化し、自由度が少なくなっている状態を示しています。
- ※ 10 **【将来負担比率】**一般会計等の地方債残高など、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合のことです。
- ※ 11 **【OA 機器】**Office Automation に必要とされる機器の総称。コンピューター、コピー機、ファクシミリなど事務作業を自動化してくれる機械のことです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
広域行政	○	○	○	○

目指す姿：広域連携を推進できるまち

近隣自治体同士が連携することにより得られるスケールメリット^{※1}を生かしながら、環境の変化に柔軟に対応し効率的な行政サービスを展開するまちを目指します。

現況と課題

- 少子高齢化や人口減少が進むなかで、いかに住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対し、県や近隣自治体との連携による解消が注目されています。
- 本町においては、北葛城郡4町（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）が連携した観光ガイド「ほっかつ”歩っ活”ウォーキングマップ」の制作や「ほっかつプレミアム商品券」^{※2}の発行、地方創生加速化交付金を活用した移住促進事業を実施するなど、自治体単独ではなく、自治体の枠を越えた地域の魅力創出に取り組んでいます。
- 2市5町（香芝市・葛城市・川西町・田原本町・上牧町・広陵町・河合町）で連携し、基幹システムの共同化を実施し、コスト削減、住民サービスの向上を図っています。
- 1971年（昭和46年）に稼働したごみ処理施設は、老朽化のため閉鎖し、2016年（平成28年）4月に山辺・県北西部広域環境衛生組合に加入し、2023年度（平成35年度）から組合のごみ処理施設が稼働することにより、今後も安定したごみ処理を行うこととしています。
- 限られた財政状況のなか、近隣自治体も本町と同様な課題に直面することが予想されることから、自治体同士がスケールメリットを生かしながら、必要に応じて多様な分野で多様な形の連携を図り、環境の変化に柔軟に対応しながら効率的な行政サービスを展開していく必要があります。

関係する町の条例・計画等

◆「奈良モデル」^{※3}に対する財政支援に関する基本方針<2015年（平成27年）9月>



<北葛城郡4町による魅力体感イベント>



<ほっかつ”歩っ活”ウォーキングマップ>

用語解説

- ※1 **【スケールメリット】** 規模の経済のこと。事業規模が拡大することにより、販売する商品やサービスの限界費用が小さくなることで得られる効果や利益を指します。
- ※2 **【ほっかつプレミアム商品券】** 2015年度（平成27年度）において、地域経済の活性化のため、国の交付金を原資にプレミアム（割増金）を付加し、北葛城郡4町が合同で商品券を発行しました。
- ※3 **【奈良モデル】** 県と市町村、市町村間の連携・協働により、県全体の人的資源、様々な公共施設、財政資源を有効活用し、市町村が自立して質の高い行政サービスを提供し続けていく仕組みのことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①広域連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の日常生活圏の広域化などに対応するため、近隣自治体と連携し、広域的な行政機構の確立を目指します。 ○ 多様な分野、形で連携を図り、実績を重ねることで町単独では実現し得ないまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携による公共サービスの提供 ○ 近隣自治体との空き家バンクの共同運営

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
広域連携事業数	広域連携の取り組み数	件	5	7	10

協働の考え方

<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域連携事業に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 西和広域7町等の隣接する近隣町との行政ネットワークの連携強化を図ります。 ➢ 積極的に広域連携に取り組み、行政ニーズに対応した住民サービスの提供に努めます。
--	---

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
町民参画・協働・地域コミュニティ	○	○	○	○

目指す姿：町民が主体に活躍できるまち

町民の意見を町政に反映する場や機会が充実し、町民と行政の協力・信頼関係から生まれた協働の考えのもと、それぞれの役割や責任に応じた行動により、様々なテーマで活動する町民活動団体がまちづくりの担い手として活躍できるまちを目指します。

現況と課題

- ライフスタイルの変化、価値観の多様化、核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況にありますが、一方で、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等では、日常生活における地域のつながりの大切さを再認識する契機となりました。
- 本町においては、2014年（平成26年）4月1日に、町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とした「上牧町まちづくり基本条例」を施行しました。
- 2012年度（平成24年度）において、行政への積極的な参画を促すことを目的とした「上牧町まちづくり人財バンク」や、地域団体の育成を図り、その継続的な活動を通して創意と工夫による町民と行政の協働のまちづくりのさらなる推進を目的とした「上牧町協働のまちづくり公募型補助金」制度を定め、実施してきました。
- 地域団体においては、少子高齢化の影響もあって、構成員の高齢化や若年層の加入率が低下している状況にあり、また、地域コミュニティに関しても、転入者と既存町民との交流が少なく、地域活動の中心となるリーダーの育成や若年層の活動への働きかけなどが必要です。
- 町民と行政が地域のつながりの重要性に対する認識を今一度共有し、新たな時代に対応した地域コミュニティづくりを進めることが必要です。また、研修や講座、イベント等を企画することにより、まちづくりに参画する町民や企業、大学との協働を推進していくことも必要となります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町まちづくり基本条例〈2014年（平成26年）3月〉



〈まちづくり基本条例シンポジウム〉



〈災害避難所開設訓練・子どもサバイバル事業〉
（上牧町協働のまちづくり公募型補助金対象事業）

施策の展開方向	想定される取り組み
①地域活動・NPO 活動への参加機会の創出 ○ 既存・新規団体の活動や NPO 活動を支援するとともに、地域活動への参加意欲の高い町民や能力・経験を有する町民の地域活動への参加機会を創出するよう努めます。	○ 地域活動支援 ○ 地域活動の情報発信 ○ 新規 NPO の立ち上げ支援 ○ ボランティアの育成・団体立ち上げ支援
②町民参加機会の拡充 ○ 各行政施策における町民参加機会のさらなる拡充を図り、諮問機関の提言や意見を尊重して施策を進めます。	○ 町民のまちづくりへの参画機会の創出 ○ 意欲的な町民の地域活動への招待
③人材バンクの拡充 ○ 上牧町在住の技術や能力を有する者を掘り起こし、人材バンクの拡充に取り組みます。 ○ 人材バンク登録者の町事業への参画・活躍機会の創出に努めます。	○ 町内の優れた技術・能力を有する人材発掘 ○ 人材バンクの情報発信 ○ 町事業への積極的な活用
④地域主体の協働のまちづくり ○ 町民の自主的な文化・コミュニティ活動などを支援し、人材・情報の提供に努めます。 ○ 町民主体のまちづくりの推進に向け、自治会組織を始め、ボランティア団体等の自主的運営体制の確立とコミュニティリーダーの育成に努めます。 ○ 上牧町まちづくり基本条例の推進に取り組みます。	○ 地域団体の自立支援 ○ まちづくり協議会のプラットフォーム構築支援
⑤公募型補助金の活用促進 ○ 補助金を活用し、町の活性化に資する公益的活動を行う団体の育成を図り、町民と行政との協働のまちづくりのさらなる推進に取り組みます。	○ 上牧町協働のまちづくり公募型補助金事業の活用推進
⑥地域コミュニティの強化 ○ 地域、校区、学校での個々のコミュニティ網の形成に取り組みます。	○ 学校を中心としたコミュニティ網の形成
⑦ふるさと意識の高揚 ○ ふるさとに対する愛着や誇りの醸成・再認識を目的に、町出身者が上牧町に関わる機会の提供に努めます。	○ 地域イベントへの招待

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
地域の活動に参加している割合	町民アンケート調査	%	38	40	45			
上牧町まちづくり人材バンク登録者の活用人数	活用人数	人	1	5	10			
上牧町協働のまちづくり公募型補助金申請数	申請件数	件	2	5	7			

協働の考え方

○町民・事業者・地域団体の取り組み ▶ 地域活動等に積極的に参加します。 ▶ 企業も、地域コミュニティの活性化の取り組みに協力します。	○行政の取り組み ▶ 町民や団体・事業者が連携してまちづくりに取り組むことができるよう、環境整備を行います。 ▶ まちづくりを担う主体として行政も、町民や団体・事業者と連携・協力し、まちづくりに取り組みます。 ▶ 地域住民が参加できる活動のPRや情報発信を行い、組織力の向上に努めます。
--	---

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
	○	○	○	○

情報の発信と共有

目指す姿：上牧町がつながり情報が届けられるまち

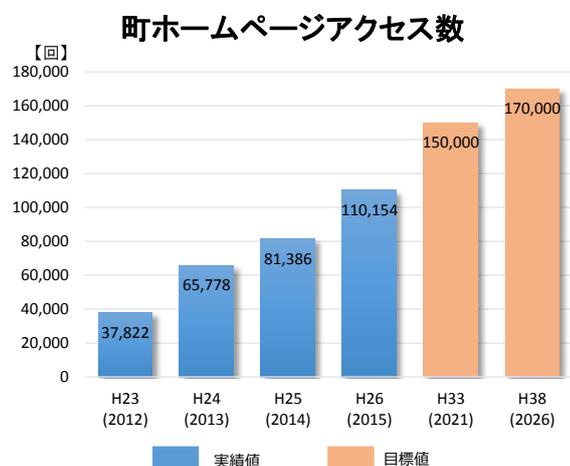
町民生活に役立つ情報が様々な情報媒体から発信・共有されてすべての町民に届けられ、町民からの声を積極的に聴く機会や方法が増えるなど、上牧町全体がつながり情報が届けられるまちを目指します。

現況と課題

- 本町では、あらゆる世代の町民に広くお知らせできる「広報かんまき」の充実を図るとともに、よりタイムリーかつ多様に情報発信できるホームページと併せて有効に活用することにより、町政情報を広く発信しています。
- 本町のまちづくりの基本原則として、上牧町まちづくり基本条例においては、「参画・協働、それらを推進するための前提条件となる情報共有」と規定しています。とりわけ、町民との情報共有については、町政運営の基本かつ重要な事項として、重点的に推進することとしています。また、町民との真の情報共有を実現させるため、時代に即した情報発信のあり方についても、絶えず検証し、適切に対応することが必要です。
- 広報紙やホームページにより町政情報を発信していますが、現状の情報発信媒体だけではPR力が弱いのが現状です。パソコンや携帯電話等が普及し、町民の通信手段も多様化していることから、時代に即した手段で町政情報や地域情報を町民一人ひとりに届けることができる仕組みづくりが必要です。本町においては、時代に即した手段のひとつとして、上牧町議会をインターネット中継で配信することにより町政の情報を町民に発信しています。
- 本町では、町長や幹部職員が、町民の皆さまの地区に出向き、直接顔を合わせて、町の現状や施策などについて説明し意見交換も行うタウンミーティング※¹を開催しています。
- 本町は、東西に2.1km、南北に3.6km、面積は6.14㎢と小さな行政区域に商業施設、生活利便施設、総合病院、福祉施設、児童施設等が既に揃っているコンパクトで生活利便性に優れたまちで、加えて自然も豊富に備えている住み良いまちであることをアピールすることが必要です。

関係する町の条例・計画等

◆上牧町まちづくり基本条例<2014年（平成26年）3月>



<ホームページ及び広報上牧>

施策の展開方向		●想定される取り組み
①情報発信及び情報共有の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページを使った広報活動の充実に努めます。 ○ 時代に即した情報発信手段の構築に努めます。 ○ 町民へまちづくりの情報を提供するため、行政情報公開を推進します。 ○ 町民と行政が情報共有を図れるよう環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存情報発信媒体の発信力の向上 ○ 住民ニーズに適した情報発信ツールの構築 ○ 町民とのコミュニケーションツールの構築 ○ タウンミーティングの継続的な実施 	
②コンパクトシティ^{※2}PR 活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトで生活利便性に優れ、自然に囲まれた上牧町の特徴を PR することにより、住みよいまちであることを地域内外に PR します。 	○町の PR の実施	

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
ホームページへのアクセス数	アクセス回数	件	11万	15万	17万

協働の考え方

○町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域に関心を持ち、情報収集するとともに、地域の情報発信を積極的に行います。 ➢ 各種会議への参加やアンケート調査等に積極的に協力し、意見の発信に努めます。 	○行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民が必要とする町政情報を、積極的にわかりやすく情報発信するための環境整備・充実に努めます。
---	--

用語解説

※ 1 **【タウンミーティング】** 地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会のことで、一般的に行政当局や政治家が実施する対話型集会を指します。

※ 2 **【コンパクトシティ】** コンパクトシティという言葉は、広いまちのある一部に集約するという意味で使われるのが一般的ですが、上牧町においては、コンパクトな町域のなかで生活に必要な施設や豊かな自然が調和した住みよいまちとして表現しています。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
情報基盤	○	○	○	○

目指す姿：情報が守られ質の高い情報ネットワークでつながるまち

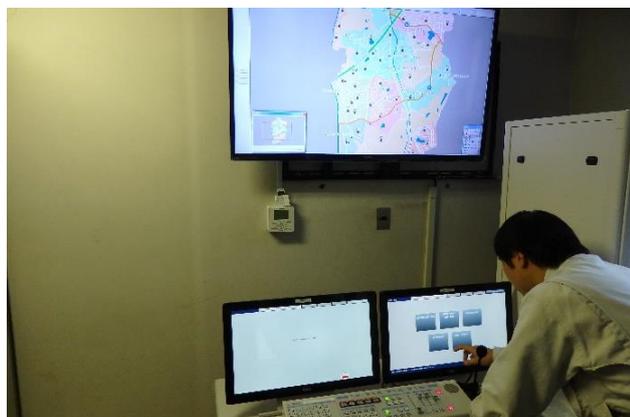
正確で迅速な事務手続きを支える質の高い情報システムが整備・運用され、強固な情報セキュリティが整うまちを目指します。

現況と課題

- 本町においては、保健福祉センター、図書館、中央公民館をはじめとする、出先機関（学校等を除く）との庁内ネットワーク（インターネット）統合は完了しており、奈良県電子自治体推進協議会提供の汎用受付システムによる電子申請・届出も一部利用開始しています。
- 学校も含めた地域イントラ^{※1}整備については、インフラ整備にかかる費用等について一部未整備の状況であります。また、電子申請も一部利用（施設利用、ふるさと納税等）に留まっており、庁内ネットワークの完全統合と活用幅の拡大を行う必要があります。
- マイナンバー制度^{※2}の開始によりさらなる情報セキュリティの強化が必須となっており、より安定し、セキュリティにも特化した新通信サービスに対応するとともに、町内における情報セキュリティモラルの統一・向上も進めなければなりません。また、マイナンバー制度を利用してコンビニ交付サービスの導入を計画しています。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町情報セキュリティポリシー（基本方針：対策基準）＜2016年（平成28年）10月＞



＜防災行政無線のデジタル化＞



＜各自治会に配備された無線機・町内各所に設置のスピーカー＞

用語解説

※1 **【地域イントラ】** 地域イントラネットの略。地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのことです。

※2 **【マイナンバー制度】** 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により規定された社会保障・税番号制度の通称。日本に住み、住民票を持つすべての人に12桁の個人番号を割り当て、国や地方自治体が社会保障と税の情報を効率よく管理し災害対策を円滑に進めるための制度です。

施策の展開方向	想定される取り組み
<p>① 情報基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を実現する電子自治体を推進する観点から、学校、図書館、公民館、役場等を接続する地域公共ネットワークの整備に努めます。 ○ 行政手続きのオンライン化をはじめとする電子自治体の実現のため、電子申請・届出をはじめとする各種アプリケーションの構築・運用を推進します。 ○ 南海トラフ地震の発生が予測されているなか、防災行政無線の利用促進を図るべく、災害情報基盤の確立に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請システムの拡充に向けた環境整備 ○ 情報セキュリティの強化 ○ 防災行政無線の利用促進

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	目標値		
			現状値 2015	2021	2026
上牧町におけるコンビニ交付による証明書等の発行率	コンビニ発行数÷町全体発行数	%	0	10	20

※マイナンバーカードの普及をはかる指標として

協働の考え方

<p>○町民・事業者・地域団体の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域に関心を持ち、SNS※³等を活用して地域の情報を積極的に発信します。 ➢ アンケート調査等に積極的に協力し、意見の発信に努めます。 	<p>○行政の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民が求める情報をわかりやすく発信するとともに、町民の意見を聞く機会を設けます。
---	---

用語解説

※3 **[SNS (=Social Networking Service)]**の略。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのことです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	暮らし	子育て・教育	高齢福祉
公共施設	○	○	○	○

目指す姿：公共施設に誰もが集えるまち

公共施設の複合化・多機能化により、町民の多様なニーズに柔軟に対応でき質の高い公共サービスを提供できるようになり、誰もが利用しやすく誰もが集え、町民活動や世代間交流の拠点として公共施設が活躍するまちを目指します。

現況と課題

- 本町においては、多くの公共建築物（役場庁舎、学校、体育館、福祉施設など）やインフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、公園）を整備・保有していますが、築30年以上経過したものも少なく、今後、施設の改修や更新が必要となります。
- 近年、少子高齢化が進行し、ライフスタイルの変化、働き方の多様化、若年層の転出等が見受けられるなか、公共施設に対する住民ニーズや利用目的に柔軟に対応できる施設整備が求められます。
- 公共施設は行政サービス拠点のみならず、地域コミュニティ形成の場や地域活動の拠点、災害時には防災拠点としての機能もあり、これらへの対応も必要です。
- 今後の公共施設の整備にあたっては、施設の改修・更新のみならず、利用者ニーズに柔軟に対応したサービスを提供できるよう整備するとともに、限られた財源のなかで、適正な配置による効率的な施設整備や維持管理が必要となります。

関係する町の条例・計画等

- ◆ 公共施設等総合管理計画 <2017年（平成29年）3月>



<上牧町役場>



<町民プール>

施策の展開方向	想定される取り組み
①公共施設の適正な管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の多様なニーズや利用目的にも柔軟に対応できるよう、公共施設の適正な管理運営に努めます。 ○ 施設の長寿命化や適切な維持管理により、施設を長く使用し、施設管理にかかる費用の圧縮を図ります。 ○ 老朽化した施設や利用率の低い施設については、複合化・多機能化を図り、利用者ニーズに対応した施設運営に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設を適正に管理運営する庁内体制の構築 ○ 長寿命化改修の推進 ○ 指定管理者制度^{※1}の活用や PPP^{※2}による民間活力の導入
②北葛4町における公共施設の相互利用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民サービスの充実を追求し、より魅力的なまちづくりを進めていくことを目的に、北葛城郡4町の公共施設の相互利用に取り組むとともに、利用促進のための情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の相互利用 ○ 相互利用施設の情報発信

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	目標値		
			現状値 2015	2021	2026
公共施設の満足度	アンケート調査	%	23	30	35

協働の考え方

○町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民の財産である公共施設をいつまでも長く利用できるよう大切に利用します。 ➢ 事業者は公共施設の整備や管理運営に際し、PFI事業^{※3}や指定管理者制度等に積極的に参加します。 	○行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民の多様なニーズや利用目的にも柔軟に対応できるよう、公共施設の適正管理に努めます。 ➢ 公共施設等の適正な維持管理と最適な配置について、総合的かつ計画的に検討し、財政負担の軽減・平準化を目指します。
---	---

用語解説

- ※1 **【指定管理者制度】** 地方自治体の所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで効率化を目指すものです。
- ※2 **【PPP（=Public Private Partnership）】** 公民連携の略。官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態であり、地方自治体で採用が広がる動きを見せています。
- ※3 **【PFI事業（=Private Finance Initiative）事業】** 民間資金を活用した社会資本整備事業の略。国や地方自治体が行ってきた道路や橋等の社会資本の整備・運営を民間主体に移管することで、民間資金と企業経営のノウハウを用いて効率の良い公共事業を行い、財政支出も削減しようとするものです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
防災	○	○	○	○

目指す姿：町民とともにつくる災害に強い安心・安全なまち

行政はもちろん、町民一人ひとりも防災・減災への意識を高く持ち、「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、災害に強いまちを目指します。

現況と課題

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等の大規模震災の発生、また、南海トラフ地震や首都直下型地震に関するこれまでの常識を覆すような巨大な被害想定が公表されたことなどをきっかけとして、国民の防災意識が急速に高まっています。
- 小高い丘陵地の多い本町には、道路や民家が急傾斜地に隣接している箇所もあります。このため、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、近年は土砂災害防止法による警戒危険区域の計画を進めています。また、宅地開発の急速に進んだ本町では、大雨時には大量の雨水が河川へ流れるため、溢水や洪水に備え、治水対策にも取り組んでいます。
- 本町においては、災害時における町内民間医療機関との協定を締結し、救急医療体制を構築しています。また、地域による自主防災組織の組成や広報、町内イベントにおける防災啓発などで、町民の防災意識も徐々に醸成されてきています。また、2015年（平成27年）3月には避難行動要支援者名簿（約3,000名）の作成、避難勧告等発令基準の見直しを行いました。
- 災害における被害の規模が大きくなればなるほど、「公助」は限界に近づくことから、「自助」、「共助」の取り組みを通じた地域との連携による地域防災力の向上が重要になります。
- 町主催の防災訓練においては、各自治会や町職員、関係機関が参加しての総合訓練を実施し、日ごろから災害に備えています。防災意識向上のためには引き続き定期的な訓練を実施していくことが必要です。
- 被災時の備蓄品については、県や町が備蓄している食料・生活必需品の量では不足も想定されることから、町民一人ひとりも災害に備えて準備することが必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆ 上牧町地域防災計画＜2015年（平成27年）3月＞
- ◆ 要配慮者^{※1}支援に関する手引き＜2016年（平成28年）3月＞



＜総合防災訓練＞



＜消防出初式＞

用語解説

※1 **【要配慮者】** 高齢者や障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要するかたのことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①地域の防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○自治会の防災活動を支援するとともに、民間事業者や地域団体、近隣自治体との連携による防災訓練の実施や地域団体・学校等への防災訓練・防災教室の支援を行います。 ○子ども・若者・転入者の参加を促し、防災教育や次世代の担い手育成にも取り組みます。 ○自主防災組織の人員の確保と組織強化を支援します。 ○災害時における避難所の適正な確保・配置を行うとともに、防災力の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の定期的な実施支援 ○近隣自治体との合同防災訓練の実施 ○子供向け防災教室の拡充 ○乳幼児子ども防災意識向上事業の実施 ○民間事業所の防災体制強化の促進 ○防災訓練の充実による自治会、職員の育成
②災害時の救急医療体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ○近隣町や民間医療機関との連携のもと、災害医療情報について、広域的に医療機関情報等を収集し、提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との災害時救助支援協定の締結
③消防防災体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○上牧町地域防災計画を居住人口や都市機能の変化に応じて見直しを行います。 ○災害時等における危機管理体制の整備を進めるとともに、近隣町と連携して広域消防体制の充実強化を図ります。 ○災害時の情報や情報のネットワークの充実を図ります。 ○予測を上回る状況下での、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順を整理するとともに組織として共有し適切な業務執行の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○上牧町地域防災計画の見直し ○近隣町との広域消防体制の構築・強化 ○消防施設・設備の確保 ○災害時情報発信ネットワークの充実 ○行政間及び民間との協定締結等による応援体制の充実 ○災害時要配慮者の避難支援体制の構築
④治山・治水 <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害計画区域の指定に基づき、安全管理に努めます。 ○森林の有する公益的機能の維持増進に努めます。 ○無秩序な開発行為の防止に努めます。 ○大和川流域総合治水対策としての防災・安全対策に則ったため池貯留浸透事業の実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発指導要綱^{※2}に基づいた開発指導 ○流域対策施設（ため池）整備事業の推進

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
災害時における連携協定	連携協定数	件	24	30	35			
防災士資格取得支援事業	資格取得人数	人	81	170	245			

協働の考え方

○町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶日ごろから非常食の備蓄、家具等転倒防止器具や火災警報器の設置など、災害に対する備えを行います。 ▶防災訓練や啓発活動に積極的に参加します。 	○行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶町民や地域における自助・共助の取り組みを支援します。 ▶災害時の活動拠点や避難場所となる公園・施設等を整備するとともに、災害時に備えて災害用備蓄物資等の充実を図ります。 ▶関係機関、関係団体、地域、企業等と連携を強化し、防災・減災体制の充実に取り組みます。
--	---

用語解説

※2【開発指導要綱】自治体が宅地開発に対して独自に技術基準や負担金等の取り扱いを定めているものです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
安全安心・防犯	○	○	○	○

目指す姿：地域がつながり安全でこころ安らぐまち

町民・警察・行政等が一体となって、地域のつながりにより犯罪を未然に防ぎ、地域で助け合うことができる安全で安心なまちを目指します。

現況と課題

- 身近な犯罪を抑止するには、町民・警察等の様々な主体により従来から行われてきたソフト面の防犯活動をより一層推進するとともに、住宅・学校・公共施設等の整備や管理等のハード面の取り組みも推進することが重要です。
- 本町においては、町民のボランティアからなる見守り隊による登下校の安全見守り活動をはじめとした地域による自主的な防犯活動が行われています。
- 行政としても、高齢者や子どもに対する交通安全教育の実施や町内の危険箇所における交通安全施設（防犯カメラ、カーブミラー・防護柵等）の設置、道路のカラー舗装、通学路の変更など、町民の安全で安心できるくらしの実現に向け取り組んでいます。
- 犯罪を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちとするためには、まちぐるみで犯罪を防ぐ地域防犯力を向上させるとともに、町民一人ひとりの防犯意識を向上させ、町民・警察・行政等が一体となった取り組みを推進していく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町屋外防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱＜2015年（平成27年）10月＞



＜防犯出発式（上牧町自治連合会主催）＞



＜防犯出発式（西大和6自治会連絡会共催）＞



＜防犯出発式（西和地区防犯協議会・西和警察署共催）＞

施策の展開方向	想定される取り組み
①安全安心なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全施設の設置や危険箇所の早期改良など、障害者や高齢者や子ども等、誰もが安心できる道づくりを進めます。 ○危険箇所、通過交通の多い箇所について、交通安全施設の設置を進めます。特に通学路については、交通安全施設の重点的整備を図ります。 ○ドライバーに対して交通マナーの啓発を進めます。 ○子どもや高齢者などに対し、交通安全意識の啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の危険箇所に交通安全施設を設置 ○交通安全教室の開催 ○高齢者に対する運転免許返納のあっせん
②緊急医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○近隣町や民間医療機関と連携し、救急医療情報の的確な情報提供に努めます。 ○救急医療の役割に関しても、普及啓発を図り、町民の理解と協力を得ながら、救急医療の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内民間医療機関との連携強化
③自主防犯活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○自治会やPTA等による自主的な防犯活動や事業者による防犯対策を促進するとともに、ボランティア活動の積極的な活用を図ります。そのためには現在一部の地域で行われている自主防犯組織を町内の各地域にも広め、町内全体に防犯拠点の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動の支援
④子どもを守るまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○学校、保護者、地域と連携を図りながら、子どもの安全教育や施設及び通学路の安全点検、防犯対策を推進します。 ○子どもはもとより、女性や高齢者にとっても安全で安心なまちづくりのために防犯に配慮した公園や道路空間の整備を推進するとともに、町職員等による防犯パトロールを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯カメラの設置 ○防犯パトロールの実施

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
防犯カメラ設置台数	設置台数	台	3	21	36

協働の考え方

○町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶町民一人ひとりが防犯意識を持ち、地域における見守り活動などに積極的に参加します。 	○行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶犯罪の抑止力や発生後の早期解決を図るため、主要幹線道路、交差点、通学路等の危険な箇所に防犯カメラの設置を積極的に推進します。 ▶自治会が管理する防犯灯の設置について適切な支援を行います。
--	---

第2節（住民福祉）ともに支え合い健やかでときめきがうまれるまちづくり

- 2-1 保健
- 2-2 医療
- 2-3 高齢福祉
- 2-4 子育て支援
- 2-5 障害者（児）福祉
- 2-6 地域福祉
- 2-7 男女共同参画
- 2-8 人権啓発・平和

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
保健	○	○	○	○

目指す姿：健康づくりを促進するまち

健康に対する意識を高めるとともに町民一人ひとりが実践でき、健康寿命の延伸を図るために仲間同士で予防に取り組むことができるまちを目指します。

現況と課題

- 健康上牧 21 計画の理念である「夢とコミュニケーションいっぱいの上牧町」を目指し、生活習慣病の啓発と予防のための教室・イベント等での受診勧奨や、健康相談や窓口・電話等による随時相談の対応、健康講座を広報に掲載するなど、町民の健康増進に関する意識の向上に努めてきました。
- 母子保健法に基づく乳幼児の健診は、細やかなフォローを続け高い受診率を維持していますが、依然としてがん検診やその他健診の受診率は低いため、引き続き受診率の向上が課題です。
- 町の計画や事業に基づき、健康増進に関する活動が活発ですが、人材不足や高齢化が課題となっており、母子保健対策の充実、町民を巻き込んだ啓発への取り組みを行っていく必要があります。
- 高齢者の社会参加や障害者の地域移行の際に、地域で安心して生活できるよう、さらなる専門職の確保や関係機関との連携強化を行っていく必要があります。
- 健康寿命の延伸に向けては、疾病予防対策及び介護予防対策の充実を図り地域包括ケアシステムの構築に向けて発展させていくことが必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆健康上牧 21 計画<2006 年（平成 18 年）3 月>
- ◆子宮頸がん等ワクチン接種助成事業実施要綱<2011 年（平成 23 年）4 月>
- ◆がん検診推進事業実施要綱<2013 年（平成 25 年）4 月>
- ◆インフルエンザ等対策本部条例<2013 年（平成 25 年）4 月>



<ヘルシー教室>



<ささゆりウォーク>

施策の展開方向	想定される取り組み
①医療機関との連携強化 ○ 保健・福祉・医療の連携体制を強化します。	○ 医療機関との連携強化
②健康上牧 21 計画の推進 ○ 町民のアイデアを取り入れ、参加型の健康づくり計画「健康上牧 21 計画」の遂行を通し、元気の増進、疾病予防、医療費の安定化、さらには総合的なまちづくりへと推進していきます。	○ 健康上牧 21 計画の推進
③マンパワーの確保と人材発掘・育成 ○ 保健師、管理栄養士等、専門的人材の育成と確保を図ります。 ○ 健康上牧 21 計画の推進にあたって地域での人材育成を図ります。 ○ 高齢者の社会参加や障害者の地域移行の際に、地域での生活相談、疾病相談などに対応できるように専門職等の配置や関係機関との連携を図ります。	○ 人材の発掘・確保・育成
④保健事業の充実 ○ 健康教育、相談、検診機会の充実に努めるとともに、受診率の向上を目指します。 ○ 健康教室の「ヘルシー教室」を通じて病気に対する知識の普及啓発を図り、自らできる予防策を実践できるように支援します。 ○ 日常生活におけるきめ細かな健康づくりの情報を広報紙等で啓発していきます。 ○ 幼稚園・保育所を対象に食育の推進を図ります。 ○ 乳幼児から高齢者まで疾病予防や食に関する情報の啓発、相談できる窓口の充実を図ります。	○ 受診率向上に向けた情報発信 ○ 受診対象者へ個人通知等のアプローチの推進 ○ ヘルシー教室の充実 ○ 乳幼児健診後の支援の充実 ○ 成人期から高齢期までの健康づくりの支援の充実

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
胃がん検診受診率	35 歳以上の男女	%	4.4	5.0	7.0			
大腸がん検診受診率	40 歳以上の男女	%	9.6	10.0	12.0			
肺がん検診受診率	40 歳以上の男女	%	5.1	7.0	8.0			
子宮がん検診受診率	20 歳以上の女性	%	15.4	17.0	19.0			
乳がん検診受診率	40 才以上の女性	%	14.3	16.0	18.0			

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み ▶ 健康に対する意識を高めるとともに、知識を身に付け、積極的に実践していきます。	行政の取り組み ▶ 各関係団体に各種検診受診率が向上するよう啓発を行います。
---	--

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
医療	○	○	○	○

目指す姿：町民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるまち

症状に応じ安心して医療が受けられるようにするとともに、家庭や地域において、町民一人ひとりが健康づくりに取り組みながら、心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

現況と課題

- 本町には、2 病院、11 診療所、7 歯科診療所（2016 年度（平成 28 年度））があり、これらの医療機関により地域の医療体制が支えられています。高齢化の進展を背景に、医療への町民のニーズが複雑化・多様化することが予想されていますが、地域の医療の充実を図り、安心して医療サービスを受けることができるよう、関係団体・医療機関等との連携強化に一層努める必要があります。
- 国民健康保険は、住民の健康維持と増進を図るうえで重要な役割を果たしていますが、高齢化に伴う医療費の増加や、生活習慣病の患者や予備軍は年々増加しています。一方で、本町では利用者の経済的負担の軽減を図るため、子ども、障害者、母子・父子家庭等、福祉医療制度による各種医療費の一部助成を実施しています。また、今後、医療レセプトデータ※¹や健診データを結びつけた医療費分析を行い、医療費の適正化に努めることが必要です。
- 高血圧の罹患率が高いため、若い世代からの健康教育等による意識づけが重要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町乳幼児等医療費助成条例＜1973 年（昭和 48 年）9 月＞
- ◆上牧町心身障害者医療費助成条例＜1973 年（昭和 48 年）9 月＞
- ◆上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例＜1979 年（昭和 54 年）7 月＞
- ◆上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱＜2015 年（平成 27 年）12 月＞

特定健診受診率



＜集団特定健診＞

用語解説

※ 1【医療レセプトデータ】保険診療を行った医療機関が診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬（医療費）について、審査支払機関を経由して保険者へ診療報酬を請求する際の請求書類（明細書等）のデータのことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①医療保険制度の充実と円滑な運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の適正化に努め、健診事業等の充実を図ります。 ○ ジェネリック医薬品^{※2}の啓発を図り、医療費の削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診の受診勧奨による疾病の早期発見、早期治療の推進を行い、受診しやすい環境の整備 ○ 特定保健指導の利用促進 ○ 保険証にジェネリック医薬品の希望の記載あつせん
②在宅医療サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会、各医療機関との連携のもとに、在宅医療体制の充実を図ります。 ○ 適正受診の啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域による在宅医療体制の充実
③不妊・不育症治療支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療は長期的に継続して取り組む必要があり経済的な負担も大きいため、不妊治療助成制度の利用促進を図ります。 ○ 妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持ってない不育症に対しても不育症治療助成制度の利用促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療助成制度の利用促進 ○ 不育症治療助成制度の利用促進
④保健・福祉・医療との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・福祉・医療の連携体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・福祉・医療の連携体制強化

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
特定健康診査受診率	国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの人のうち、メタボ対策の健康診断を受けた人の割合	%	27.2	29.0	31.0

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の医療体制を把握しておくとともに、かかりつけ医を持つなど、緊急時に対応できるよう準備します。 ➢ 健康づくりに主体的に取り組む、定期的に健康診査やがん検診を受診します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康づくりの推進に努めるとともに、医師会・診療所と連携し、医療体制の充実に努めます。 ➢ 町が実施している保健対策などに関する情報提供を積極的に行います。

用語解説

※ 2 **【ジェネリック医薬品】**ある医薬品メーカーが開発した先発医薬品（新薬）の特許期間満了後に、別の医薬品メーカーが同じ有効成分と製法によって製造する薬のことです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
高齢福祉	○			○

目指す姿：高齢になっても安心して住み続けられるまち

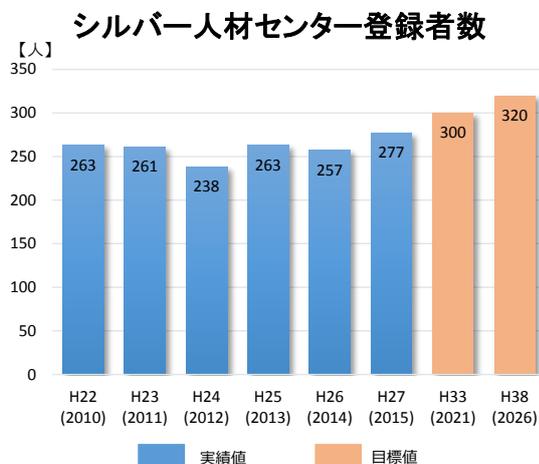
高齢者の活動の場があり、一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送り、いつまでも自分らしく、安心して住み続けられるまちを目指します。

現況と課題

- 本町においては、地域支援事業を中心に一次予防事業では全高齢者を対象に講演会や健康教室の開催、高齢者教室の開催、シルバークラブへの支援などを実施し、二次予防事業では、運動機能の向上事業、口腔機能向上事業等を実施し、効果的な介護予防に取り組んできました。健康上牧 21 計画でも町民が主体となって全年齢への取り組みも実施してきました。
- 本町においては、地域包括支援センター※¹への認知症に関する相談が急増しており、高齢化が進むことから今後も相談件数の増加が想定されます。また、独居で軽度認知症の方を早期発見することは難しく、潜在的な認知症の方がおられるため、認知症初期集中支援チームの稼働、検討委員会の設置、脳健康教室の開催や認知症カフェの推進などにより、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めています。
- 本町は今後 10 年で高齢化率がピークに達すると予測されていることから、住み慣れた上牧町で生活が続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。また、地域包括支援センターを中心として活動を展開していますが、人材が不足しており、専門職の確保が大きな課題です。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活を送り、社会で活躍し続けられるよう、活動の場や健康づくり、生きがいづくりへの取り組みを推進していくことが重要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆健康上牧 21 計画＜2006 年（平成 18 年）3 月＞
- ◆高齢者緊急一時保護事業実施要綱＜2011 年（平成 23 年）4 月＞
- ◆配食見守り事業実施要綱＜2013 年（平成 25 年）6 月＞
- ◆家族介護支援事業実施要綱＜2013 年（平成 25 年）6 月＞
- ◆認知症初期集中支援事業実施要綱＜2016 年（平成 28 年）1 月＞
- ◆認知症高齢者等見守り支援事業要綱＜2016 年（平成 28 年）1 月＞



＜かんまきときめきクラブお披露目会＞

用語解説

※1 **【地域包括支援センター】**介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。各市区町村に設置され、センターには保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。

施策の展開方向	想定される取り組み
①地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などを目的に、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ○ 認知症の高齢者が尊厳を持ち地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。 ○ 安心して在宅で暮らすことができるよう、生活支援サービスが包括的、継続的に提供できるような地域での体制づくりやネットワークづくりを推進します。 ○ 町民自らが地域福祉の担い手であることを自覚し、地域のなかで支援を必要とする人に目を配り、支え合い、助け合う地域づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築 ○ 医療と介護のネットワークづくりのための意見交換会の推進 ○ 認知症高齢者の見守り事業の充実 ○ 認知症カフェの推進 ○ 認知症推進員の増員 ○ 生活支援サポーター・傾聴ボランティアのさらなる養成 ○ 地域ケア会議の推進
②高齢者の生きがいづくり <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターの支援に努めます。 ○ シルバークラブの多様な活動や組織づくりを支援します。 ○ 高齢者の交流、健康づくりなどの拠点となる保健福祉センターの機能と運営の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センター・シルバークラブの支援・活用 ○ ときめきクラブの拡大（地域での体操教室） ○ 高齢男性の引きこもり対策
③介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護認定を受ける前の段階から要支援1，2程度まで継続して「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し生活機能低下の予防に努めます。 ○ 住民参加型の健康上牧21計画による事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各予防教室の継続 ○ 各予防教室への参加呼びかけ
④マンパワーの育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防事業の推進と地域包括支援センターの充実のため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門的人材の育成と確保を図ります。 ○ 健康上牧21計画推進のため、行政だけでなく町民の人材の発掘・育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における人材の発掘・育成

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
生活支援サポーター・傾聴ボランティアの人数	40歳以上のボランティア	人	0	40	50
シルバー人材センターの登録者数	登録者数	人	277	300	320
シルバークラブ会員数	60歳以上	人	1,543	1,750	1,900
要介護認定者数	65歳以上	人	1,066	1,090	1,100
成年後見制度利用支援（町長申立件数）累計	65歳以上	人	7	10	13
認知症カフェ	参加人数	人	—	15	20
ときめきクラブ（体操教室）の設置数	設置数	教室	6	9	10

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の活動や町が主催する講演会等に積極的に参加します。 ▶ 高齢者の知恵や経験を地域活動に活かします。 	行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護給付適正化事業で健全な給付に努め、介護予防日常生活支援総合事業の充実を図ります。
--	---

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
子育て支援	○	○	○	

目指す姿：子どもたちの笑顔でいっぱいのまち

地域と行政の協働や町民同士の助け合いによる子育て体制が整い、子どもたちには笑顔があふれ、上牧町で子どもを産み育て続けたいと思えるまちを目指します。

現況と課題

- 人口減少、出生率低下を抑制するためには、多様化するライフスタイル（くらし方、働き方等）に合わせた支援を実施するとともに、地域と行政の協働による教育・子育て体制を整え、町民の負担を減らし、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することが重要です。また、2015年（平成27年）4月から子ども・子育て支援は新制度への移行に伴い、「保育の必要性の認定」など新制度の円滑な運営を進めながら地域の子育て力を強化していくことが求められます。
- 核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、保育サービスのニーズは増加・多様化する傾向がみられることから、本町では大和高田市との協定締結による病児・病後児保育事業の実施や学童保育の開設等を実施していますが、今後もさらなるきめ細かな子育て支援体制の構築が必要です。
- 出産直後の保護者に対して、2カ月以内に全戸訪問し、子育て指導を実施するとともに、乳幼児相談や健診を実施しながら保護者同士の交流を定期健診の際に保健師が企画しており、社会福祉協議会のイベント参加もあっせんしています。
- 虐待の発生及び深刻化の予防のため、関係機関における包括的な相談体制及び支援体制の充実を図るとともに、研修等への参加による職員の資質向上を図る必要があります。
- 団塊の世代のリタイヤから高齢化が進み、また団塊の世代の子ども達の町外流出など（就労人口（2009年（平成21年）～2010年（平成22年）では300人以上）により人口減少・少子化に拍車がかかっています。
- 2007年（平成19年）～2012年（平成24年）人口動態保健所・市区町村別統計の本町の合計特殊出生率^{※1}は1.09となり、全国平均の1.42、奈良県の1.29を大きく下回ります。結婚は考えているが「出会いの場所がない」、「知り合う機会がない」、「結婚に踏み切れない」などの若者の結婚離れは深刻な現状にあります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町子ども・子育て支援事業計画<2015年（平成27年）3月>



<高齢者グループホームとの交流会>



<ペガサスフェスタで和太鼓を披露する園児たち>

用語解説

※1【合計特殊出生率】一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値のこと。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計して算出されています。

施策の展開方向	想定される取り組み
①結婚・出産・子育ての希望を叶えるための支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚希望者が結婚できる支援体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・出産・子育てまでの切れ目のない支援サービスの充実を図ります。 ○ 出産や子育てにおける不安・悩み・ストレスを抱える親の精神的負担を軽減・解消できるような環境づくりを進めます。 ○ 結婚に踏み切れないなどの問題を解消すべく結婚希望者が結婚できる支援体制を構築する狙いからマリッジサポーター※²の育成を図り、結婚につながる出会いの機会を増やし、結婚から子育てまでつながっていく環境整備の構築に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婚活イベントの企画・実施 ○ 結婚希望者相談窓口の設置 ○ ワンストップ相談窓口の設置 ○ マタニティー教室の開催 ○ 乳児・幼児健診の実施 ○ 新米ママへの訪問カウンセリングの拡充 ○ 子育て支援情報の発信 ○ 母子健康手帳発行時の保健師による全般面接 ○ マリッジサポーターの募集、育成
②保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児保育事業・障害児保育事業の充実に努めます。 ○ 未就園児の保護者への育児相談の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児相談窓口の拡充 ○ 幼稚園教諭や保育士等の専門性の資質向上の研修の支援
③地域子育て力の向上・地域における子育て支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ つどいの広場事業の充実拡大を図ります。 ○ 子育てネットワークづくりの推進を図ります。 ○ 要保護児童対策協議会を活用し、要保護児童の早期発見や、適切な保護を図ります。 ○ 関係機関と連携して要保護児童の早期発見及び支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ きめ細かな子育て支援体制の構築 ○ 包括的な相談体制及び支援体制の充実 ○ 職員の資質向上
④地域ぐるみの子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てに関する情報交換拠点の整備や就園前幼児の交流機会の拡充、地域住民同士で助け合いながら子育てする体制を構築するなど、町全体はもちろん、地域ぐるみでの子育て支援の推進を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報交換拠点の整備 ○ 地域における保育環境の改善事業の推進

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
地域子育て支援	2015年度（平成27年度）4広場（子ども・子育て事業計画）	人	5,434	5,380	5,326			
結婚支援	婚活支援	組	—	8	15			
結婚支援	マリッジサポーター	人	—	15	24			

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町民一人ひとりが子育てに関心を持ち、地域住民同士で助け合いながら子育てする体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 施策等を詳細に町民に周知・啓発に努め、よりきめ細やかな福祉を展開します。

用語解説

※ 2【マリッジサポーター】地域における世話役として、若者の出会いの相談や仲介、出会いの場の提供、結婚・家庭の大切さについての意識啓発など結婚支援活動のボランティアのことです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
障害者（児）福祉	○	○		

目指す姿：誰もがお互いに支え合い、障壁のないまち

障害者を取り巻く様々な障壁が無くなり、すべての地域住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを目指します。

現況と課題

- 地域における障害のある人の社会参加の機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障害のある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。
- 本町においては、2014年度（平成26年度）において、障害者総合支援法の施行などを踏まえ、2017年度（平成29年度）を目標として第4期障がい福祉計画を策定し、この計画に基づき政策展開に努めています。
- 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における物事、制度、慣行、観念その他一切の社会的障壁の解消が求められています。
- 障害のある人が安心して地域で暮らすためには、障害福祉サービスをはじめとする様々な支援策が必要ですが、障害者数が年々増加しニーズも多様化することから、障害福祉サービスを提供するための財源及び地域資源（地域住民・看護師等の人的資源、建物等の物的資源）の確保も大きな課題です。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町障がい者計画<2012年（平成24年）3月>
- ◆上牧町第4期障がい福祉計画<2015年（平成27年）3月>

<合理的な配慮の主な例>

障害区分	困っている事	合理的な配慮
視覚障害者	移動	半歩先に立ち、相手のペースに合わせ誘導する
	目からの情報	具体的に説明
	状況の把握	声をかける
聴覚・言語障害	周囲の状況判断	内容をメモ用紙等を書いて、渡す
	音声情報	手話通訳者、要約筆記者の手配
盲ろう	コミュニケーション	方法を確認し、話しかける
	移動の介助	様々な支援を説明
	移動・外出	通訳、介助員が通訳しやすい環境づくり
肢体不自由	段差、障害物の場面	声をかける、手助けをする
	意思の伝達	同じ目線の高さで話す
	駐車場スペース	一般の方は駐車しない
内部機能障害	外見から理解しにくい	障害であることを理解する
	全身状態低下	感染症をうつさない注意
	心臓ペースメーカー	携帯電話の使用ルールを守る
知的障害・発達障害	外見からの理解	間違った知識、偏見等をなくし正しい知識を身につける
		ゆっくり簡潔な言葉で話しかける その人の年齢にふさわしい対応
精神障害	コミュニケーションが苦手	否定的でなく肯定的に話す
	社会生活	穏やかな対応を心がける

施策の展開方向	想定される取り組み
①障害福祉の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町障がい者計画に基づき、障害者の自立と主体性の確立を目指し、その能力が十分に発揮できるよう施策展開に努めます。 ○ 福祉サービスの目標値等を定める上牧町障がい福祉計画を見直し、これに基づき実施していきます。 ○ 利用者のニーズや障害の種類、障害の程度に応じて、適切なサービスが公平に提供できるように支援の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービスの支援体制の構築 ○ 障害福祉サービスを提供するための財源及び地域資源の確保 ○ 介護・訓練等給付・自立支援医療・障害児通所支援、地域生活支援事業等の実施
②関係法律の整備に関する法律に従った整備・調整 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律である「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に従った整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各団体への啓蒙活動 ○ 心のバリアフリー意識の醸成
③共生社会の実現のための障害者の自立と社会参加 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に関わるあらゆる障壁を取り除き、障害者が自主的に生活し、社会活動への参加を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・訓練等給付・自立支援医療・障害児通所支援、地域生活支援事業等の充実
④障害者へのよりきめ細やかな対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で障害のない方々とも平等に共生することができるように、きめ細やかな支援を実施します。 ○ 障害のある人が毎日の生活のなかで暮らしにくくしているもの、困っていること（社会的障壁）を取り除くために、お金や労力等の負担が重くない範囲で行う行為の活動支援を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「合理的な配慮」の推進、啓蒙 まほろば「あいサポート運動」※1の推奨、推進
⑤障害者虐待の防止と障害者の擁護者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者虐待防止法を遵守し、障害者の保護と自立の支援、擁護者に対する支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「合理的な配慮」の推進、啓蒙 相談員専用連絡先「奈良県障害者相談窓口」と連携 ○ 施設虐待「市町村障害者虐待防止センター」または「奈良県障害者権利擁護センター」等と連携

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	上牧町第4期障がい福祉計画	人	2	3	4
障害児通所支援	上牧町第4期障がい福祉計画	人	31	34	38

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民が幅広い連帯意識を持ち、障害者の自立促進を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害者の自立と社会参加に向け、よりきめ細やかな支援を行います。 ➢ 横断的な施策展開により総合的な福祉サービスを提供します。 ➢ 障害者虐待の防止と障害者の擁護者に対する支援を行います。

用語解説

※1【あいサポート運動】様々な障害の特性、障害者が困っていることや必要な配慮などを理解し、障害者に対して手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域共生社会をつくる運動のことです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
地域福祉	○	○	○	○

目指す姿：人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまち

自助・共助・公助の理念のもと、地域同士が連携するとともに情報を共有し、協働による取り組みで地域福祉の広がりを持たせ、人と人が手を取り合い、支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

現況と課題

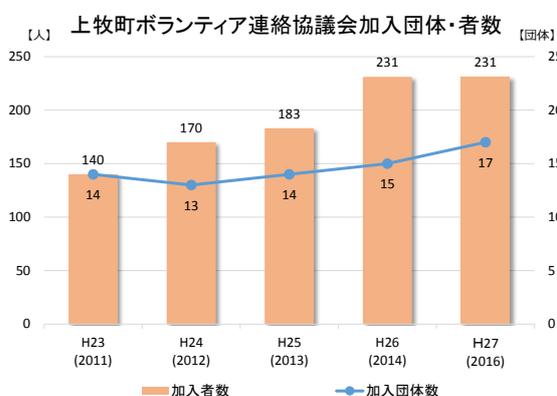
- 近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、ひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加など、新たな問題も多く発生しています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。
- 地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障害福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用できるようになるとともに、町民一人ひとりがさらに身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが求められています。
- 高齢者の孤独死、生活困窮者の増加、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立など多様な生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援するには、国や県、市町村による福祉サービスだけでなく町民同士で支え合うことが必要です。
- 地域で暮らす一人ひとりの町民が生活者として、いきいき暮らせるノーマライゼーション社会^{※1}の実現を目指し、本町の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、町民全体で支え合う「上牧町地域福祉計画」を策定しました。
- 介護予防に関して、すこやかサポーターの育成により自主グループとしての活動が発展しており、今後は、既存のグループの活動を支援しつつ、新規のグループの育成、発掘、支援を実施していく必要があります。また、地域福祉の情報について、福祉サービス等適切に受けられるよう、身近な地域での情報を提供するとともに、地域での見守り活動体制の構築や地域での助け合いや支え合いの活動の推進が必要です。

関係する町の条例・計画等

◆上牧町地域福祉計画<2016年（平成28年）3月>



<あいさつ運動（ささゆり声かけ隊）>



用語解説

※1【ノーマライゼーション社会】障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指すものです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①地域ぐるみでのサポート <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体や NPO 団体への支援を行います。 ○ 小地域ネットワーク事業を促進し、ふれあい豊かな地域づくりを目指します。 ○ 健康上牧 21 計画推進による地域のコミュニケーションづくりに努め住民相互の助け合いを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すこやかサポーターの支援 ○ ボランティア団体との活動の連携 ○ 新規のグループの育成、発掘、支援 ○ 地域での見守り活動体制の構築
②上牧町地域福祉計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町地域福祉計画に基づいた地域福祉の推進 ○ 上牧町地域福祉計画の見直し

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
小地域ネットワーク活動の充実	上牧町地域福祉計画	数	11	17	24
ボランティア活動支援	上牧町地域福祉計画	人	228	250	270

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民、社会福祉協議会、福祉施設、NPO 法人等が連携できる環境づくりを支援します。 ➢ 既存の公共施設や学校の活用及び地域資源の発掘により、地域住民が活動しやすい環境づくりに努めます。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
男女共同参画	○		○	○

目指す姿：男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるまち

性別に関わらず、仕事や家庭、地域活動等の様々な場面で活躍の機会が確保され、お互いを尊重し合いながらともに責任を担い、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるまちを目指します。

現況と課題

- 男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画の実現に向け、教育・啓発活動を推進するとともに、差別撤廃と全ての人の人権を確立する必要があります。
- これまでに男女共同参画の具体的な個々の取り組み（男女共同参画社会の教育・学習の充実・広報・啓発など）は実施していましたが、男女共同参画社会・女性に関する推進体制を構築する推進計画等の策定が必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画〈2016年（平成28年）3月〉



施策の展開方向	想定される取り組み
<p>①男女共同参画社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女がともに参画する社会の実現に向けて、家庭、地域、学校等における啓発や学習機会の充実に努めます。 ○女性に対するあらゆる暴力や人権侵害の撤廃に向けて、啓発を進めるとともに、関係機関と連携した相談体制を整備します。 ○男女共同参画社会への指針となる男女共同参画計画を策定、推進します。 ○事業所に向けて男女がともに参画する労働環境や仕事と生活の調和の実現に向けた啓発などに努めます。 ○各種審議会などまちづくりの意思決定の場への女性の参画を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりへの女性参画体制の構築 ○男女共同参画社会の教育・学習の充実 ○男女共同参画に関する啓発 ○女性の起業の支援 ○就業の場の整備・確保
<p>②男女共同参画についての理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女の人権と性を尊重する教育の充実に努めます。 ○あらゆる教育の場において、人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境を推進します。 ○男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進のための広報・啓発 ○視点に立った教育・学習の推進 ○理解の促進
<p>③家事・子育てや介護など責任を分かち合う家庭づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各家庭における思いやりのあふれる家庭づくりや多様なライフスタイルを実現できる体制づくり、お互いを思いやる心と身体の健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定的な性別分担意識解消のための啓発・セミナー開催
<p>④誰もが参画しやすく安心して暮らせる地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における男女共同参画推進の基盤づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画計画の策定

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
審議会等への女性委員登用率	審議会等における女性委員の割合	%	32.9	35	40
上牧町役場における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	%	24.4	28	32

協働の考え方

<p>町民・事業者・地域団体の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢家事や子育て、介護などにおいて、役割分担しながら、男女がともに家庭責任を果たします。 ➢男女がともに、仕事と家庭の両立が可能となるような職場環境づくりに努めるとともに、性別にとらわれない公平な評価のもと、管理職等への女性登用を進めます。 	<p>行政の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢各種審議会等の意志決定の場への女性の参画を推進します。
---	--

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
人権啓発・平和	○		○	○

目指す姿：一人ひとりの人権が尊重され平等で平和を願うまち

誰もが豊かに生きるために、お互い一人ひとりの人権を尊重し合い、平和への願いを持ち、人と人とのつながりのなかでともに生き、支え合えるまちを目指します。

現況と課題

- 日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり、社会づくりを進めるため、今後も多彩な人権学習を積極的に進め、人権への正しい理解と認識を育てる必要があります。
- 本町では様々な人権問題の解決のため、学習機会の提供や各小学校への人権擁護委員による人権活動や人権教育を通して子どもの人権に関する意識向上に取り組んでいます。
- 様々な人々との出会い、交流するなかで自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会づくりが重要です。
- 本町では、人類普遍の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、1988年（昭和63年）に「非核・平和都市宣言」を行いました。また、2004年（平成16年）7月に広島市から「被爆アオギリ二世」※¹が寄贈され、上牧町文化センターに植樹しました。
- 国際社会では、一部の国や地域で常に何らかの紛争が起きています。平和社会の実現には、すべての町民が平和の大切さを認識する必要があります。これまで平和祈念パネル展等を開催し、平和に対する意識啓発を行ってきましたが、今後も継続して展開していく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆非核・平和都市宣言＜1988年（昭和63年）6月＞
- ◆上牧町人権擁護に関する条例＜2002年（平成14年）3月＞
- ◆上牧町人権施策審議会設置規則＜2006年（平成18年）4月＞



＜人権啓発活動＞



＜平和祈念パネル展＞

施策の展開方向	想定される取り組み
①人権意識の啓発・人権教育 <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、幼稚園、小・中学校、地域が連携し、積極的な人権学習を推進します。 ○ 指導者研修会等の学習の継続と発展を推進します。 ○ 広報紙、ホームページ等で人権尊重の精神を啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権意識啓発の継続実施 ○ 社会教育と連携した人権教育の実施
②鋭い人権感覚の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、地域との結びつきを強化し、人と人のつながりの強化を図ります。 ○ 一人ひとりが人権の大切さを自覚し、一人ひとりを大切に する差別のない明るいまちづくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の人権活動の支援
③平和に対する意識啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民が平和の大切さを実感でき、平和に対する意識を高めるための啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平和祈念パネル展等の啓発事業の実施

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
差別をなくす強調月間・上牧町民集会の参加者数	参加者数	人	155	170	200
平和祈念パネル展の来場者数	来場者数	人	105	200	300

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町民一人ひとりが個人の尊重、平等意識、平和への願いを持ち、行動に結び付けるよう努めます。 ▶ 事業者等において、社員の人権教育などに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権相談、人権啓発運動、平和への意識啓発などを通してすべての人々の人権が配慮され、平和の大切さの認識を深めるよう努めます。

用語解説

※1 **【被爆アオギリ二世】**アオギリ二世の親木は1945年（昭和20年）8月6日、広島爆心地から北東へ約1.3kmの中区東白鳥町の広島通信局（現在の中国郵政局）の中庭で被爆しました。爆心地側の幹半分が熱線と爆風により焼けてえぐられましたが、樹皮が焼跡を包むようにして成長を続けました。その後、1973年（昭和48年）5月に中国郵政局より広島へ寄贈され、6月に平和記念公園へ移植されました。1987年（昭和62年）に移植された被爆アオギリの枯死が懸念される状態となったことから実生と挿し木の2つの方法で「被爆アオギリ二世」が育てられることになりました。

第3節（都市環境）快適で住み良く自慢できるまちづくり

3-1 交通体系

3-2 環境衛生

3-3 住宅

3-4 上水道・下水道

3-5 バリアフリー

3-6 環境保全

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
交通体系	○	○		

目指す姿：安全安心で潤いのある住みよいまち

安全で快適に移動できる道路環境・道路網が整備されるとともに、公共交通や循環バスが充実し、生活利便性の向上が図られた魅力と賑わいのあるまちを目指します。

現況と課題

- 現在、王寺駅と五位堂駅を結ぶ民間バスが町内を運行しており、町民の移動手段として利用されています。また、高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段として町内の主要施設を巡回するコミュニティバスを運行しており、これまでに乗客ニーズに合わせ、増便や運行時間延長などに取り組んできました。
- 鉄道駅がない本町においては町民の公共交通に対する課題意識が依然として高く、今後も継続的に公共交通の利便性向上に努めるとともに、利用促進に取り組む必要があります。
- 本町の道路施設は老朽化が進行しているなか、自治会からも修繕要望が上がっており、毎年度改修・修繕を行い対応している状況です。そのため、施設の維持管理・修繕をいかに計画的に実施し、安全、快適に移動できる道路空間を形成していくかが重要な課題となっています。

関係する町の条例・計画等

- ◆路面性状調査※1計画<2014年（平成26年）3月>



<コミュニティバス「ささゆり号」>



<コミュニティバス停留所（2000 年会館）>

用語解説

※1【路面性状調査】舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性及びパッチング箇所数を調査し、そのデータをもとに道路の現状を把握する調査のことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①幹線道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害への関心が高まっており、災害時のライフラインを確保することが必要なことから、緊急時の避難・救助路となる幹線道路の整備を推進します。 ○ 幹線道路の渋滞緩和に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における道路網の整備
②公共交通の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅がない上牧町においては、町民の公共交通に対する課題意識が依然として高いことから、今後も継続的に公共交通の利便性向上に努めるとともに、利用促進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町交通政策検討会の開催 ○ コミュニティバスの利用促進
③生活道路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活道路の舗装維持工事の整備を推進します。 ○ 町内各生活道路の維持・管理に努めるとともに、要改修箇所の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な道路修繕の実施
④交通環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅員が狭あいで通過交通の多い道路については、歩道の設置を要請します。 ○ 狭あい箇所や見通しの悪いカーブ、交差点等の改良を進めるとともに、道路の維持管理に努めます。 ○ 違法駐車や放置自転車の取り締まりと啓発を進めます。 ○ 植樹帯や街路樹、フラワーポットを設置するなど、快適で心地よい道づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の危険箇所へ交通安全設備の設置 ○ 道路空間の環境改善

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
道路舗装	路面性状調査結果により年次計画書作成	k m	10	23	40
橋梁補修・耐震工事	橋梁の点検業務及び道路橋定期点検要領	%	17	80	100
コミュニティバス利用満足度	アンケート調査の実施	%	—	50	70

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路交通マナーを守ります。 ➢ 清掃や除草など、道路の管理活動に協力します。 ➢ 路上駐車・駐輪やごみのポイ捨てなどを行わず、適正に道路を使用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民の安全を第一に考え、安全安心な交通空間の整備及び交通環境の改善に努めます。 ➢ 町の交通施策を検討する際には、町民意見を反映するように努めます。 ➢ 道路の計画的な修繕に努めます。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
	環境衛生	○	○	

目指す姿：資源が循環し快適に暮らせるまち

ごみの再利用等の適正な処理や施設の効率的な運営が進むことにより、ごみの量が減り、資源が循環する快適に暮らせるまちを目指します。

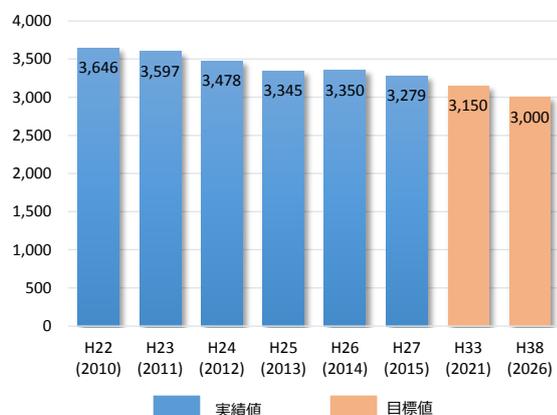
現況と課題

- 本町では、ごみ減量化に伴う資源物の分別を実施して約 20 年が経過し、町民一人ひとりがごみを出さない生活が定着しつつあります。今後も環境衛生を推進するためには、町民一人ひとりが自覚を持ち実践することが大切であることから、行動へ導くための情報発信及び支援が必要です。
- 1971 年（昭和 46 年）に稼働を開始した塵芥焼却場は、45 年を経過した現在、老朽化が著しく、適正な焼却処理が困難になったため、2016 年（平成 28 年）11 月から、可燃物を集積できるごみ中継施設の稼働を開始し、また、焼却においては民間委託により、環境に配慮した適切なごみ処理を行っています。
- ごみ処理施設については、県内 10 市町村（天理市・大和高田市・川西町・三宅町・三郷町・安堵町・上牧町・広陵町・河合町・山添村）で構成された「山辺・県北西部広域環境衛生組合」において新施設の建設を予定しており、可燃物を 1 箇所で処理することができることから、これまで処理業務に割いていた人員を完成後は収集業務だけに充てることができ、ステーション型収集も期待できます。
- 2006 年度（平成 18 年度）から近隣 3 町（王寺町・河合町・上牧町）が「静香苑環境施設組合」を組成し、広域の葬斎場である「静香苑」を運営しており葬送行為の充実が図れていますが、限られた財政状況のなかで今後も長く利用し続けるためには、施設の計画的な維持管理や効率のよい運営体制の見直しが必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆一般廃棄物処理基本計画＜1995 年（平成 7 年）2 月＞
- ◆静香苑環境施設組合同規約＜2003 年（平成 15 年）3 月＞

可燃ごみの排出量



＜ごみステーションボックスの設置（ささゆり台）＞

施策の展開方向	想定される取り組み
① ごみの減量化・資源の再利用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 3R【「リデュース（ごみになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」】を積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるごみを減らすように努めます。 ○ 資源化やリサイクルに関するイベントを実施し、意識の向上を図ります。 ○ 生ごみの有機肥料化への取り組みに対して積極的な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの分別・減量化の推進 ○ 資源物分別の啓発 ○ ごみの分別・減量化に向けた情報の発信
② ごみ収集体制の構築・充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 再資源化への取り組みを強化するうえで、2023年（平成35年）からはじまる広域のごみ分別収集の徹底を図ります。 ○ 広報などを通じて、ごみの分別収集の徹底を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理施設の広域利用 ○ ステーション型ごみ集積所の維持継続
③ 斎場・墓地の運営及び維持管理の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 静香苑及び町営墓地の適切な維持管理に取り組みます。 ○ 静香苑の利用者ニーズに応じた利用方法等の見直しを行い、効率よく稼働させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 静香苑及び町営墓地の維持管理の充実 ○ 静香苑の利用者ニーズに応じた運営体制の充実

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
再生資源集団回収量	回収実績に基づく	t	920	930	940
資源ごみの収集量	収集実績に基づく	t	173	173	173
可燃ごみの排出量	収集実績に基づく	t	3,279	3,150	3,000

※人口が減少するなか、資源ごみについては現状の収集量を維持し、可燃ごみについては排出量を減量させることを目標とします。

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常生活のなかで資源の再利用やごみの減量化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に配慮した行動に取り組むとともに、ごみ減量化、再利用の方法等について、町民への積極的な情報提供を行います。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
住宅	○	○		

目指す姿：町民が安心して住み続けられるまち

高齢者と若者が共生し、お互いが助け合い一人ひとりが自立した生活を過ごせ、町内の既存住宅を有効活用でき、町民が安心して住み続けられるまちを目指します。

現況と課題

- 本町は西名阪自動車道の香芝 IC が近接するなど自動車交通の利便性にも恵まれ、昭和 40 年代からは UR 団地をはじめ西大和ニュータウンの開発が始まり、大阪のベッドタウンとして発展してきました。近年では大規模商業施設の進出やささゆり台等で新しい住宅地も開発されています。
- 高齢化の進行や家族構成の変化、ライフスタイルの多様化などに伴い町民の住宅に対するニーズは変化してきており、適切な土地利用を誘導するとともに、住宅の質の向上や地域での見守り体制の構築など、安全安心に暮らせる環境整備が必要です。
- 老朽化が進行する町営住宅についても、居住者に対して「住まいのしおり（入居の手続き、修繕区分）」を作成・配布し、それに基づいた適正な維持管理を推進しており、耐用年限経過住宅については用途廃止などに取り組んでいますが、今後は町営住宅現代化計画に基づき、既存住宅及び町有地を有効活用し、住民ニーズに即した公営住宅の再整備が必要です。
- 近年、人口減少に伴う空き家の増加が、防災・衛生・景観の面で住環境の悪化につながるなどのことで全国的な社会問題になっています。本町における 2013 年度（平成 25 年度）時点の空き家率は 7.5% と県の空き家率（13.7%）を下回っていますが、今後、適正な管理を促進するとともに空き家を有効活用するなど、空き家対策が必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町耐震改修促進計画＜2016 年（平成 28 年）3 月＞
- ◆空き家等対策計画＜2017 年（平成 29 年）3 月＞
- ◆公共施設等総合管理計画＜2017 年（平成 29 年）3 月＞



＜役場屋上から望むまちなみ＞



＜ささゆり台のまちなみ＞

施策の展開方向	想定される取り組み
①宅地開発指導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の宅地開発に対し良好な生活環境に配慮した指導を行います。 ○ 「奈良県福祉のまちづくり条例」の遵守（特にハード面の整備基準）、交通インフラについては「高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を尊重した指導などを行います。 ○ 無秩序な開発とならないよう、県の開発指導要綱に則り、県とともに規制・指導をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の開発指導要綱に則った関係課連携による規制・指導
②公営住宅の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅の耐震性の確保、住宅設備の改善、高齢者・障害者等のための施設改善などを計画的に推進し、住宅性能及び住環境の向上を図り、安全性と快適性を併せ持つ生活空間の提供に努めます。 ○ 既存住宅を有効活用した町民ニーズに適した公営住宅の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅の適正な維持管理 ○ あらゆる世代に向けた住宅の整備
③空き家活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住のための空き家取得を促進するとともに、若者が町内に定住したくなる支援策を整えることで、定住促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家バンク登録物件説明会開催 ○ 登録物件調査及び活用事例の紹介 ○ 空き家情報の発信 ○ 貸主と借主との仲介
④UR 団地の活用による若者世帯の定住促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ UR 団地は昭和 40 年代に建設され、上牧町は爆発的に人口が増加したが、現在は入居者の高齢化及び空き家化が進行していることから、UR 団地を若者世帯向け住宅に改修・提供できるよう、関係企業と協議し、若者世帯の定住促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ UR 団地の活用協議 ○ UR 団地への入居促進
⑤同居・近居支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 進学・就職で転出した若者の上牧町へのUターンを支援することを目的に、親族との同居・近居者に対する相談機能の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同居・近居相談窓口の設置

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
町内の住宅における耐震化率	上牧町耐震改修促進計画	%	84.8	95	96			
町内空き家の利活用戶数	有効利用率	%	0	10	20			

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住まいや住環境について、近隣住民や行政等と定期的な情報交換に努めます。 ➢ 地域の空き家や独居老人宅への見守りなど、町民同士が助け合いながら安心して暮らせる環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空き家や独居老人宅、空地等の状況について定期的な情報収集に努めます。 ➢ 良好な住環境の維持に関する町民同士の取り組みを支援します。 ➢ 住宅ニーズを把握し、町民が将来にわたって住みたいと思える住宅や住環境のあり方について研究します。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
上水道・下水道	○	○		

目指す姿：おいしい水と安定したインフラ設備が整ったまち

効率的・計画的に維持管理された施設・管路からは安全でおいしい水が安定供給されるとともに、下水道の整備により衛生的な生活や水環境の保全、雨水・災害時の安全対策が進んだ清潔で快適なくらしができるまちを目指します。

現況と課題

- 本町の上水道の配水施設は比較的新しい施設であり、施設の耐震診断及び定期点検を行うとともに、配水管についても積極的に漏水調査を行っています。町単独での運営は施設更新費用を踏まえると課題が大きく、今後は周辺自治体との広域化も検討する必要があります。
- 使用者の節水意識が定着してきたことや、人口減少により水道使用量は減少傾向にあることから、収支バランスの取れた運営を心がける必要があります。
- 下水道に関しては面整備工事を計画的に実施し、整備達成率は90.2%(2016年(平成28年)3月末現在)となっています。また、公営企業経営健全化計画^{※1}を策定し、毎年見直しするとともに、健全経営に努めています。
- 全国的に下水管路施設の老朽化が問題視されていますが、西大和地区の下水道管渠に関する敷設後40年以上経過している管渠も多いことから、下水道管渠の老朽化に伴う長寿命化対策として、国の長寿命化支援制度を活用して下水道長寿命化計画を策定するとともに、それに基づく老朽管渠の改築更新に取り組んでいく必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町公共下水道事業計画<1997年(平成9年)3月>
- ◆上牧町地域水道ビジョン<2013年(平成25年)2月>
- ◆公共施設等総合管理計画<2017年(平成29年)3月>



<水道配水タンク>



<保育所での手洗い>

用語解説

※1【公営企業経営健全化計画】財政運営の健全化を図るために策定するもの。公的資金の補償金免除線上げ償還を行い、高金利の地方債の公債負担を軽減します。

施策の展開方向	想定される取り組み
①安定した給水体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した供給が行えるよう、施設の更新・拡張を計画的に推進します。 ○ 老朽化した施設については、維持管理体制を強化し、漏水防止などに努めます。 ○ 水道事業の適正な運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺町と連携した広域経営の検討 ○ 配水タンクの更新事業の検討 ○ 計画的な維持管理と更新
②下水道の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町流域関連公共下水道整備の早期完了を目指します。 ○ 下水道事業の健全経営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道長寿命化計画の策定 ○ 老朽管渠の改築と更新

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2015	2021	2026
有収率 ^{※2}	有収水量÷県水受水量	%	93.5	93.8	94.1			
水洗化率	水洗化人口÷処理区域内人口	%	95.7	96.5	97.3			

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水の大切さを理解し、日常生活のなかで節水を中心掛けます。 ➢ 下水道供用区域内で下水道排水管未接続の家庭では、速やかな下水道への接続に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 管路や施設の適切な維持・管理を推進し、健全な施設運営を行います。 ➢ 町民に対して水の大切さや有効利用に関する知識について情報提供に努めます。

用語解説 ※2 **【有収率】** 給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
バリアフリー	○	○	○	○

目指す姿：安全で快適な公共空間が充実するまち

誰もが安心して快適に移動できる歩行空間が整備され、また、公共施設においても高齢者や子育て世帯が安心して利用できるなど、安全で快適な公共空間が充実するまちを目指します。

現況と課題

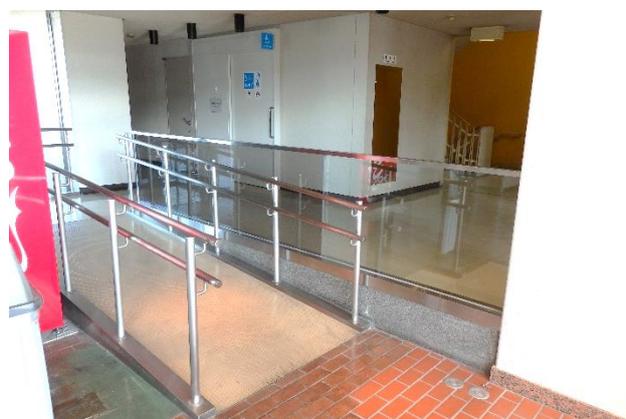
- 街中における移動などの円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた「面的・一体的なバリアフリー化」が必要です。
- 2016年（平成28年）4月に施行された障害者差別解消法では、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことや配慮を行うための環境整備として、バリアフリー化の実施に努めることとされており、さらなるバリアフリー化の進展、また幅広い関係者による心のバリアフリー実現に向けた働きかけを行うことも必要です。
- 本町においては、一部道路においてはバリアフリー整備済みですが、未対応の道路もあるため、今後も継続して整備する必要があり、町民の利用頻度の多い場所や危険度の高い場所から順次整備する必要があります。
- 現在、特に交通弱者に対する取り組みとして、地域のNPO法人が大学と連携を図り、ユニバーサルデザイン^{※1}の考え方を取り入れたバリアフリー化など改善策を検討されています。
- 交通安全施設の適切な維持管理と並行して、交通安全対策や歩道のバリアフリー整備の推進など、誰もが安心して通行できる交通環境の整備が必要です。
- 公共施設においても、様々な利用者を想定し、誰もが利用できる安全で快適な公共空間づくりに努める必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆ 上牧町移動円滑化のための必要な町道の構造に関する基準を定める条例〈2013年（平成25年）4月〉



＜点字ブロックを施した歩道＞



＜庁舎内のバリアフリー化＞

用語解説

※1 **【ユニバーサルデザイン】**文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①道路改修等に合わせたバリアフリー化 ○ 障害者はもとより子どもや高齢者も安心して歩ける道路等のバリアフリー整備を進めます。	○ 主要道路のバリアフリー整備
②子どもや高齢者目線のバリアフリー整備の推進 ○ 公共施設の老朽化に伴った修繕・改修整備において、様々な利用者を考慮したバリアフリー整備を推進します。	○ 公共施設のバリアフリー整備

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
歩道のバリアフリー整備状況	町内歩道における段差解消、点字ブロック等の整備率	%	10	20	50

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み ▶ バリアフリーに対する知識を深めます。	行政の取り組み ▶ 町民の誰もが公共空間を安全で快適に利用できるようバリアフリー整備に取り組みます。
---	--

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
環境保全	○	○		

目指す姿：身近な生活環境を守り未来につながるまち

河川や空気等の身近な環境がきれいに保たれるとともに良好な住環境が守られた快適で健やかに暮らせるまちを目指します。

現況と課題

- 本町においては、河川のごみや濁りを確認する環境パトロールを定期的を実施するとともに、関係担当課と啓発活動を実施しています。
- 本町は大和川水環境協議会の構成自治体として啓発活動やイベントにも参加しており、町内を縦断する滝川では2008年（平成20年）以降継続して水質ワースト1を脱却し、7年連続で平均水質が環境基準レベルを維持し、観測史上最もきれいな水質を記録しています。
- 急傾斜指定区域及び土砂災害警戒区域では月一回のパトロールを自治会と協働で実施し、里山の保全を図っています。
- 定期的に環境パトロールを行うことにより、野焼き行為及び水質汚染並びに騒音公害等の実情を把握し、未然防止対策に努めるとともに、環境汚染に対する適切な対策を実施しています。
- 本町は大阪都心部のベッドタウンとしての発展に伴い、道路、公園、下水道等の基盤整備を推進し、良好な住宅地の形成に努めてきました。近年では大規模商業施設の建設やささゆり台などで新しい住宅地も開発されています。その一方で、農地や里山、滝川等の自然環境及び歴史資産の保全と活用などが新たな課題となっています。
- 高齢化が進み、自己管理ができなくなった空き地及び空き家の草刈りなどが今後の重要な課題になると予想されることから、関係課と協議を重ねるとともに、環境保全については他事業と連携して推進していく必要があります。
- 自然環境と住環境が共存する本町においては、快適で美しいまちづくりに向け、里山整備活動や環境美化を町民と行政協働で進める体制づくりを構築する必要があります。

関係する町の条例・計画等

- ◆一般廃棄物処理基本計画＜1995年（平成7年）2月＞
- ◆上牧町住宅地等開発事業に関する指導要綱＜2004年（平成16年）4月＞
- ◆上牧町都市計画マスタープラン＜2009年（平成21年）4月＞



＜里山の環境保全＞



＜滝川遊歩道＞

用語解説

※1【水源かん養】森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させるはたらきのことです。

施策の展開方向	想定される取り組み
①町民・団体・行政による自然管理 ○身近な緑を大切にするため、地域ぐるみの緑化運動や美化活動、里山保全活動を促進し、積極的な支援を行います。	○地域団体の活動支援
②里山の保全 ○山林への不法投棄については、パトロールを実施するなど監視体制を強化します。 ○無秩序な開発行為に対する指導・規制を強化します。 ○山林の治山・治水・水源かん養 ^{※1} 等の公益機能を高めるための管理・保全体制を強化します。	○定期的な環境パトロール・啓発活動の実施 ○開発指導要綱に基づく開発指導
③環境汚染の防止 ○町域のパトロールを実施し、環境汚染の未然防止と的確な実情把握に努めます。 ○河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道の整備を進め多様な生物が息づく環境づくりを図ります。 ○河川の汚染を進める洗剤や薬品、油等の廃棄防止について、各家庭や各事業所への啓発を進めます。	○定期的な環境パトロール・啓発活動の実施 ○環境汚染に対する適切な対策の実施
④景観緑化 ○かんまき笹ゆり回廊整備計画の推進によって、やすらぎと憩いのある緑地空間を整備します。 ○特に公共施設については、町全体をリードするという観点から、良好な景観づくりや緑化に努めます。	○遊歩道整備 ○主要道路の良好な都市環境形成の推進
⑤公園緑地 ○かんまき笹ゆり回廊や生活大通りにおいて、公園、広場、ポケットパーク、散策路等を重点的に整備します。 ○各地区にやすらぎや憩いのあるポケットパーク等の緑地空間を適切に配置します。 ○町内各公園緑地の適切な維持管理に努めます。	○開発基準に基づいた緑地空間整備 ○定期的な緑地の維持管理 ○公園遊具の適切な維持管理 ○滝川における清らかな水辺の創造計画
⑥計画的な土地利用の推進 ○都市計画マスタープラン等において都市の骨格の将来像を明確に示し、計画的な土地利用の誘導を推進します。 ○開発等が行われる際には、開発指導要綱に基づき周辺環境に配慮した土地利用となるよう指導などに努めます。	○都市計画マスタープランの見直し ○開発指導要綱に基づいた適切な土地利用の誘導 ○自然景観に配慮した街並み形成の推進

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	目標値		
			現状値 2015	2021	2026
まちのきれいさや騒音の少なさなど、身の回りの環境に満足している町民の割合	アンケート調査	%	—	65	75

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み ▶ 町民や大学、行政が連携して魅力的な滝川周辺整備に取り組みます。 ▶ 公園のより有効な利用について行政に対して積極的に提案します。 ▶ 公園管理を自主的に行います。	行政の取り組み ▶ 町民の自主的な自然保全活動や清掃活動などの環境美化活動に対して支援を行います。 ▶ 土地利用に関しては計画的に取り組むとともに、周辺環境に考慮した開発指導に努めます。
--	--

第4節（地域活性）地域の魅力を活かした賑わいがあふれるまちづくり

4-1 農業

4-2 商工業

4-3 労働環境

4-4 魅力づくり

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
農業	○	○		

目指す姿：協働によるまちづくりに地域の「農」を活かすまち

町民が、「農・農地」の持つ農産物の供給、景観・自然環境の保全、防災などの多様な機能の大切さ、意義を共有し、みんなで地域の農を支えるまちを目指します。

現況と課題

- 輸入農産物における農薬の残留、食品の不正表示等、食の安全を揺るがす問題が相次いで発生しており、消費者の食の安全に対する意識が高まっています。それに伴い、生産者の顔の見える安全安心な地元農産物に対するニーズも高まっており、月2回開催している「上牧ふれあい朝市」は、多くの利用者で賑わっています。
- 農業従事者の高齢化とともに後継者の不足により、遊休農地が増加しつつあります。
- 安全安心な農産物のニーズに加え、家庭菜園や農作物の収穫など、農体験を求めるニーズも高まっていることから、都市住民が訪れ、遊休農地を耕すなどの農業の新たな仕組みづくりが必要です。

関係する町の条例・計画等

- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 <2014年（平成26年）9月>



<田園風景>



<地元野菜の直売（上牧ふれあい朝市）>

施策の展開方向	想定される取り組み
①農地の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の流動化を促進することで、遊休農地の解消及び農地保全に努めます。 ○ 都市と農村との交流を目的とした貸し農園や体験農園等の整備を支援します。 ○ 農道や用排水路の整備など、生産性向上のための基盤整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人・農地プランによる担い手への農地の集約化 ○ 貸し農園や体験農園化の推進 ○ 生産基盤整備の推進
②生産体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手が不足する地域においては、町出身者や元気な高齢者、女性等、多様な担い手の確保を図りながら生産体制の充実を図ります。 ○ 朝市等の新鮮農産物の産地直売体制を支援します。 ○ 農家の後継者に頼る農業から、地域が協働して農を支える仕組みづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者の確保 ○ 産地直売体制への支援 ○ 奈良県新規就農者確保補助金制度活用のおっせん ○ 遊休農地の賃貸バンクと空家バンクの組み合わせによる新規就農者育成 ○ 援農ボランティア制度の検討

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値			目標値		
			2015	2021	2026	2021	2026	
遊休農地を再生活用する農地	1年5a増加	a	47	77	102			

協働の考え方	
町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業に対する理解を深めるよう努めます。 ➢ 事業者・地域団体は遊休農地の解消を図り農地の保全に努めます。 ➢ 事業者は都市近郊という立地条件を活かし、安全安心な農産物を提供します。 	行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 遊休農地所有者と借り手との仲介を支援します。 ➢ 地元農産物の産地直売所の開催場所の提供及びPRを行います。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
商工業	○	○		

目指す姿：賑わいと豊かさを感じることでできるまち

大型商業施設の立地する中心地は町内外の人々で賑わい、町内では生活に根ざした地域商業や地域資源を活かした個性的な商工業が展開されており、誰もが賑わいと豊かさを感じることでできるまちを目指します。

現況と課題

- 大型商業施設の進出により、町外から多くの買い物客が訪れ、中心地においては賑わいが創出されていますが、町内の店舗数や年間商品販売額は減少傾向にあり、既存商業施設の空洞化、後継者不足など、地域商工業の衰退が懸念されています。
- 上牧町商工会を中心に、中小企業者向け融資制度のあっせんなど、事業者に対する支援を実施していますが、地域全体の産業活性化にはつなげていないのが現状です。
- 町民のライフスタイルの変化や今後の高齢社会の到来を見据え、集客力のある大型商業施設と地域に根ざした個性豊かな地域商業施設が相乗効果を生むことでできる発展を目指す必要があります。



<大規模商業施設>



<片岡台地区商店街>

施策の展開方向	想定される取り組み
①商工業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会をはじめとする関係機関との連携による経営指導体制の充実を図ることにより、経営者の育成や起業の支援に努めます。 ○ 中小企業者のための融資認定や関係機関の融資制度の活用情報の提供に努めます。 ○ 経営の革新に取り組む事業者と関係機関との連携支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営指導体制の支援 ○ 中小企業者のための融資制度のあつせん ○ 事業者と関係機関との連携機会の創出
②地域に根付いた魅力ある地域商業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や身体的障害者等の日常生活が不自由な町民に対する買い物支援を図ります。 ○ 地域農産物を商業施設や地域イベントで販売する町内消費の仕組みを構築するための支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配達システム構築の支援 ○ 町内消費の仕組みを構築するための支援

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	目標値		
			現状値 2013	2021	2026
事業所数（商業）	町内における商業を営む事業所数	事業所数	105	105	105

※事業所数は、年々減少しているため、現状維持を目指します。

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 町民は、地域商業の活性化を担う一員としての意識を持ち、地域内消費を心掛けます。 ➢ 事業者は、地域に根ざした店舗経営を目指すとともに、積極的にイベントや PR 活動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者や地域団体の自主的な活動を支援するとともに、町内外において地域商業の積極的な PR を行います。 ➢ 経営者の育成や起業の支援に努めます。 ➢ 融資制度の周知に努めます。 ➢ 農作物をはじめとする地域産品の販売場所確立を支援します。

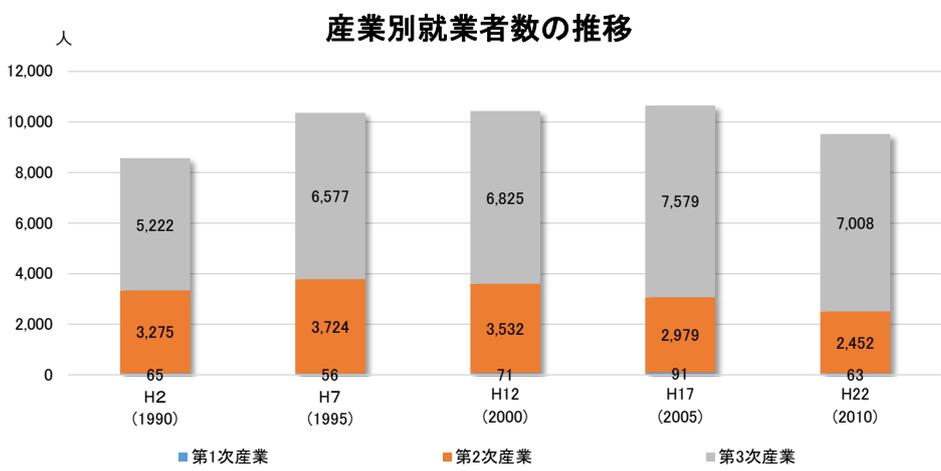
基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
	労働環境	○	○	

目指す姿：仕事と生活の調和のとれた豊かな生活を送れるまち

仕事と生活の調和のとれた働き方ができ、町民一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるまちを目指します。

現況と課題

- わが国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面しています。
- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発などにかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を図ることが必要です。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる社会を実現することは、町民一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにする観点から重要な課題となっています。
- 町内には再就職を望む元気な高齢者や子育てを終えて時間の余裕のある親世代、シングルマザー等、労働に制約があるが、働く意欲のある町民もおり、様々なライフスタイルに対応した労働環境を創出することは、町民の生活の安定や生きがいづくりにつながります。



施策の展開方向	想定される取り組み
①安心して共働きできる環境の整備 ○男女がともに助け合い、互いの能力や個性を認め合うことで仕事・生活・その他あらゆる分野でいきいきと活動できる社会を目指し、放課後児童クラブによる子育て支援の充実を図り、共働き世帯に対する良好なワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	○通勤時間のかかる世帯の延長保育料金の支援 ○病児病後児保育※ ¹ 機能の強化と保護者負担の軽減 ○子育て支援セミナーの開催 ○乳幼児教育の充実 ○ファミリー・サポートセンター※ ² の実施
②就職情報発信及び就職支援 ○ハローワークと連携し、町民の様々なライフスタイルに対応できる就職情報を発信するとともに、出産後に再就職を希望する女性やシングルマザー等の就職活動に向けた準備セミナーを開催するなど、上牧町で暮らし働く環境の提供に努めます。	○就職情報発信 ○就職準備セミナーの開催

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
就職準備セミナーの年間開催回数	開催回数	回	0	1	2

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
▶生活と仕事の両立を考え、自身に合った働き方を選択します。 ▶労働環境の向上に努めます。	▶就職情報の発信及び就職支援に努めます。

用語解説

※1 **【病児病後児保育】**保護者が就労している子どもが病気または病気の回復期に家庭での育児が困難な場合、診療所またはこども園などに付設された専用スペース、専用施設などにおいて一時的に保育すること。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とするものです。

※2 **【ファミリー・サポートセンター】**地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。働く人々の仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立が始まりました。

基本施策	まちづくりの基本理念			
魅力づくり	協働	暮らし	子育て・教育	高齢福祉
	○	○		

目指す姿：歴史・文化・自然の魅力を感じられるまち

町内の地域資源は地域住民との協働によって整備が進められ、それらを巡るかんまき笹ゆり回廊では上牧らしい地域資源を見に訪れる多くの人々で賑わう、歴史・文化・自然の魅力を感じられるまちを目指します。

現況と課題

- 本町に点在する歴史文化資源（上牧久渡古墳群や片岡城跡等）や自然資源（秩父池周辺や滝川等）を巡るルートを「かんまき笹ゆり回廊」と位置づけ、上牧らしい魅力ある地域資源として情報発信し、その活用に向けた取り組みを進めています。
- これらの地域資源については、魅力拠点として必要な整備を進めていますが、整備は一部分にとどまっており、また、事業費の確保や町民所有資源の取り扱い方、不十分な情報発信なども課題となっています。
- 近隣自治体にも多くの自然環境や文化資源、観光資源が点在しており、北葛城郡4町では、各町の地域資源を巡る「ほっかつウオーキングマップ」を作成しています。
- 今後は継続的に歴史文化や自然環境を保全するとともに、人々が訪れたいくなるような拠点整備を進め、拠点間を回遊しやすくするための工夫や広域連携の強化、効果的な情報発信を行い、地域資源としての魅力向上に取り組む必要があります。



施策の展開方向	想定される取り組み
①上牧町の知名度アップ <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ組織等の協働による地域資源（片岡城跡など）を生かした名所づくりを推進します。 ○ 観光マップ「かんまき笹ゆり回廊」の充実及び関係機関発行の情報誌やホームページ等によるPRを推進します。 ○ イベント等の開催により町の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による名所づくり整備の推進 ○ 案内板の設置 ○ 上牧町の暮らし方魅力発信 ○ イベント等の開催
②地域資源をつないだネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続した広域連携を実施するとともに、自然環境や文化資源の保全や魅力の発信、新たな観光プログラムの企画・周知・運営に取り組みます。 ○ 大学・NPOとの協働による滝川整備に取り組み、新たな地域資源を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携による観光プログラムの企画・周知・運営 ○ 滝川整備事業の推進
③歴史文化の活用 <ul style="list-style-type: none"> ○ かんまき笹ゆり回廊の整備によって町内の歴史文化遺産を巡ることのできるネットワーク整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ かんまき笹ゆり回廊のルートの整備

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
かんまき笹ゆり回廊	かんまき笹ゆり回廊の整備状況	%	85	95	100
滝川周辺の整備における町民の満足度	アンケート調査の実施	%	—	50	60

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 町の魅力づくりのため町民目線で協力します。 	行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな観光プログラムの企画・周知・運営に取り組みます。 ➢ 関係大学等との連携の一環として、連携大学の学生による本町まちづくり基本条例に規定する幅広い町民の参画の具現化を目指します。
---	---

第5節（教育文化）歴史文化が息づき上牧っ子を育むまちづくり

5－1 生涯学習

5－2 生涯スポーツ

5－3 人権教育

5－4 学校教育

5－5 就学前教育

5－6 文化財

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
生涯学習	○		○	○

目指す姿：誰もが学ぶことに喜びを感じることでできるまち

変化するライフスタイルや多様なニーズに応じた学びの場の提供により、子どもから高齢者まで町内の人々が交流しながら自由に学び、学ぶことに喜びを感じられるまちを目指します。

現況と課題

- 2006年（平成18年）に改正された教育基本法第3条に「生涯学習の理念」として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目指すことが明記され、様々な機関・団体等によって、生涯学習が推進されています。
- グローバル化・少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、近年は学習に対するニーズが多様化してきています。そのような状況のなかで、生涯学習は学びの機会のほか、生きがいづくりや地域コミュニティの形成、町民の多世代交流などの機会としても期待されます。
- ペガサスホールの再開により公民館と連結することで体験的な学習も実施でき、学校教育と連携する事業をはじめ住民ニーズに基づいた学習機会の提供を行う必要があります。
- 今後は学校教育との連携事業や行政と地域・家庭・事業者が連携できるシステムを構築するなど、多様な学習ニーズに応じた生涯学習の機会及び技能を発揮する場を提供し、町全体で生涯学習社会を築き上げるまちづくりを推進する必要があります。
- 低学力傾向にある児童生徒もいることから、学校施設のみならず地域と行政の協働と町民同士の助け合いによる教育体制を整備する必要があります。



<ジュニアリーダー研修>



<歴史を学ぶ講座>

施策の展開方向	想定される取り組み
①生涯学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○社会教育委員会議を核として、生涯学習機会の充実を目指して生涯学習体制の構築に努めます。 ○本町における文化創造の推進及び文化活動の場として、ペガサスホールの積極的な活用を促進します。 ○各地区や団体の多彩な生涯学習活動の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・地域・家庭・学校・民間との連携体制の構築 ○町民の自己表現の場の提供 ○ペガサスホールを活用した学習機会の創出 ○持続可能な生涯学習体制の構築
②青少年の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ○地域で子どもを育てる活動を推進するとともに、青少年に様々な活動や学習の機会を提供し併せて指導者の養成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青年層に対する生涯学習機会の創出
③多世代交流機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ○優れた能力・技術、豊富な知識・経験を有する高齢者と子どもや若者が交流する機会を創出することで、高齢者が技能を発揮する場を提供するとともに、子どもや若者の学びに対する関心や興味、好奇心の喚起を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多世代交流による学習機会の創出 ○学校支援ボランティアやまきっ子塾の推進

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
学校支援ボランティア	ボランティアの登録数	人	180	200	220
「まきっ子塾 ^{※1} 」学習アドバイザー	登録人数	人	0	50	50
ペガサスホール（大ホール）の利用状況	年間利用日数	日	23	40	50

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ▶町民ボランティアとして学校地域パートナーシップ事業に積極的に参加します。 ▶文化祭での文化芸術の発表などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶大学生やパートナーシップを結ぶ大学と連携したバックアップシステムを構築します。 ▶地域団体や人材バンクによる町内のマンパワーと連携した各種学習会を開催します。

用語解説

※1【まきっ子塾】町内小学校1～3年生を対象に規範意識の向上や家庭学習の習慣を身に付けることを目指した放課後学習塾です。（なお、対象については見直しを行う可能性があります）

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
生涯スポーツ	○	○	○	○

目指す姿：誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるまち

町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちを目指します。

現況と課題

- 本町では、幅広い年齢層の町民が活発にスポーツを行っており、スポーツ少年団やシルバークラブ等、様々なクラブの団体活動が近年ますます盛んになっています。
- 今後は、リタイア世代の余暇時間の増加に伴い、健康や生きがいづくり、地域コミュニティの再生などの役割を担うことも期待されます。
- 本町のスポーツ施設は老朽化が著しく、これまでも補修を実施してきましたが、施設の長寿命化に向けて、計画的な維持・改修を図る必要があります。
- 町民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて生涯にわたり様々な形でスポーツと関わりを持ち、くらしのなかにスポーツやレクリエーションを取り入れられるよう、町民や関係団体と連携したスポーツ活動などの機会の創出が必要です。



<町長杯ソフトボール大会>



<フロアカーリング>

施策の展開方向	想定される取り組み
① スポーツ施設の整備 ○グラウンドやテニスコート、町民体育館等のスポーツ施設の適切な維持・改修に努めます。	○計画的な維持・改修によるスポーツ施設の長寿命化
② スポーツ活動の振興 ○誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。 ○町民主体のスポーツ活動のための環境を提供し、町民総合型の新たなスポーツイベントの開催を図ります。 ○町の特色を活かしたスポーツ種目の定着を目指し、その競技スポーツにおける競技人口の増加及びアスリート育成に取り組めます。 ○町出身アスリートを将来の指導者として招集し、町民に夢と感動を与えられるような環境整備に取り組めます。	○各種スポーツ大会やスポーツ活動などの事業の推進 ○スポーツ団体と連携したスポーツ活動の基盤づくり ○スポーツ教室や野外活動教室の開催

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
ニュースポーツの推進	ニュースポーツ人口 (スポーツ吹き矢・ペタンク※ ¹ ・フライングディスク・ターゲットバードゴルフ※ ²)	人	0	100	200

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
▶ 体育大会や各種スポーツ大会に参加するとともに、運営においても支援します。 ▶ 地域の一員として、スポーツ教室や野外活動教室等の支援を行います。	▶ 各種スポーツ教室を開催し、町民に参加を促します。

用語解説

- ※ 1 **【ペタンク】**フランス発祥の球技。目標球に金属製のボールを投げ合って、相手のボールより近づけることで得点を競うゲームです。
 ※ 2 **【ターゲットバードゴルフ】**ゴルフボールにバドミントンの羽をつけたボールをゴルフクラブで打ち、打数の少なさを競うスポーツです。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
人権教育	○		○	○

目指す姿：人権尊重の精神が息づくまち

町民の一人ひとりが、人権の大切さを自覚し、すべての人を大切にできる差別のない明るいまちづくりを目指します。

現況と課題

- 人権問題は日々多様な形で発生する可能性のある問題であり、同和問題をはじめ依然として子ども、女性、障害者、高齢者、外国人に対する偏見など、多くの人権問題が存在しており、近年ではインターネット上での匿名による人権侵害などの新たな形態も出現しています。
- 本町においては、行政・各校園・各種団体等が連携したヒューマンライツセミナーなどを開催し、実践的な取り組みを強化していますが、町民一人ひとりが理解を深め、地域全体で人権を守る意識を高めるためには、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。



＜ヒューマンライツセミナー＞



＜小学生による人権ポスター＞

施策の展開方向	想定される取り組み
① 人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 規範・人権意識の醸成に向け、家庭・学校・地域が一体となった道徳教育や福祉教育、人権教育を推進します。 ○ ヒューマンライツセミナーや指導者研修会等を開催し、人権学習の継続と発展を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての教科、領域において人権教育や道徳教育を基軸に推進 ○ 子どもの読書活動の推進 ○ 幼少期における規範・人権意識の醸成

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	目標値		
			現状値 2015	2021	2026
人権啓発ポスター・標語の募集及び展示	各小中学校の生徒へ標語を募集	回/年	1	1	1
人権作文	各小学校生徒へ作文を募集	回/年	1	1	1

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常生活において個人の尊重や平等の意識を持つよう努めます。 ➢ 人権教育研修会や講演会への参加を通じ、人権に対する理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 学習指導において、道徳教育や人権教育も意識した指導を行います。 ➢ 人権尊重に関する機関団体と協働で研修会や講演会を開催し、人権教育や啓発を進めます。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
学校教育	○		○	

目指す姿：子どもの能力を伸ばせるまち

学校・家庭・地域が連携した本町独自の教育体制・教育環境の充実により、児童生徒一人ひとりの能力・学力を伸ばすことのできるまちを目指します。

現況と課題

- 近年、子どもたちを取り巻く社会状況は著しく変化しており、教育的な課題については時流に即した対応が必要です。
- 本町においては、学校施設の改修が課題であったことから、安全安心で快適な学習環境を確保するために耐震化及び大規模改修を中心とする施設の整備に取り組んできました。また、教職員等の資質向上に向けた研修の実施や外国人教師による英語教育の実施など、教育環境の向上・児童生徒の学力向上に努めるとともに、障害児（者）等に配慮した教育についても、特別の指導を受ける通級指導の拡大や施設整備を行ってきました。
- いじめや登校拒否、交通安全、防犯対策などの教育に関する様々な課題についても、児童福祉、警察等の関係機関との連携により対応してきました。
- 児童生徒自身が学習への意欲を高めることで自主的な学習態度を育成できるよう、保護者への学習に対する理解や家庭教育の重要性の周知、時代に対応した施設整備・設備導入など、学力向上に向けたさらなる教育環境の充実が求められています。

関係する町の条例・計画等

- ◆上牧町子ども・子育て支援事業計画<2015年（平成27年）3月>
- ◆上牧町第4期障がい福祉計画<2015年（平成27年）3月>



<地域学習の様子>



<まきっ子塾>

施策の展開方向	想定される取り組み
①学習環境の整備 ○安全安心で快適な学習環境を提供するとともに、時代に対応した施設・設備等の整備に努めます。	○学校施設の整備 ○ICT教材等の整備
②子どもの学力向上支援 ○すべての児童生徒の学力向上を目的に、家庭における学習習慣を体得し、学習への意欲を高めることで自主的な学習態度を育成するとともに、保護者向けに各段階に沿った学習に対する理解や家庭教育の重要性について伝える周知機会の充実を図ります。	○ICTを活用した教育支援 ○学校支援事業の研究・協議 ○様々な専門講座の開催 ○まきっ子塾の開催
③特別支援教育の充実 ○障害に応じた特別の指導を行う必要がある児童生徒に対する特別な学習機会の提供に努めます。	○通級指導教室（ペガサス教室）の充実
④ふるさと教育の充実 ○奈良県や上牧町の現状に向き合い、ふるさとの魅力や普遍的な価値に気づき、ふるさとに対する愛着や誇りを育むことを目的に、県や地域、町民、学校が連携したふるさと教育を行い、上牧町の将来を担う人材育成に努めます。	○県や地域と連携した学習体験・交流活動の実施 ○県内優良企業や町内企業における職場体験学習

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
通級指導教室の充実	通級指導者の増員	人	1	2	2
学校支援事業の研究・推進	勉強が好き・よくわかると思う子どもの割合	%	◆小学6年生 国語 56.7% (県 61.4%) 算数 66.3% (県 62.8%) ◆中学3年生 国語 51.3% (県 56.5%) 数学 59.0% (県 53.2%)	県平均以上	県平均以上

協働の考え方

町民・事業者・地域団体の取り組み ▶保護者として家庭教育の重要性を理解し、その実践に取り組みます。 ▶地域においては、学校、PTA、地域団体が連携し、学習の支援や通学時の安全パトロールを実施します。	行政の取り組み ▶学校施設の充実を図るとともに、地域と連携して学校の支援を実施します。 ▶学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実に努めます。
--	--

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
就学前教育	○		○	

目指す姿：上牧らしい幼児教育環境が充実したまち

上牧らしい幼児教育環境が充実し、多様化する社会ニーズや国際化に対応できる子どもが育つまちを目指します。

現況と課題

- 近年の子どもを取り巻く状況を見ると、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加に加え、町民同士のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て力・教育力が低下しており、環境として厳しい現実があります。
- 子どもたちの生活体験や自然体験の不足、他者との交流機会の減少が、基本的な生活習慣の未習得、自制心や耐性・規範意識の未熟、運動能力の低下などに繋がっていると指摘されており、就学前教育は人間形成の基礎を培う重要な役割を担っているといえます。
- 本町においては、就学前教育の取り組みとして幼稚園における施設の環境整備を中心とした就学前教育の機能の拡大や教職員等の資質の向上を図り、家庭や地域においても教育力を再生・向上させ、家庭・地域・幼稚園等の三者がそれぞれの教育機能を発揮し、総合的に幼児教育を提供し、子どもの健やかな成長を支えてきました。
- 環境整備については、外で遊ぶことができないときや室内で過ごす時間にも学べる室内での知育玩具等をさらに充実させて、幼児期の教育にふさわしい頭・体・心を育てる環境を整えるとともに、子どもの発達に応じた適切な指導を通して、質の高い就学前教育を提供できるよう取り組む必要があります。



<体育教室（上牧幼稚園）>



<英語教室（上牧幼稚園）>

施策の展開方向	想定される取り組み
<p>① 幼児教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の少子化とニーズの多様化に対応するため、公立幼稚園としての教育環境の充実を図り、公立幼稚園だからこそ実現できる上牧らしい教育環境整備を推進します。 ○ 家庭や地域と幼稚園が一体となって幼児の成長を暖かく見守れる教育環境の構築に努めます。 ○ 幼児の心身の発達段階を考慮しつつ、のびのびとした環境のなかで、幼児の個性や主体性、協調性、社会性の育成に努めます。 ○ 障害児等の受け入れ体制の強化など、幼稚園教育の一層の充実に努めます。 ○ 教育環境を充実させるため、施設等の改修や教材の充実に努めます。 ○ 教諭と幼児の信頼関係を築き、幼児とともによりよい教育環境を創造するように努めます。 ○ 多様化する教育内容に対応できるよう、研修や視察活動などを積極的に取り入れ、教育者の資質の維持・向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身の発達を促す体験学習の実施 ○ 英語教育の充実 ○ 体育教育の充実 ○ 特別支援スタッフの充実 ○ 定期的な教職員研修の実施

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値		
			2015	2021	2026
上牧幼稚園児数	園児数	人	163	180	180
英語・体育教室の充実	開催回数	回	32	60	60

協働の考え方	
<p>町民・事業者・地域団体の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学前教育に関するイベントの支援を行います。 ▶ 心身の発達を促す体験学習に参加します。 	<p>行政の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上牧らしい幼児教育環境を整え、幼児期における早期教育体制の充実に努めます。

基本施策	まちづくりの基本理念			
	協働	くらし	子育て・教育	高齢福祉
文化財	○		○	

目指す姿：郷土の歴史文化を見つめ育むまち

町内の文化財について学び親しむことで町民が郷土に誇りや愛着を持ち、次世代に歴史文化を継承していくまちを目指します。

現況と課題

- 本町には上牧久渡古墳群や片岡城跡等の歴史資源が点在します。なかでも、上牧久渡古墳群は平成24年度から3か年計画で保存のための発掘調査を行い、その結果、重要な古墳群として認められ国史跡指定を受けました。
- 町内の歴史・文化資源は公園や観光ルート拠点として整備を進めていく予定ですが、その他の町内に点在する歴史・文化資源についても調査を進め、町の重要な歴史・文化資源として保存・管理していく必要があります。
- 地域教育の観点からは、歴史・文化資産の教材化に努め、次世代に歴史文化を継承する取り組みも進める必要があります。



〈画文帯環状乳神獣鏡〉



〈上牧久渡古墳群〉

施策の展開方向	想定される取り組み
①歴史文化の保全 <ul style="list-style-type: none"> ○ 上牧町内に点在する歴史・文化資源の掘り起しと情報発信の充実に取り組みます。 ○ 町民が歴史資産の価値や魅力を再認識し、郷土の誇りとして感じられるように、町民の共有財産として保全し、後世に受け継いでいけるよう取り組みます。 ○ 上牧久渡古墳群の整備及び教材化と文化財等の調査と活用研究を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内に点在する伝説・歴史的文化等の調査研究 ○ 上牧久渡古墳群等の文化財の保存及び施設整備の推進 ○ 上牧久渡古墳群の教材の作成 ○ 画文帯環状乳神獣鏡等の遺物の管理と活用 ○ 上牧久渡古墳群整備計画の策定 ○ 上牧町文化財保存等基本方針の策定

成果指標

指標名	算定根拠・方法	単位	現状値	目標値	
			2015	2021	2026
文化財保存について	上牧町文化財保存等基本方針の策定状況	%	0%	100%	100%
上牧久渡古墳群の整備	上牧久渡古墳群の整備状況	%	用地買収 95% 公園化等 未整備	用地買収 100% 公園化等 整備概ね 完了	用地買収 100% 公園化等 整備完了

協働の考え方	
町民・事業者・地域団体の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上牧町の歴史・文化資源への知識を深めます。 	行政の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上牧久渡古墳群の整備計画を町民や関係機関団体との協働で作成します。

第Ⅲ章 計画の推進

第1節 計画推進体制

(1) 庁内における計画推進体制

分野別計画に基づく施策を計画的に推進するため、施策を担当する各部課は、総合計画に即して個別計画の策定、改訂、施策の展開を行います。また、施策の展開方向に基づいた取り組みについて、中長期財政計画の策定及び予算編成を行い、事業を実施します。

また、上牧町第5次総合計画の推進においては、「上牧町まちづくり基本条例」に規定された町民との「参画協働」及びそれらの前提となる「情報の共有」の基本原則を前提に、地域の担い手である町民をはじめ、地域団体組織やNPO組織、民間事業者等、多様な主体が行政との協働で様々な活動に取り組み、町民が希望と安心を持って暮らしていけるまちづくりを推進します。

行政においては、国の方針を踏まえるとともに、県との縦断的な連携や近隣自治体との広域的な連携にも積極的に取り組み、様々な分野において全庁的に相互連携を図りながら計画を推進します。

(2) 各主体の役割

上牧町第5次総合計画の推進にあたっては、町民や団体・事業者等と行政による協働のまちづくりに基づく取り組みを推進することから、基本施策ごとに掲げた各主体の役割を果たせるよう、町民や団体・事業者が主体的に活動できる取り組みを推進します。

①町民

町民一人ひとりが自分の住む地域の将来を考え、行政頼みではなく、小さくても「できること」に取り組み、町民一人ひとりの想いを実現し、幸せを実感することを通じて、地域に対する愛着や希望を未来につないでいきます。

②地域団体組織・NPO組織等各種町民団体

地域の維持・発展のために活動する組織は、上牧町のまちづくりにおいて重要な役割を担うことから、様々な年齢層の町民を巻き込み、活動をさらに発展させることで、町民の活躍できる場と機会を創出し、地域力の向上を図ります。

③民間事業者

持続する地域づくりに向け、地域活動との連携や地域内雇用の確保、地域資源の有効活用、民間ノウハウの提供、行政事業への参画など、積極的に地域の活性化に貢献します。

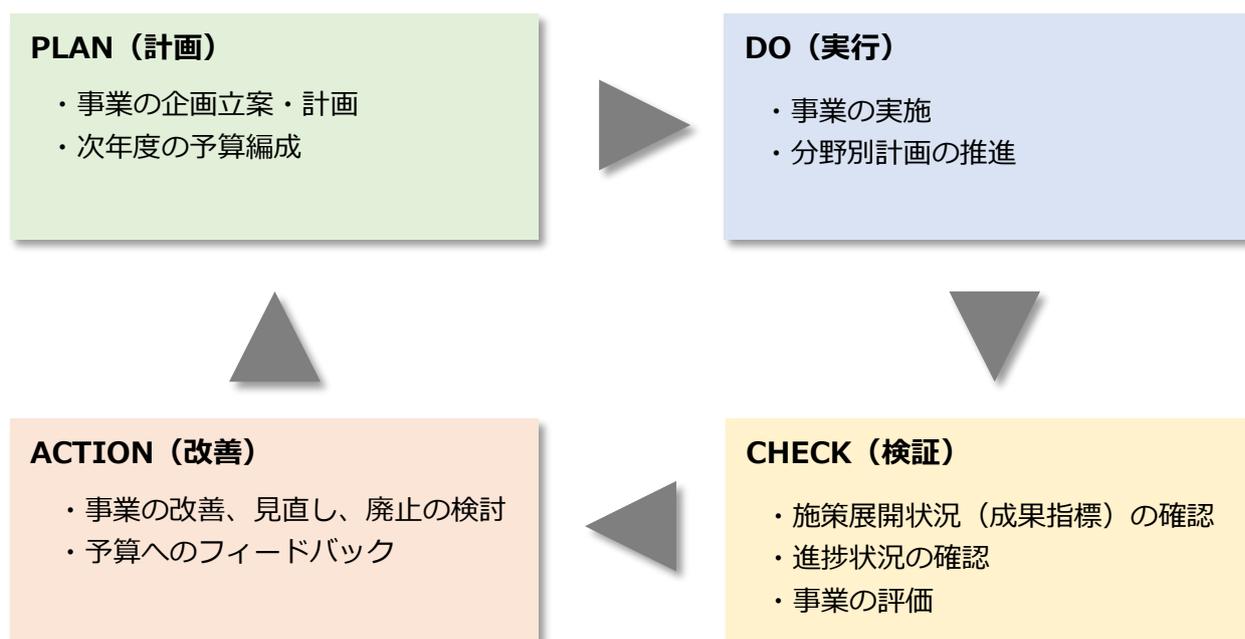
④行政

上牧町を永続的に発展させるためにも、まちづくりの主役である町民等の活動を支援するとともに協働を図りながら、庁内組織の枠組みを越えて積極的に施策を推進します。

第2節 進行管理の仕組み

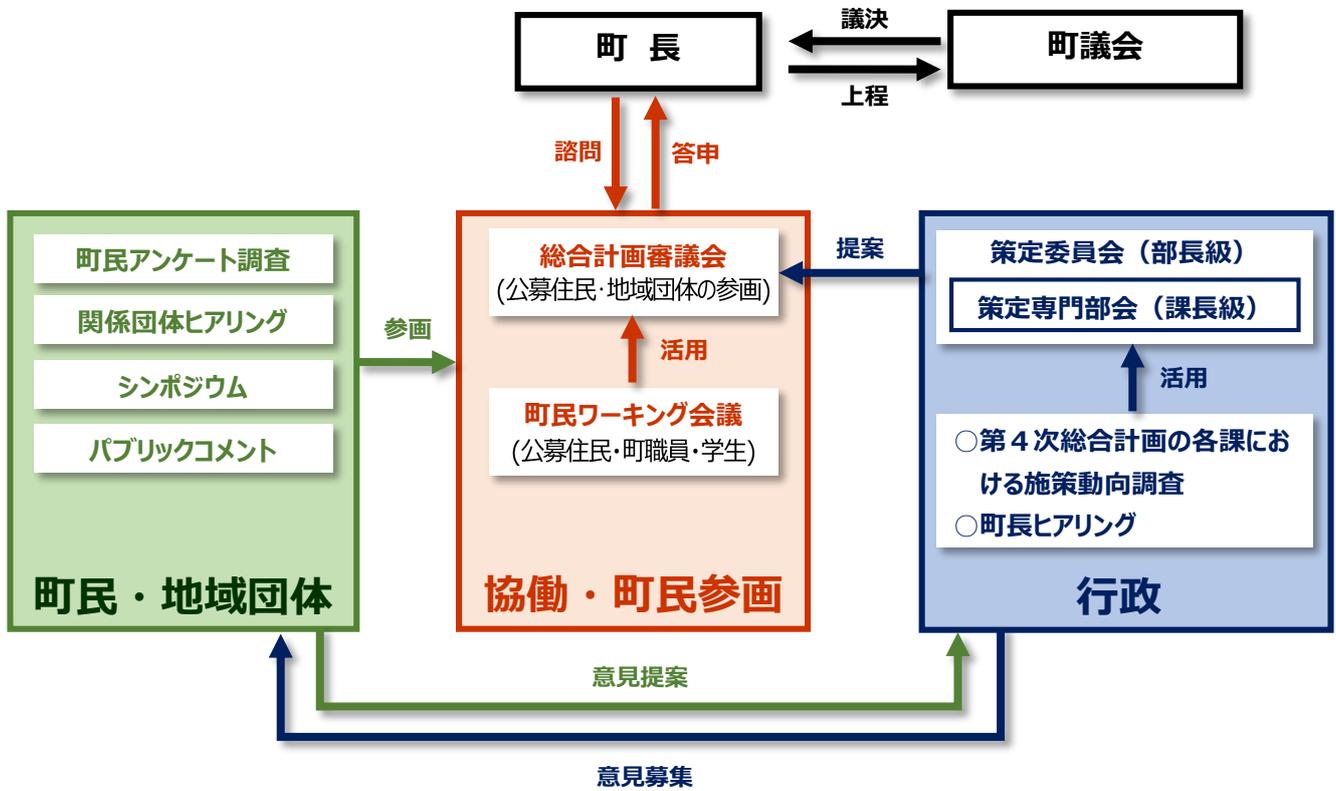
上牧町第5次総合計画の進捗管理を確実にを行うため、基本施策に位置づけた成果指標について定期的に数値を把握するとともに、評価、見直しをPDCAサイクルにより進行管理します。また、この進行管理に際しては、町民との協働により進行を管理する仕組みを構築します。

なお、見直しにあたっては、中長期財政計画において事業の施策展開状況（成果指標）及び進捗状況（毎年見直し）を把握するとともに、事業の改善、見直し、廃止を検討し、次年度予算編成へ反映させます。



第3部 資料

(1) 策定体制



(2) 計画策定経過

年度	月日	審議会	庁内調査等	策定委員会	専門部会 部会長会議	ワーキング 会議等	内容
平成 27 年度	7/15		町長 ヒアリング				・上牧町第5次総合計画策定に向けた町長の意向把握
	8/28～ 9/10					町民 アンケート	・町内在住の18歳以上の男女（無作為に抽出した3,000名）回収率31.3%
	8/30	①					・会長・副会長の選出 ・総合計画を取り巻く現状及び同計画策定の基本方針について審議
	9/2			①			・上牧町第5次総合計画策定方針（案）の検討
	10/1～6		施策動 向調査				・第4次総合計画における各施策の進捗や積み残し課題の把握 ・各課が計画や構想をしている施策・事業・指標の把握と今後の方向性の把握
	11/21					ワーキング 会議①	・テーマ『上牧の魅力再発見』（25名参加）
	12/19					ワーキング 会議②	・テーマ『上牧町みらい新聞』（26名参加）
	1/23					ワーキング 会議③	・テーマ『上牧のために私ができること みんなでできること』（26名参加）
	2/20					ワーキング 会議④	・テーマ『上牧町の将来像』（17名参加）
平成 28 年度	4/19～21					団体 ヒアリング	・まちづくり活動に取り組む団体の今後の意向等を把握（10団体）
	4/25	②					・策定進捗状況の説明
	5/19				全体部会 ①		・上牧町の将来のまちづくりにおいて重点的に解決すべき課題（戦略課題）の設定 ・戦略課題に結びつく基本理念・政策テーマの設定
	5/25			②			・戦略課題及び基本構想（案）【基本理念及び政策テーマ】の検討
	5/26			③			・戦略課題及び基本構想（案）【基本理念及び政策テーマ】の検討
	5/30	③					・戦略課題及び基本構想（案）【基本理念及び政策テーマ】について審議
	6/22			④			・基本計画の構成（案）の検討
	6/27	④					・基本構想に係る検討について審議 ・基本計画の構成（案）の報告
	7/13				部会長 会議①		・基本計画の構成（案）の検討
	7/13～ 8/4				各部会 適宜開催		・基本計画の構成（案）の検討
	8/4				全体部会 ②		・具体的な施策の展開方向（案）について意見出し ・基本施策と施策の展開方向（案）の組み合わせの調整・確認
	8/17			⑤			・基本構想（案）の内容確認 ・第2回専門部会全体会議の報告 ・施策体系の協議
	8/22				部会長 会議②		・具体的な施策内容（案）の検討 ・施策項目との組み合わせの整理
8/22～ 9/23				各部会 適宜開催		・具体的な施策内容（案）の検討 ・施策項目との組み合わせの整理	

年度	月日	審議会	庁内調査等	策定委員会	専門部会 部会長会議	ワーキング 会議等	内容
平成 28 年度	8/31	⑤					・基本構想（素案）について審議
	9/30				部会長 会議③		・具体的な施策内容（案）の検討 ・施策項目との組み合わせの整理
	9/30～ 11/24				各部会 適宜開催		・具体的な施策内容（案）の検討 ・施策項目との組み合わせの整理
	10/17			⑥			・基本計画構成の確認 ・施策の内容の確認 ・施策の再掲について検討
	10/26	⑥					・基本計画（素案）について審議
	10/28			⑦			・基本施策の調整
	11/1			⑧			・基本施策の調整
	11/9				部会長 会議④		・基本施策の調整
	11/9	⑦					・基本計画（素案）について審議
	11/16	⑧					・基本計画（素案）について審議
	11/25	⑨					・基本計画（素案）について審議
	12/3					シンポ ジウム	・基調講演「人口減少時代での総合計画のあり方 について」（奈良県立大学講師 鶴谷将彦氏） ・上牧町第5次総合計画（案）の概要説明 ・パネルディスカッション「これからの上牧町について考 える」
	12/5～ 28					パブリック コメント	（提出人数6名、提出件数40件）
	1/16	⑩					・パブリックコメント結果と町対応案の審議 ・上牧町第5次総合計画（答申案）の審議
1/30	答申					・上牧町第5次総合計画（案）の答申	

平成 29 年 3 月 22 日 上牧町議会平成 29 年第 1 回定例会において上牧町第 5 次総合計画を議決



<全体部会 各部会検討風景>



<全体部会 発表風景>

(3) 上牧町まちづくり基本条例

上牧町まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 町民の権利と義務（第5条—第7条）
- 第3章 議会及び議員の役割と責務等（第8条—第10条）
- 第4章 執行機関の役割と責務等（第11条—第15条）
- 第5章 町政運営（第16条—第26条）
- 第6章 情報の共有等（第27条—第31条）
- 第7章 参画と協働（第32条—第35条）
- 第8章 広域連携等（第36条）
- 第9章 条例の見直し等（第37条—第39条）

附則

わたしたちのまち上牧町は、奈良県北西部、奈良盆地の西部に位置し、古代には、この地一帯の緩やかな丘陵地帯で馬の放牧が盛んに行われ、「上の牧場」があったことから、「上牧（かんまき）」の名がついたとされています。

また、大阪への通勤圏内という地理的好条件下にあることから、1971（昭和46）年には人口増加率が日本一を記録したこともあるベッドタウンとして発展し、町内には里山の自然やのどかな田園、古くからの農村集落の町並みや新しく開発された住宅地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されています。

町政は、町の発展に伴って、税収が増加傾向にあったこともあり、長年にわたり財政拡大方向の運営が行われた結果として、平成21年度には、財政健全化団体に陥ることになりました。そこで、町は、法律により義務づけられた財政健全化計画を策定し、町民の理解を得ながらその計画に基づく取り組みを実施してきました。

翌平成22年度決算で、財政健全化団体から脱却できたものの、土地開発公社の多額の借入金の返済負担の重さもあって、今後も町の財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

一方、低成長経済や少子高齢化のなかで、これまでのように公共サービスを全て行政が担うことは難しくなるとともに、地方分権化の流れは引き続き進むことが予想されます。

こうした内外の状況に適切に対応し、同じ過ちを二度と繰り返さず、公正で開かれたまちづくりを進めていくためには、これまで町運営を担ってきた議会と行政に加え、元々地方自治の主役としての町民が担い手の一角として積極的な役割を果たすことが求められています。

わたしたちは、過去を忘れるのではなく、学ぶことにより将来の糧とし、町民、議会及び行政の三者が必要な情報を共有し、力を合わせて、住みたい、住み続けたい地域社会を実現させるため、上牧町の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、上牧町のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、町民、議会及び執行機関が、それぞれの役割を自覚し、互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 執行機関 町長を含む町の行政事務を管理・執行する機関をいいます。
- (3) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (4) 参画 施策や事業等の立案から実施、評価に至る過程に主体的に参加し、責任を持って意思形成に関

わることをいいます。

(5) 協働 共通の目的を実現するために、果たすべき役割と責任を自覚し、互いに不足するところを補い合い、対等の立場で協力することをいいます。

(6) まちづくり 豊かで暮らしやすい上牧町及び地域社会をつくるための取り組みをいいます。
(基本原則)

第3条 まちづくりは、次に掲げる基本原則により行います。

(1) 町民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。

(2) まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。

(3) 議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たします。

(4) まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立てます。
(最高規範性)

第4条 この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。

2 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。

第2章 町民の権利と義務

(まちづくり参画の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。

(未成年のまちづくり参画の権利)

第6条 未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します。

(まちづくり参画における町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに関する多様な活動が自治を育てるということを認識し、互いの活動を尊重しなければなりません。

第3章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議及び決定する機関として設置され、この条例に基づき議会としての責務を果たします。

2 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供するとともに、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることができます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。

3 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。

4 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用するとともに、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。

5 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。

6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、その結果を公表しなければなりません。

(議会の権限)

第9条 議会は、まちづくりの主体を町民としたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。

2 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視、けん制する権限並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。

(1) 基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」といいます。）

(2) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度

(3) 他市町村との協定並びに連携

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の

福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。

2 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するとともに、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。

3 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。

4 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。

第4章 執行機関の役割と責務等

(町長の責務)

第11条 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえ、まちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければなりません。

2 町長は、毎年、町政運営の目標並びに方針を明示し、結果を公表しなければなりません。

(職員採用等)

第12条 町長は、職員の採用にあたっては、公募を原則とし、応募状況、採用結果について公表しなければなりません。

2 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければなりません。

(執行機関の責務)

第13条 執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実かつ迅速に職務を執行しなければなりません。

2 執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設け、町民の参画の機会を保障しなければなりません。

(町職員の責務)

第14条 町職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければなりません。

2 町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければなりません。

(法令の遵守等)

第15条 町は、まちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため、常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。

2 前項に規定する必要な措置については別途定めます。

第5章 町政運営

(組織の編成)

第16条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民に分かりやすく機能的で、最小の経費で最大の効果を挙げるよう組織づくりを行うものとします。

2 町は、職員の適切な任用及び効果的な人員配置を図るものとします。

3 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすうえにおいても相互の連携を図らなければなりません。

(危機管理)

第17条 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 町は、危機管理体制のなかで自主防災機能の向上を図るため、町民の活動を積極的に支援します。

(総合計画等の策定)

第18条 町は、総合的かつ計画的に町政運営を図るため、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨ののっとり策定し、計画的な町政運営に努めなければなりません。

2 町は、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

(説明責任)

第19条 町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(応答責任)

第 20 条 町は、公職者及び町民からの要望等については、迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに、定期的に公表しなければなりません。

2 前項に規定する事項については、別に条例で定めます。

(財政運営及び制度の整備)

第 21 条 町は、総合計画を実施するため、中期及び長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営を図らなければなりません。

2 町は、財政計画を定めたときは、住民に分かりやすく公表しなければなりません。

(予算編成、執行及び決算)

第 22 条 町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。

2 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民に分かりやすく公表しなければなりません。

3 町長は、住民が決算内容を理解できるよう、分かりやすく公表しなければなりません。

(財産管理)

第 23 条 町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければなりません。

(財政状況の公表)

第 24 条 町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

第 25 条 町は、効果的かつ効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、町政運営の改善に努めなければなりません。

(個別外部監査)

第 26 条 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」といいます。)に監査を実施させることができます。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。

3 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとします。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表しなければなりません。

第 6 章 情報の共有等

(情報の公開及び提供)

第 27 条 町が保有する情報は、町民共有の財産であり、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。

2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画し、協働できるよう、町は、町政に関する情報を速やかに分かりやすく提供しなければなりません。

(情報共有の推進)

第 28 条 町は、具体的な施策若しくは制度により情報共有を推進しなければなりません。

(情報の収集及び管理)

第 29 条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。

2 町は、その保有する情報を速やかに提供できるよう、統一された基準により整理し、適正に管理及び保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第 30 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。

(選挙公報等)

第 31 条 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すように努めなければなりません。

2 町は、前項に示す町長及び町議会議員の選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公

報を、選挙ごとに発行するように努めなければなりません。

3 選挙公報の発行に関する詳細については別途定めます。

第7章 参画と協働

(まちづくり参画における町の責務)

第32条 町は、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。

(審議会等)

第33条 町は、町が設置する審議会その他の附属機関（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募を含めなければなりません。

2 町は、審議会等の会議及び議事録は公開しなければなりません。

3 町は、審議会等の開催の日時及び場所、審議項目などを、事前に広報紙等により町民に知らせなければなりません。ただし、非公開の場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。

(住民投票)

第34条 住民は、町長に対して住民投票を請求することができます。

2 議会及び町長は、住民投票を発議することができます。

3 住民投票の実施に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

4 町は、住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を最大限尊重するものとします。

(まちづくり協議会)

第35条 町民は、多岐にわたる課題等に総合的に対応し、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域の多様な主体で構成し、協働してまちづくり活動を行う組織として、まちづくり協議会を設立することができます。

2 まちづくり協議会は、町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながらまちづくり活動を行うものとします。

3 町は、まちづくり協議会の活動に対して必要な支援を行うことができます。

4 町は、まちづくり協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、住民自治の一層の進展を図るうえにおいては、その意思を尊重しなければなりません。

5 まちづくり協議会の組織及び運営等に関する事項は別に定めます。

第8章 広域連携等

(広域連携)

第36条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。

第9章 条例の見直し等

(取り組み状況の評価)

第37条 町は、毎年定期的にこの条例の取り組み状況の評価し、その結果を公表しなければなりません。

(条例の見直し)

第38条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

2 第1項に規定する検討を行う場合、住民主体の検討委員会を設けて審議しなければなりません。

(条例の改正)

第39条 この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければなりません。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

(4) 上牧町第5次総合計画審議会

①上牧町総合計画審議会条例

上牧町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、上牧町まちづくり基本条例（平成26年3月条例第6号）第18条に規定する本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを具体化するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、上牧町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 総合計画の策定に関し、町長の諮問に応じて審議し、及び意見を述べるため、上牧町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員26名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般公募住民
- (3) 町議会議員
- (4) 町内各種団体の代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名による。

3 専門部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。

4 専門部会の会議は、前条の規定を準用する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員（第3条第2項第3号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に報酬を支給する。

2 委員が職務のため町外に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月条例第2号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。



<審議会の様子>



<今中町長に答申書を手渡す中山会長と鶴谷副会長>

②委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
会長	中山 徹	奈良女子大学生活環境学部教授	
副会長	鶴谷 将彦	奈良県立大学地域創造学部講師	
委員	岡本 拓也	町民（一般公募）	
委員	小島 奈美	町民（一般公募）	
委員	川本 克己	町民（一般公募）	
委員	杉本 くる美	町民（一般公募）	
委員	高橋 道代	町民（一般公募）	
委員	竹島 正貴	町民（一般公募）	
委員	福井 希実	町民（一般公募）	
委員	吉中 隆昭	上牧町議会 議長	
委員	東 充洋	上牧町議会 議員	
委員	堀内 英樹	上牧町議会 議員	
委員	富木 つや子	上牧町議会 議員	
委員	遠山 健太郎	上牧町議会 議員	
委員	井尻 常正	上牧町農業委員会 会長	
		上牧町自治連合会 会長	平成 28 年 4 月 11 日まで
委員	吉田 義男	上牧町自治連合会 会長	平成 28 年 4 月 12 日から
委員	竹島 成佳	上牧町消防団 団長	
委員	藤井 照雄	上牧町民生児童委員協議会 会長	
委員	安居 真佐夫	上牧町シルバークラブ連合会 会長	
委員	宮城 美和	上牧町教育委員会 教育長職務代理者	
委員	中村 鉄夫	上牧町社会教育委員 議長	
委員	江川 律子	上牧町 PTA 協議会 会長	平成 28 年 5 月 16 日まで
委員	守屋 洋子	上牧町 PTA 協議会 会長	平成 28 年 5 月 17 日から
委員	梶野 洋子	上牧町婦人会 会長	
委員	寺川 康隆	南都銀行 上牧支店 店長	
委員	萩野下 満	アピタ西大和店 店長	
委員	木田 浩平	ハローワーク大和高田 所長	平成 28 年 4 月 24 日まで
委員	小林 幸司	ハローワーク大和高田 所長	平成 28 年 4 月 25 日から

(5) 上牧町第5次総合計画策定委員会

①上牧町総合計画策定委員会設置要綱

上牧町総合計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上牧町まちづくり基本条例（平成26年3月上牧町条例第6号）第18条に規定する本町における総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関して、必要な事項の調査、研究、調整又は協議を行うための委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 総合計画の策定に係る庁内における策定体制として、上牧町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議を行う。

総合計画の策定の基本方針に関すること。

基本構想及び基本計画の立案に関すること。

その他総合計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長に副町長、副委員長に教育長、委員に部長級の職員をもって充てるものとし、それぞれ町長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、総合計画の素案の策定を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 策定委員会の補助機関として、第3条に規定する所掌事務を個別具体的に調査研究するために上牧町総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

2 専門部会は、次の各号に掲げるとおりとし、課長以下の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

- (1) 行財政部会
- (2) 都市環境部会
- (3) 住民福祉部会
- (4) 地域活性部会
- (5) 教育文化部会

(部会長及び副部会長)

第9条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会構成員のうちから委員長が指名する。

3 部会長は、部会を掌握し、部会を招集し、部会を代表する。

(部会間調整会議)

第10条 策定委員会からの求めその他必要に応じて、専門部会ごとの検討の進捗状況の把握及び専門部会間の調整等を行うため、各部会長の参加を得て、部会間調整会議を開催するものとする。

(庶務)

第 11 条 策定委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

②委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
委員長	田 中 一 夫	副町長
副委員長	松 浦 教 雄	教育長
委 員	西 山 義 憲	総務部長
委 員	爲 本 佳 伸	総務部理事
委 員	今 西 奉 史	総務部理事
委 員	下 間 常 嗣	都市環境部長
委 員	藤 岡 季 永 子	住民福祉部長
委 員	大 東 四 郎	水道部長
委 員	藤 岡 達 也	教育部長

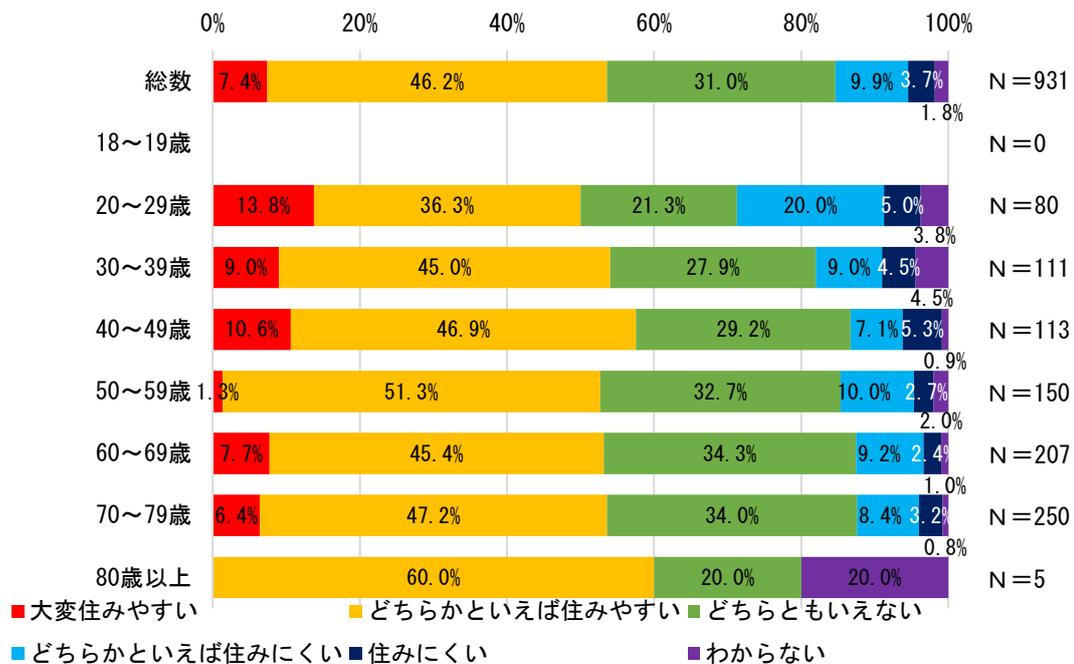
※平成 29 年 1 月末現在

(6) 町民アンケート調査結果 (概要)

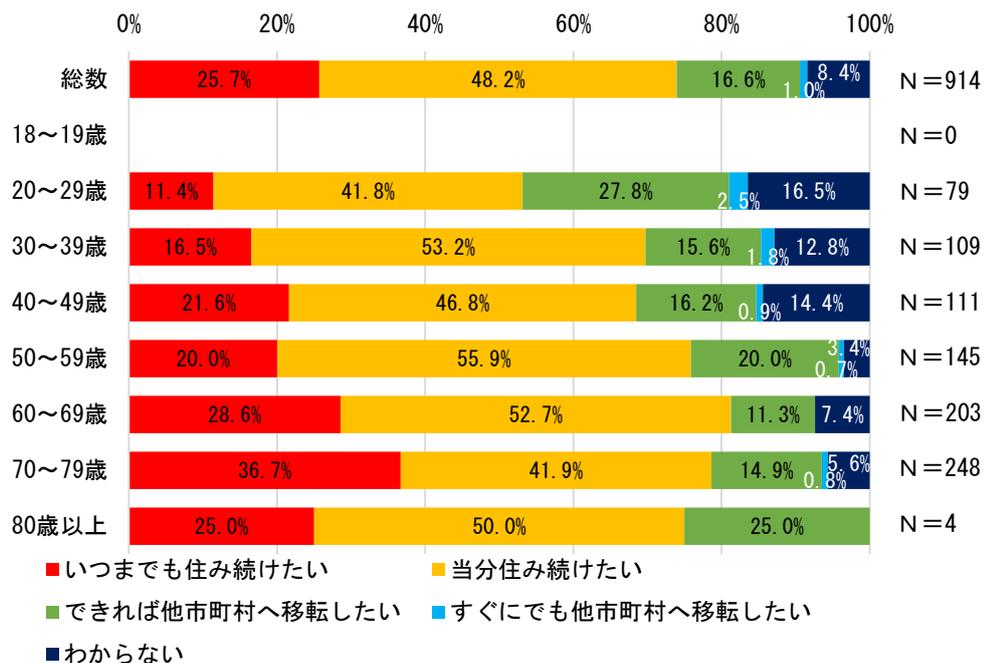
① 定住意識について

- 若者ほど上牧町を住みにくい・住み続けたくないと感じている
- 住み続けたい人は「災害が少ない」、「緑が多い」、「利便性が高い」、「静かな環境」を評価

問. 総合的にみて、上牧町は住みよいところだと感じますか？ <1つに○印>

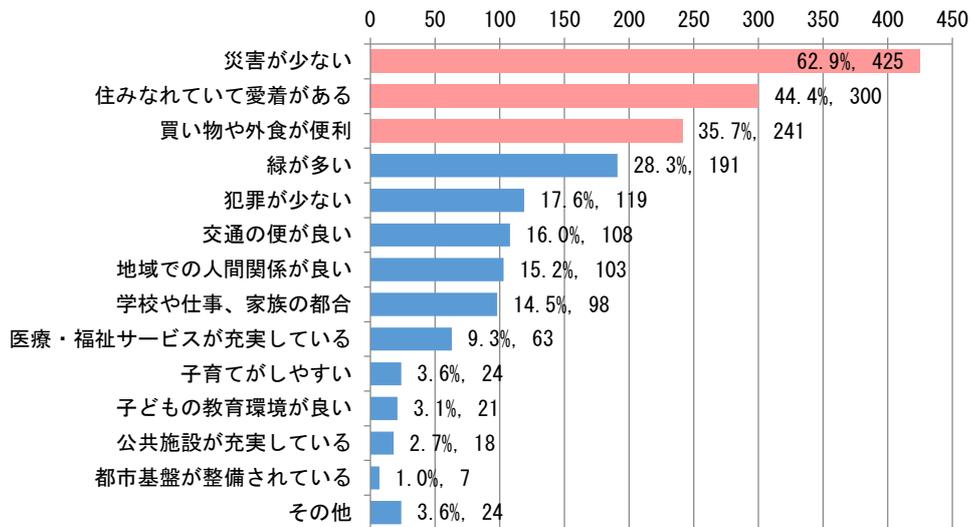


問. これからも上牧町に住み続けたいと思いますか？ <1つに○印>



問. 上牧町に住み続けたいと思う理由は何ですか。

※複数回答

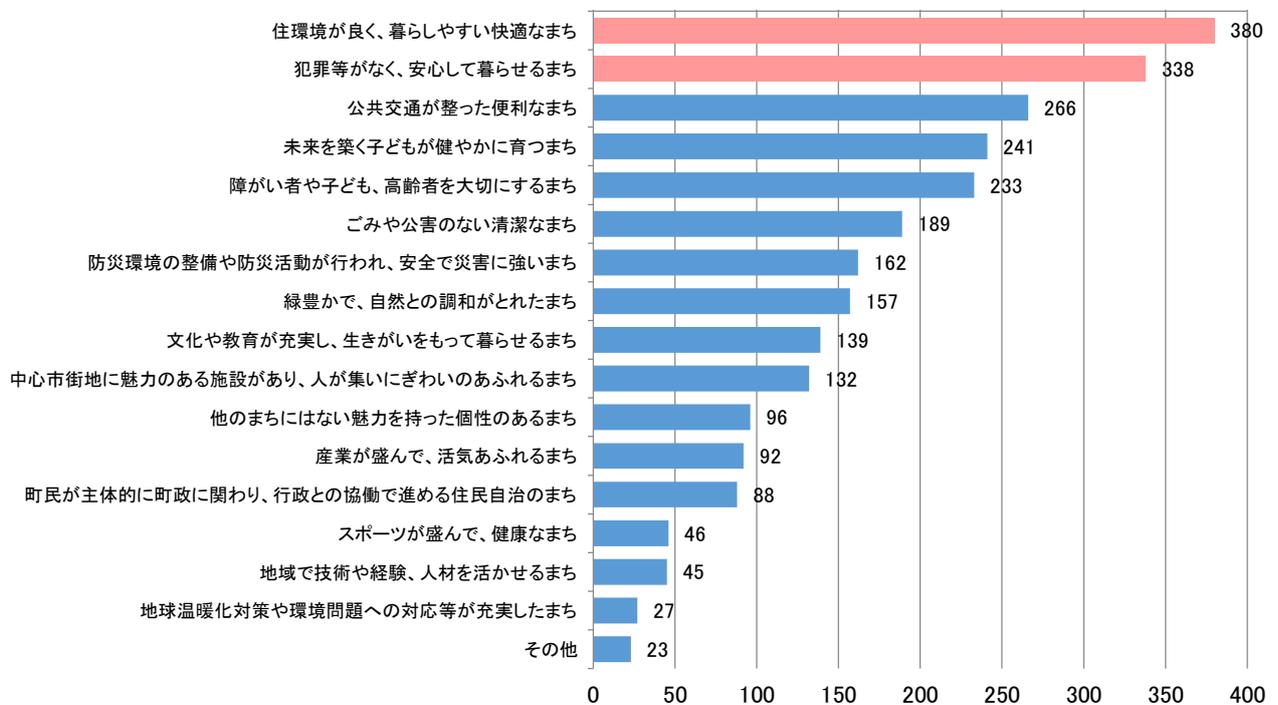


②まちの将来像について

- 「住環境が良く、暮らしやすい快適なまち」、「犯罪等がなく、安心して暮らせるまち」と、安全安心で暮らしやすい住環境のイメージが上位
- 将来像を実現するためには、「公共交通」が必要と考える方が最も多い

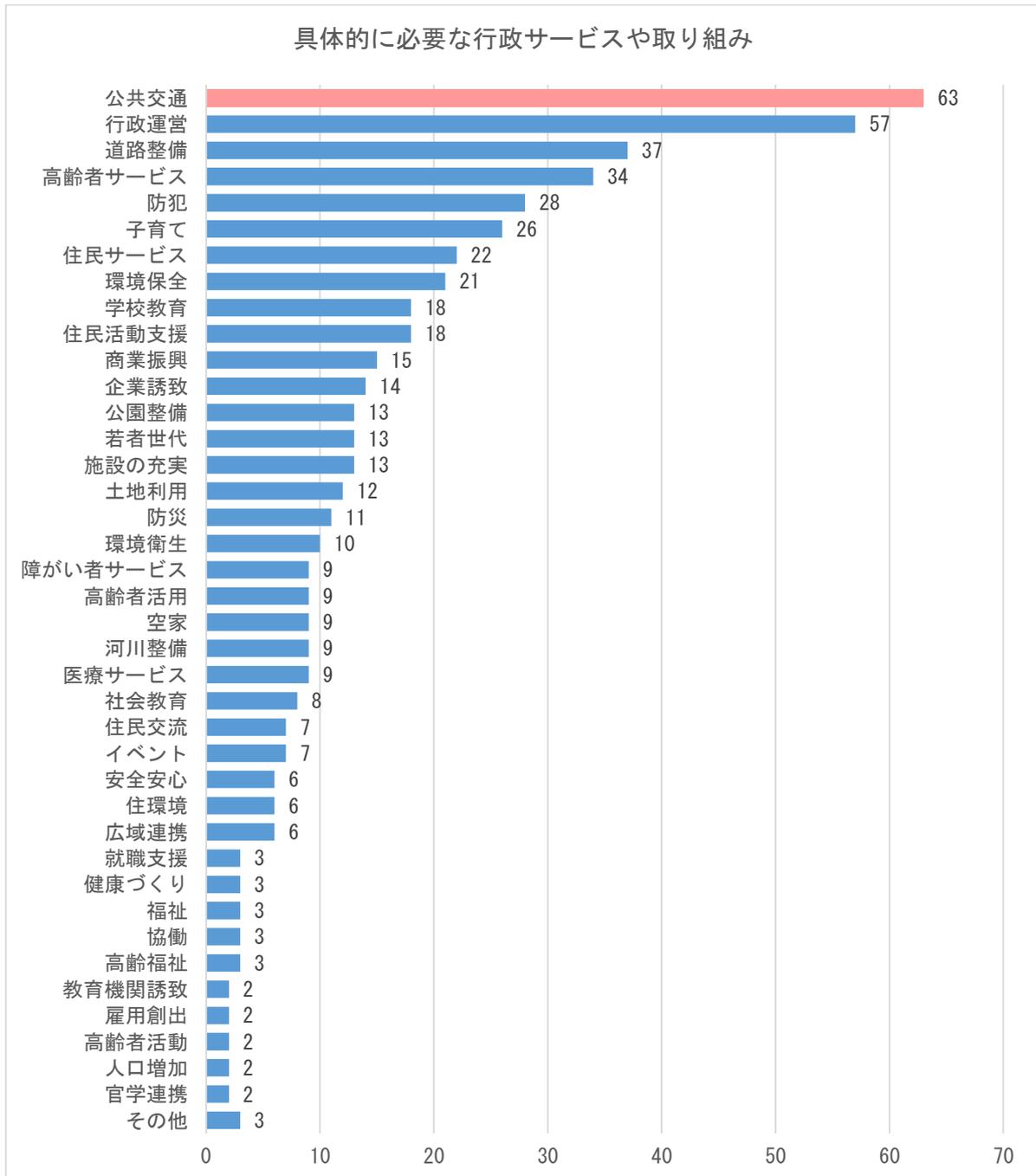
問. これからの上牧町はどのようなまちになると良いと思いますか？

<3つまでに○印>



問. 将来のまちのイメージを実現するために、具体的にどのような行政サービスや取り組みが必要だと思いますか？

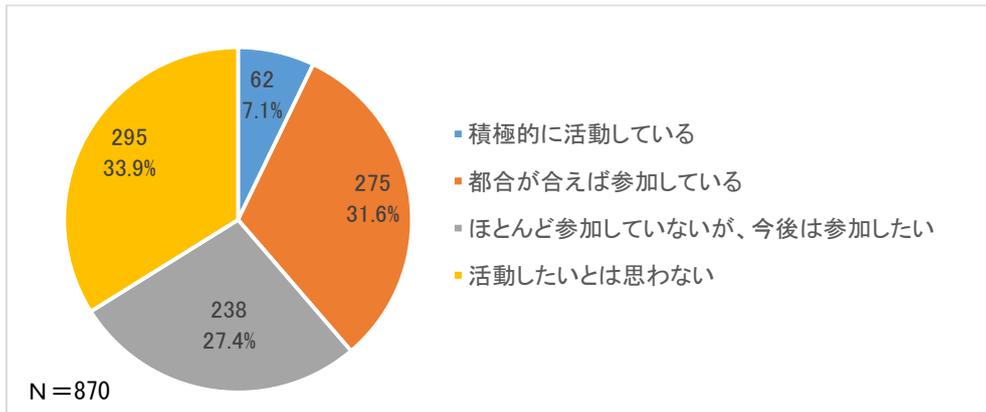
<自由回答>



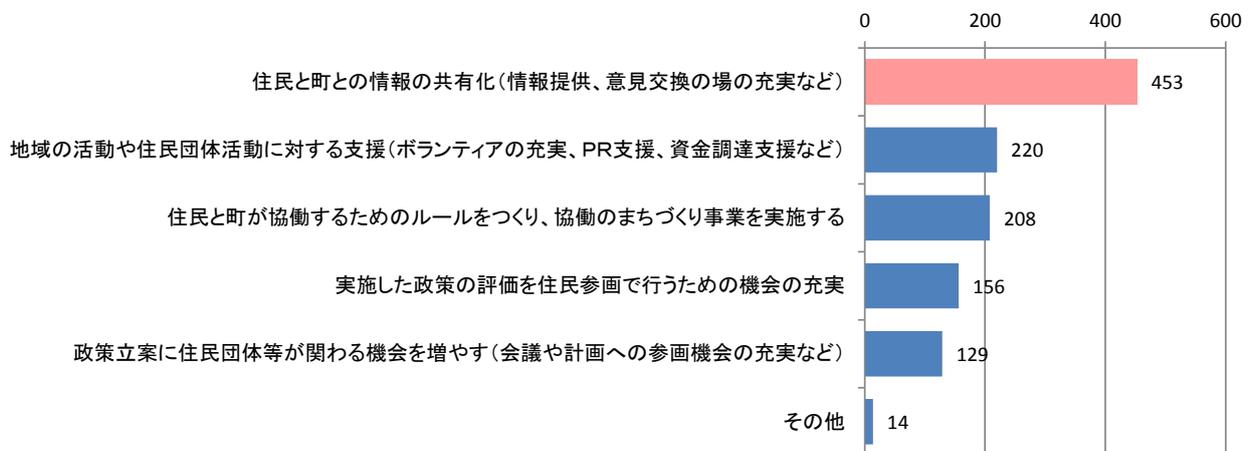
③協働のまちづくりについて

- 地域の活動に参加している、または今後参加したいと考えている町民は約7割
- 協働のまちづくりを進めるにあたり町民と町との情報の共有化を求める声が多い

問. あなたは、地域の活動（自治会活動、ボランティア活動、NPO 活動等）に参加していますか？また、今後参加したいと思われますか？ <1つに○印>



問. 「協働のまちづくり」を進めるうえでどのようなことが重要だと思いますか？ <2つまでに○印>



(7) 第4次総合計画の各課における施策動向調査（各課ヒアリング）

①ヒアリングの目的

- 第4次上牧町総合計画における各施策の進捗や積み残されている課題の把握、各課において計画や構想をしている施策、事業、指標、今後の方向性などを把握する。

②実施概要

- ◆ 対 象：社会教育課、教育総務課、総務課、生き活き対策課、福祉課、上下水道課、住宅土地管理課、環境課、まちづくり推進課、政策調整課
- ◆ 実施期間：平成27年10月1日（木）から平成27年10月6日（火）まで
- ◆ 内 容：① 基本計画における事業の内容と成果
② 施策の展開方向についての積み残し課題と今後に向けた取り組み
③ 関連計画
④ 第5次上牧町総合計画に追加すべき項目等

(8) 町民ワーキング会議実施報告書（概要）

①会議開催の目的

- 総合計画における将来像やまちづくりの方向性について町民の視点を反映させる。
- 町民のまちづくり意識の向上を図る。

②会議への参加者

○募集方法（町民参加者）

- ・ 町内在住の満 18 歳以上、全 4 回のワークショップに参加できる者を対象に、参加申込を受付。
（募集時期：平成 27 年 11 月）

○参加者

- | | |
|-------------------------|------|
| ・ 18 歳以上の町民(参加申込者) | 8 名 |
| ・ 大学生（奈良県立大学・奈良女子大学 学生） | 11 名 |
| ・ 職 員 | 15 名 |
| ・ 講師 | 2 名 |
| ・ 事務局：政策調整課 | 5 名 |

③会議の開催概要

- ・ 開催日時：平成 27 年 11 月 21 日（土）、12 月 19 日（土）、平成 28 年 1 月 23 日（土）、2 月 20 日（土）の午前中に開催。（全 4 回開催）
- ・ 開催会場：上牧町役場 地下 1 階 会議室
- ・ 会議進行：全体の会議進行は講師が行いました。
各回、数グループに分かれ、ワークショップ形式により話し合い、各グループの進行・取りまとめについては大学生が行いました。

参考：グループ話し合いの方法（ワークショップ）

参加者が 5～9 人の顔の見えるグループに分かれ、お互いの立場や考えの違いを尊重しながら、テーマに沿って意見交換をする。話し合いの内容は、必要に応じて模造紙やふせん等を使ってまとめました。

また、話し合った内容について、毎回、グループ毎に発表し合い共有しました。

この方法は、参加者から様々な意見を引き出せる特徴を持っています。



<話し合い風景>



<集合写真>

④ 各回の日時・テーマと主な内容・出席者数

回・月日 [出席者数]	テーマと主な内容
第1回 平成27年 11月21日(土) [25名]	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ『上牧の魅力再発見』 ・主な内容： 2つのグループをつくり、町内のまち歩きを実施。その後、普段の生活やまち歩きで感じた上牧町のイメージを漢字1字で表現・共有しました。
第2回 平成27年 12月19日(土) [26名]	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ『上牧町みらい新聞』 ・主な内容： 4つの分野別※にグループをつくり、それぞれの分野の視点にたち、日々の生活や第1回プログラム(スライド、まち歩き)を通して感じる、上牧町の魅力や10年後の上牧町の姿などについて話し合いました。参加者に、第三者(町民等)にわかりやすく伝えるという意識をもってもらうため、新聞記事の形で取りまとめました。 各グループが取りまとめた新聞記事は、最後に1枚の新聞にまとめ、上牧町の現状の全体像がわかるようにしました。 <p style="text-align: center;">※4つの分野別のグループ ①そだてる、②歳を重ねる、③憩う・つどう、④まなぶ</p>
第3回 平成28年 1月23日(土) [26名]	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ『上牧のために私ができること みんなでできること』 ・主な内容： 第2回の「上牧町みらい新聞」作成時に出てきた上牧町の課題に対して、「個人、サークルでできること(1~5人程度の規模)」、「自治会、団体が施設運営者や行政とともに取り組むこと(20~50人の規模)」、「行政が取り組むこと(100人以上の規模)」などについて課題テーマごとに話し合いをしました。各グループで共通している課題(例：つなぎ役・まとめ役の必要性など)を確認するため、途中段階でグループのメンバーを数人ずつ交換しながら話し合いを進めました。
第4回 平成28年 2月20日(土) [17名]	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ『上牧町の将来像』 ・主な内容： これまで検討してきた上牧町の10年後の姿や課題を再確認するとともに、今後の上牧町の将来像(キャッチフレーズ)を検討しました。また、参加者が提案したそれぞれの将来像のなかから、上牧町にふさわしい将来像(キャッチフレーズ)を投票によって3案に絞りました。

(9) 団体ヒアリング

①ヒアリングの目的

第5次総合計画の基礎資料とするために実施し、以下の2つの視点で調査を実施する。

- ・上牧町の現況・課題に関する町民・団体の「生の声」を聴取する。
- ・第5次総合計画を策定し、計画に基づく取り組みを実行していくにあたり、連携することのできる町民・団体の発掘する。

②実施概要

◆対 象：問題意識を持って公益的な活動に取り組んでいる団体（グループ）、活発に活動している団体（グループ） 計10団体

◆ご協力いただいた団体：café NANATSUMORI
虹の湯西大和店
上牧町シルバー人材センター
上牧町文化協会
介護老人保健施設グランディまきば

NPO 法人楽しいまちづくりの会
上牧町商工会
上牧町体育協会
社会福祉法人郁慈会
障がい者支援施設フレンズまきば
(以上順不同)

◆実施期間：平成28年4月19日（火）から平成28年4月21日（木）まで

◆意見総括

- 地域貢献として上牧町に協力したいが、具体的に何をすれば良いか分からないため、行政と一緒に考えていきたい。また、行政側から声をかけてほしい。
- 活動内容を周知させるため、広報や情報発信について行政にも協力してほしい。
- 行政と町民が同じ目線でまちづくりを進めていくためには、町民や団体と行政が交流する機会を用意し、町民と行政の想いを共有することが大切である。行政のなかだけで終わらせないで、地域住民の意見を聞いてほしい。また若者も年配の人も多世代が交流する機会を創出することも大事である。
- 団体同士の横のつながりを重視した町独自のネットワークが必要である。現状は各団体や各事業者などの横のつながりが全体的に弱い。また、近隣地域との連携や交流も必要である。
- 地域で拠点となる場所が必要である。また、若者の移住を促進させるために少しおしゃれに、素敵に、面白くつくり、関心を持ってもらえるように発信することが大事である。

(10) シンポジウム

上牧町保健福祉センター（2000 年会館）で、策定中の上牧町第 5 次総合計画における取り組みや計画内容について、町民の理解を深め、将来のまちづくりについて考えることを目的にシンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、奈良県立大学講師の鶴谷将彦氏の「基調講演」をはじめ、「計画策定の概要説明」、奈良女子大学教授の中山徹氏のコーディネートによる「パネルディスカッション」がありました。

①概要

主催	上牧町
日時	平成 28 年 12 月 3 日（土）9：00～12：00
場所	上牧町保健福祉センター（2000 年会館）2 階 多目的室
内容	<p>○基調講演 テーマ：「人口減少時代での総合計画のあり方について」 講師：鶴谷 将彦 氏（奈良県立大学地域創造学部 講師）</p> <p>○上牧町第 5 次総合計画（案）の概要説明</p> <p>○パネルディスカッション テーマ：「これからの上牧町について考える」 コーディネーター：中山 徹 氏（奈良女子大学生生活環境学部 教授） パネリスト：今中 富夫 氏（上牧町長） 吉田 義男 氏（自治連合会 会長） 宮城 美和 氏（上牧町教育委員会 委員） 藤村 安則 氏（NPO 法人楽しいまちづくりの会 副理事長） 田村 広司 氏（café NANATSUMORI オーナー）</p>



<鶴谷氏 基調講演>



<パネルディスカッション>



<参加者からの質疑>



<町民ワーキング会議の結果報告>

(11) 諮問書

上政調第 550 号
平成 27 年 8 月 31 日

上牧町総合計画審議会
会長 中山 徹 様

上牧町長 今中 富夫

上牧町第 5 次総合計画（案）について（諮問）

上牧町まちづくり基本条例第 18 条の規定により策定する、上牧町第 5 次総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(12) 答申書

平成 29 年 1 月 30 日

上牧町長 今中 富夫 様

上牧町総合計画審議会
会長 中山 徹

上牧町第 5 次総合計画（案）について（答申）

平成 27 年 8 月 31 日付け上政調第 550 号で諮問のあった第 5 次総合計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、適当と認めましたので、下記事項に配慮するよう意見を付して別添のとおり答申します。

記

上牧町第 5 次総合計画の策定にあたっては、町民 3,000 人を対象にしたアンケート調査、町民ワーキング会議、団体ヒアリング、シンポジウム、パブリックコメントを行い、当審議会においても一般公募による町民の方々も交えて審議することができ、十分に町民の声を取り入れて策定することができたと評価します。

総合計画は策定して終わりというものではなく、計画に掲げたものをどこまで実施できるかによって、上牧町の未来が決まってくるものと考えます。今後、日本全体で人口減少や高齢化の波が押し寄せ、決して楽な自治体運営ではないと思われませんが、町民・議会・行政が一丸となって、より良い上牧町になることを願っています。

「健全な行政運営」

厳しい財政条件について、町民と共通認識を図るとともに行政経営改革を確実に実行し、財政健全化に重点を置いた行政運営に努められたい。

「町民参画と協働の推進」

町が目指すまちの姿を町民と共有し、「町民参画と協働によるまちづくり」の考えのもと、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、同じ方向に向かって施策を推進する仕組みづくりを構築されたい。

「施策の実施に向けた取り組みの推進」

厳しい財政状況のなかで、計画で掲げられている施策の実施に向けて、財源確保に配慮されるとともに、国や県の支援の積極的な活用や新たな官民連携の検討など、着実な計画の推進に努められたい。また、人口減少や少子高齢化など、近年の社会情勢は目まぐるしく変化しており、町民の暮らしにも大きな変化がみられると予測されますので、社会情勢の変化を見据えながら的確に取り組みを推進されたい。

「成果指標の適切な進捗管理」

基本施策ごとに掲げられている成果指標については、継続的な進捗管理を行い、町民への周知を図り、当初の設定にこだわることなく、社会情勢の変化を踏まえた指標自体の変更など、柔軟な対応を図られたい。

上牧町第5次総合計画



2017年(平成29年)4月

【発行】上牧町

【編集】総務部 政策調整課

〒639-0293

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3350 番地

TEL 0745-76-1001

FAX 0745-76-1002

E-mail kanmaki@plum.ocn.ne.jp



安心
安全

子育て



 上牧町
Kanmaki Town



教育

